# 子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷

～輝く未来へトライ～



# 第2次 熊谷市総合振興計画



熊谷市は、新市誕生後の平成20年に、第1次総合振興計画を策定し、以降10年間、それぞれの地域の特色を生かしながら、市民との協働のまちづくりを推進してまいりました。

暑さを逆手に取った「あついぞ!熊谷」事業では全国的に知名度が向上し、市民の健康を第一に官民で取り組んだ「暑さ対策事業」では環境省などが推進するひと涼みアワードで、毎年のようにトップランナー賞を受賞いたしました。また、歓喜院聖天堂の国宝指定やラグビーワールドカップ2019™の開催都市の決定等、本市ならではの特色あるまちづくりを展開してまいりました。

現在、全国的に少子高齢化に伴う人口減少や地域経済·雇用の低迷、そして地球温暖化対策等の様々な課題がありますが、本市においても、それらの課題に真摯に向き合い、市民の安全·安心な日常生活の確保や利便性の向上に、これからも全力で取り組んでまいります。

これからの10年間のまちづくりの方向性を定める第2次総合振興計画の策定に当たりましては、「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」を将来都市像とし、効率的で安定した市政運営を継続し、次世代を担う子どもたちが郷土愛を育くむことのできる魅力ある熊谷市であり続けるよう、社会変化と市民ニーズに的確に対応してまいります。

熊谷市の新たな挑戦と飛躍のため、これからも引き続き、ご支援とご協力をお願いします。

平成30年3月

熊谷市長

富岡　清

## 市　章



この紋章は、熊谷の名を円形に図案化したもので、上部右が「ク」を、同左が「マ」を、全体で「谷」を表しています。

大正8年（1919年）に、熊谷町の紋章として、一般に懸賞募集し、同11年7月から使用されたものです。昭和8年（1933年）4月1日の市制施行後、市の紋章として引き継がれ、平成17年（2005年）10月1日の合併による新熊谷市においても引き継がれました。

## 市のシンボルマーク



平成17年（2005年）10月1日に熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新熊谷市が誕生したことを記念して、公募により平成18年（2006年）4月22日に制定されたものです。

熊谷市（「くま」の2文字）が、限りない未来に向かって、大きく飛躍している様子をデザイン化したものです。

青色は、快晴日数日本一の熊谷市の青空と自然豊かな荒川･利根川の流れを表し、オレンジ色は、熊谷の暑さと市民の情熱を表しています。

このほか、サクラ色、ケヤキ色、ヒバリ色、ムサシトミヨ色のバージョンがあります。

サクラ色



ケヤキ色



ヒバリ色



ムサシトミヨ色



市の花サクラ



市の木ケヤキ



市の鳥ヒバリ



市の魚ムサシトミヨ



## 熊谷市民憲章

平成19年5月16日制定

わたくしたち熊谷市民は、荒川、利根川を中心とした豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、明るく豊かなよりよりまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

すこやかな心と体をつくりましょう
教養を身につけましょう
しあわせな家庭をつくりましょう
きまりを守り親切にしましょう
豊かできれいなまちをつくりましょう

## 熊谷市子ども憲章

平成18年5月5日制定

わたしたちは、心のつながりをもち、一人一人の自立をめざして、この憲章を定めます。

(夢・未来)
夢や希望をもち、すばらしい未来をつくります。

(友情・思いやり)
「ありがとう」と思いやりの心を忘れずに、相手の気持ちを大切にします。

(環境・自然)
自分たちにできることを進んでおこない、自然を大切にします。

(命・人権)
いじめや差別をなくして、みんなで助けあって生活します。

(責任・努力)
自分のことばや行動に責任をもち、目標にむかって努力します。

※この憲章は、各小中学校の児童生徒代表が策定委員となり、作成したものです。

## 熊谷市歌

平成19年5月16日制定

1 豊かな流れが　はぐくんだ
みどりの大地に　風光る
心の翼　羽ばたかせ
未来に向けて　飛び立とう
熊谷　熊谷　わたしと伸びるまち

2 歴史に残る　人々の
夢見た思いは　いまここに
うけつぐ心　たくましく
明日への希望　胸に抱き
熊谷　熊谷　わたしを磨くまち

3 桜にこころ　はずませて
祭りの太鼓に　勇み立ち
実りの秋に　笑顔満ち
けやきの枝に　風わたる
熊谷　熊谷　わたしが誇るまち

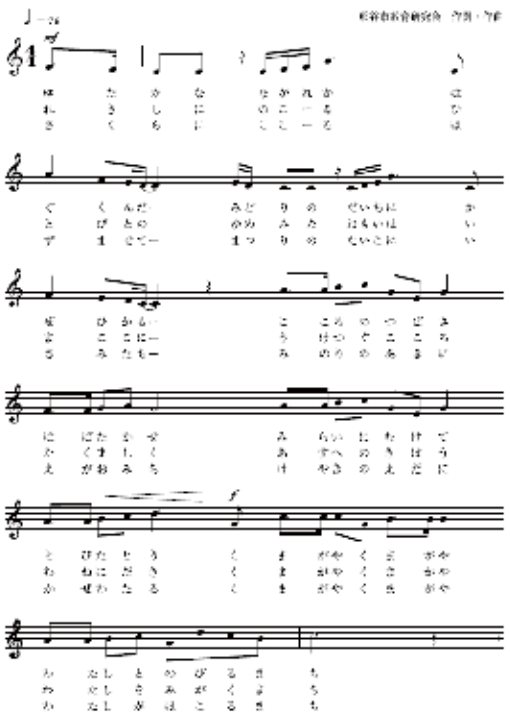

# Index　目　次


序 …… 7
1　計画策定の趣旨 …… 10
2　計画の構成及び期間 …… 10
3　社会情勢と熊谷市の現状 …… 11
4　熊谷市の姿 …… 14

基本構想 …… 19
1　目的 …… 22
2　目標年度 …… 22
3　将来都市像 …… 22
(1)　将来都市像 …… 22
(2)　将来人口 …… 23
(3)　土地利用構想 …… 24
(4)　総合交通体系 …… 27
4　施策の大綱 …… 32

基本計画 …… 35
リーディング・プロジェクト …… 40
政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち …… 48
施策1　スポーツによるまちづくりを推進する …… 48
施策2　スポーツツーリズムを推進する …… 50
施策3　観光を推進する …… 52
政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち …… 54
施策1　防災・危機管理体制を整え、災害・テロに備える …… 54
施策2　防犯体制を整え、犯罪を抑制する …… 58
施策3　消費者被害を防止する …… 60
施策4　交通安全を推進する …… 62
施策5　健康づくりを推進する …… 64
施策6　医療体制を充実させる …… 66
施策7　消防力を強化する …… 68
政策3　人にやさしい思いやりのあるまち …… 72
施策1　子どもが健やかに成長できる環境をつくる …… 72
施策2　高齢者が暮らしやすい環境をつくる …… 74
施策3　障害者が暮らしやすい環境をつくる …… 76
施策4　地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる …… 78
政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち …… 80
施策1　豊かな自然を保全する …… 80
施策2　生活環境を保全する …… 82
施策3　ごみの発生を抑制し、再利用を促進する …… 84
施策4　地球温暖化対策を推進する …… 86
政策5　人が集い活力ある産業が育つまち …… 88
施策1　農業を振興する …… 88
施策2　商工業を振興する …… 92
施策3　市内企業の支援及び企業誘致を推進する …… 96

施策4 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する …… 98
施策5 産学の連携を支援する …… 102
政策6 快適で暮らしやすいまち …… 104
施策1 安全で快適な魅力あるまちをつくる …… 104
施策2 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる …… 108
施策3 機能的で安全な道路を整備する …… 110
施策4 利便性の高い公共交通を推進する …… 114
施策5 親しみある魅力的な公園を創出する …… 116
施策6 上下水道を整備し、適切な維持管理をする …… 118
政策7 地域に根ざした教育・文化のまち …… 120
施策1 学力日本一を目指す(知・徳・体) …… 120
施策2 安全で快適な学校づくりを進める …… 124
施策3 魅力ある生涯学習事業を充実させる …… 126
施策4 文化芸術活動を支援する …… 130
施策5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる …… 132
政策8 市民と行政が協働して創る満足度の高いまち …… 134
施策1 市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する …… 134
施策2 非核平和を推進する …… 136
施策3 人権尊重のまちをつくる …… 138
施策4 男女共同参画を推進する …… 140
施策5 国際・国内交流と多文化共生を推進する …… 142
施策6 健全な財政を推進する …… 144
施策7 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する …… 146
施策8 わかりやすい市政の情報を発信する …… 148
施策9 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する …… 150

資料編 …… 153
1 財政フレーム …… 156
2 成果指標算出方法 …… 157
3 策定体制 …… 161
4 策定経過 …… 162
5 総合振興計画審議会 …… 163
熊谷市総合振興計画審議会条例 …… 163
総合振興計画審議会名簿 …… 164
諮問書 …… 165
答申書 …… 165
6 総合戦略有識者会議名簿 …… 167
7 総合振興計画策定委員会 …… 168
熊谷市総合振興計画策定委員会規程 …… 168
総合振興計画策定委員会名簿 …… 169
8 議案 …… 171
9 自治基本条例 …… 172
10 各分野計画一覧 …… 176

Kumagaya City

# 第２次熊谷市総合振興計画

## 序



# Index　目　次

## 序


1　計画策定の趣旨……10

2　計画の構成及び期間……10

(1)基本構想……10
(2)基本計画……10
(3)実施計画……10

3　社会情勢と熊谷市の現状……11

(1)社会経済……11
(2)人口減少社会……12
(3)地方自治制度……12
(4)アセットマネジメント及びコンパクトシティの推進……13
(5)安全・安心な暮らし……13
(6)地球温暖化対策・暑さ対策……13
(7)ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピックの開催…14

4　熊谷市の姿……14

(1)位置・地勢……14
(2)気候……14
(3)沿革・歴史……15
(原始・古代、中世、近世、近代、現代)

# 序

## 1 計画策定の趣旨

本市は、熊谷市、大里町、妻沼町及び江南町による合併後の平成20年(2008年)に、新「熊谷市」として、平成29年度(2017年度)を目標年度とする、第1次総合振興計画を策定し、市民の融和と均衡ある発展に向け、計画的かつ総合的な行政運営を進めてきました。

今後は、社会経済情勢の変化、特に、人口減少や少子高齢社会の急速な進行が、まちの活性化や行財政運営に大きく影響していくことが見込まれます。このため、社会情勢及び市民生活の様式の変化を見据え、多様な市民ニーズに対応するとともに地域の特色を生かしたまちづくりを推進し、自立性が高く持続できる魅力ある都市を目指して、今後10年間のまちづくりの指針を示す第2次総合振興計画を策定しました。

本計画の各政策を着実に実施することで、都市力の総合的な増強により広域圏の拠点としての熊谷市を確立していきます。

## 2 計画の構成及び期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

### (1)基本構想

平成39年度(2027年度)を目標年度とし、本市の目指すべき将来像(将来都市像)を明確にするとともに、その実現を図るための基本方針(施策の大綱)を示したものです。

### (2)基本計画

基本構想を実現するための計画であり、施策ごとに現状と課題、基本方針を具体的に取りまとめたものです。社会経済環境に柔軟に対応できるように前期基本計画(平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度))と後期基本計画(平成35年度(2023年度)～平成39年度(2027年度))の5年間ずつに期間を分けています。

### (3)実施計画

基本計画で示された施策を、財政状況や社会情勢を考慮して選択し実施する事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。

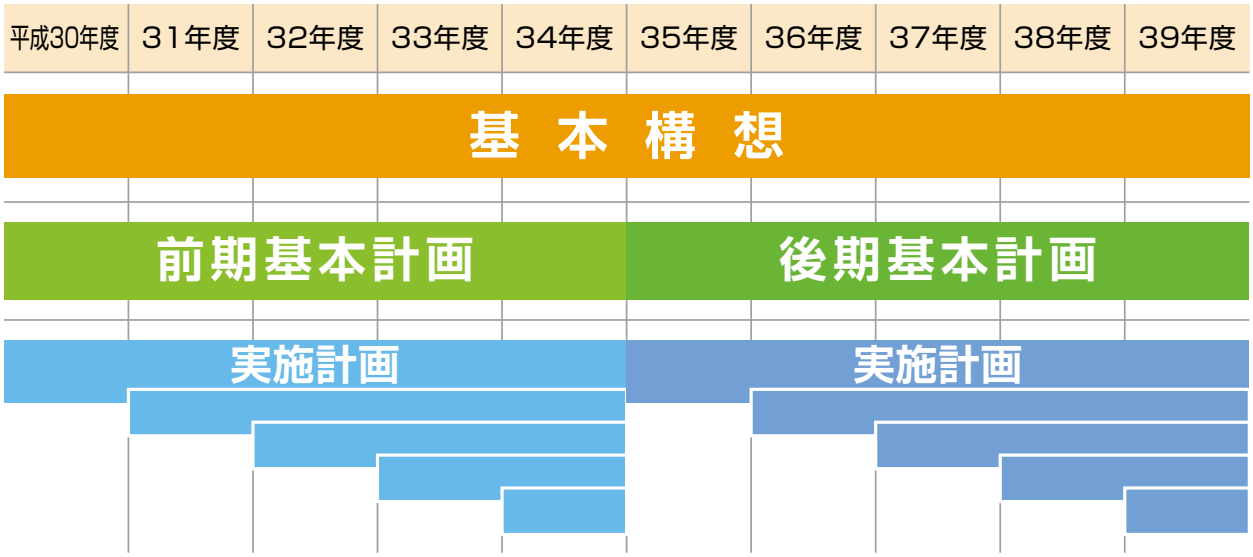


・年度表記について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期日を定める政令により、平成31年5月1日に改元されることが決まりました。

本計画では「平成」と表記していますが、改元後については、次のとおり読み替えます。

| 西暦 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 | 平成35年 | 平成36年 | 平成37年 | 平成38年 | 平成39年 |
| 新元号 | － | 元年※ | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 |

（※2019年は4月30日まで平成、5月1日以降は新元号）

## 3 社会情勢と熊谷市の現状

### (1) 社会経済

現在の日本経済は、グローバル化により世界経済の影響を広く受けるようになり、リーマン・ショックのような一企業の破綻やギリシャ経済危機のような一国の財政悪化が、世界経済に大きな影響を及ぼし、日本でも株価や為替相場に急激な変動をもたらしました。日本の経済は世界経済と密接に関わっており、国内政策だけでは対処しきれない先行きの不透明な状況が続いています。

国内ではバブル経済の崩壊後、長期のデフレが続き、国政においてもデフレ脱却に向けて様々な対策を講じ、一部には訪日外国人旅行者による需要の拡大で景気回復の兆しが見られましたが、国民全体が景気の回復を実感するには至っておりません。

近年は、ICTなどの技術革新が目覚ましく、これからの産業構造を大きく変える可能性があります。今後はあらゆるモノをインターネットにつなげるIoTが普及し、農業を含めた産業全体にビッグデータや人工知能、ロボットの活用も広がると期待されます。これらの技術

は、社会システムの変革にもつながる可能性があります。

企業は、国内需要の縮小や労働力不足等により、海外での需要の拡大と安い労働力を求めて新興国へと進出しています。一方、国内の雇用情勢を見ると、日本の経済成長を支えてきた日本型雇用システムが変容し、若年層の非正規就労など正規・非正規による賃金格差が拡大しています。

本市では、企業誘致を積極的に推進し、産業振興とともに、所得安定のための正規雇用の確保を図り、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた職住近接の実現を推進しています。

## (2) 人口減少社会

平成27年国勢調査によると我が国の人口は1億2,709万人で、前回調査から96万2,607人減少しました。地方から都市部への人口移動が続いており、地方での人口減少は、以前から課題とされていましたが、今回、国内人口そのものが調査開始以来初の減少となり、今後の人口減少問題が改めて浮き彫りとなりました。

平成27年国勢調査での本市の人口は198,742人で、平成12年調査の206,446人をピークに減少傾向が続いています。市全体の人口が減少しているにも関わらず、高齢者人口(65歳以上)は一貫して増加傾向にあり、出生数の低迷による年少人口(0～14歳)の減少、及び若年層の転出超過による生産年齢人口(15～64歳)の減少も同時に発生しています。

少子高齢化の急速な進行により、今後社会保障を支える側の負担が激増するとともに、厳しい行財政運営を迫られることが予想されるほか、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすと危惧されます。

このような課題を解決するために、平成27年度(2015年度)に熊谷市人口ビジョン・総合戦略を策定し、雇用促進、転入・定住促進、出産・子育て支援を中心とした人口減少対策に取り組み、働く場の確保や、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てられる環境の整備を推進することにより、バランスが保たれた年齢構成の実現を目指します。

## (3) 地方自治制度

地方分権の流れは、平成12年施行の「地方分権一括法」、平成19年施行の「地方分権改革推進法」により、地方自治体の独立性が推進されています。

その後、「市町村の合併の特例に関する法律」で推進された平成の大合併により、本市は2度の合併を経て人口が20万人を超え、平成21年4月には、より自立性の高い権限を持つ特例市へ移行するとともに、平成22年4月には特定行政庁となりました。

また、地方分権に即し、自主・自立した市政を運営するため、平成19年に「熊谷市自治基本条例」を制定するとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推し進め、地域の連携や課題の解決に取り組む校区連絡会やNPO団体等の活動を支援しています。

## (4)アセットマネジメント及びコンパクトシティの推進

市民生活を支える公共施設には、学校や公民館などのハコモノ施設と道路や上下水道などのインフラ施設とがあります。本市のハコモノ施設の多くは1970年代から1990年代を中心に整備されたものであり、それらは2030年代から2050年代にかけて一斉に大量更新(建替え等)の時期を迎えます。

しかし、前述したように生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢者人口の増加による社会保障費の増加が見込まれることから、すべての施設を今までどおりに更新することが厳しくなると予想されます。

また、生活の利便性向上と効率的な行政運営を推進するには、コンパクトなまちづくりも考慮する必要があります。そこで、「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針及び基本計画」を策定し、施設の統廃合や複合化、インフラ施設の維持管理コストの縮減などを推進することとしています。

今後、施設分野ごとに作成するアセットマネジメント個別計画による計画的な施設の統廃合などで施設数は減少する予定ですが、医療・福祉・商業等の都市機能を比較的まとまった地理的範囲へと緩やかに誘導するコンパクトシティの形成を併せて推進するとともに、施設利用者の利便性を確保するため公共交通ネットワークの整備を図りながら、行政サービスの水準を維持・向上できるよう進めていきます。

## (5)安全・安心な暮らし

平成23年の東日本大震災や平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨等、大規模な自然災害が国内各地で発生し、大きな被害をもたらしました。東日本大震災では本市でも最大震度5強を観測し、家屋等が損壊する被害が発生しました。人的被害はありませんでしたが、その後の計画停電や放射性物質問題は市民生活全般に大きな影響を及ぼしました。

そのほか、本市では、平成25年9月の台風18号に伴う竜巻や平成26年2月の観測史上最大の62㎝の積雪による被害が発生しました。国の支援と本市独自の被災者支援策により生活再建に努めましたが、このような不測の災害に対し、地域ごとの防災組織を育成・支援し、企業との協力体制の整備を進めています。

また、平成27年には市内で発生した重大事件を契機として、警察、自治会連合会、市が連携を密にし、犯罪情報を住民に迅速に伝えるための「熊谷モデル」と呼ばれる協定を全国に先駆けて締結しました。防災・防犯に係る情報を防災行政無線及びメール等でいち早く連絡するなど、地域の安全体制を構築できる取組を推進しています。

## (6)地球温暖化対策・暑さ対策

近年、異常気象による災害が頻繁に発生し、地球温暖化の防止や自然環境の保全への

意識が高まっています。環境への負荷を低減するために、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用拡大を促進する取組が必要と考えられることから、市民一人一人の日常生活の中で地球温暖化対策を推進するため、エコな住宅整備や省エネ設備の設置等を支援するほか、ごみの減量化と再利用を促進しています。

また、本市は、平成19年(2007年)8月16日に40.9℃という、当時の国内最高気温を観測し、幼児から高齢者に至るまで熱中症など暑さによる健康被害が懸念されることから、全国に先駆けて様々な暑さ対策に取り組んできました。平成22年度(2010年)からは、暑さ対策プロジェクトチームを設置し、本市独自の暑さ対策事業を実施するとともに、企業等と連携した熱中症予防の啓発を実施しています。

これらの事業展開が評価され、環境省をはじめ企業、行政、民間団体で組織される「熱中症予防声かけプロジェクト」においてトップランナー賞を数多く受賞しました。今後も引き続き市民の健康を第一に、暑さ対策・熱中症対策に積極的に取り組んでいきます。

### (7) ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピックの開催

平成31年(2019年)にラグビーワールドカップが初めて日本で開催されることになり、本市にある県営熊谷スポーツ文化公園熊谷ラグビー場が開催会場の1つとなりました。

また、翌年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、埼玉県内でも4競技が開催される予定です。

このように世界3大スポーツ大会のうち、2つの大会が身近で続けて開催されるという好機に恵まれ、国内外から多くの観戦者が訪れることが予想されます。

本市では、ソフト・ハードの両面からラグビーワールドカップ2019の準備を進めるとともに、東京オリンピック・パラリンピックでも観光客誘致を目指します。

## 4 熊谷市の姿

### (1) 位置・地勢

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、東西に約14km、南北に約20km、面積159.82k㎡であり、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。東京都心までは、50～70km圏にあります。

市の南部に荒川が流れ、北部に利根川が流れています。市域のほとんどが平坦な地形ですが、荒川右岸は、比企丘陵の北縁に当たり少し標高が高くなっています。

### (2) 気候

平成29年(2017年)の年平均気温は、15.4℃で、年間降水量は、1,308.5mmでした。

夏の暑さと冬の季節風（赤城おろし）など、四季折々の特色を感じられる気候です。また、快晴日数も日本一と言われており、平成19年（2007年）8月16日には40.9℃を記録し、当時の国内最高気温を更新しました。

## (3)沿革・歴史

### 【原始・古代】

利根川と荒川の二大河川が流れる熊谷は、湧水や小河川を利用し、古くから人々が生活を営む地域で、鹿嶋遺跡や塩西遺跡からは旧石器時代の石器が、三ヶ尻や千代等からは縄文時代の遺跡が数多く発見されています。

弥生時代には稲作が始まり、池上遺跡からは炭化した米粒が、北島遺跡からは県内最古の水田や灌漑施設が発見されています。さらに、関東屈指の大規模かつ拠点的な集落である前中西遺跡から発見された出土品や墓から、長野県など関東以外の広い範囲の人々と交流があったことがわかっています。

4世紀頃からは、地域の有力者によって塩古墳群等の古墳が築造され始め、特に甲山古墳は円墳として県内第2位、全国でも4番目の規模を誇ります。6世紀の中頃の中条古墳群からは国指定重要文化財の短甲武人埴輪と馬形埴輪、野原古墳からは「踊る人々」と呼ばれる人物埴輪等が出土しています。7世紀後半頃になると、国指定史跡の宮塚古墳（上円下方墳）や籠原裏第1号墳（八角形墳）等、有力氏族の特殊な墳形の墳墓が出現しました。

奈良・平安時代には律令国家体制が整えられ、現在の群馬県太田市を横断する東山道から武蔵国の国府（現在の東京都府中市）までの官道として、熊谷市域を南北に貫く東山道武蔵路（みち）が整備されると、多くの人々が行き交うようになりました。また、別府、中条、大里では、条里区画の整備により、生産性の高い広大な農地が整備されました。さらに、8世紀頃造られた西別府の国指定史跡幡羅官衙（はらかんが）遺跡群は、郡役所跡・寺院跡・祭祀場跡と政治・宗教施設が一体で発見された全国でも2例目の遺跡群として注目されます。

### 【中世】

源平合戦を描いた『平家物語』には、熊谷直実、斎藤実盛が英雄として描かれ、その活躍は後に歌舞伎や能の演目となり、全国各地に多くの伝承が残されています。彼らの他にも中条氏、久下氏、恩田氏、成田氏等多くの武士が現れました。彼らの多くは鎌倉幕府の御家人となり、鎌倉街道等を利用して自分の領地と鎌倉、ときには全国各地を行き来し、役を果たしました。中条氏は武家による最初の法律である「御成敗式目」の制定に参画するなど、幕府の重臣として活躍しました。

南北朝・室町時代、鎌倉公方と関東管領との軋轢は、関東各地に戦火を広げ、こうした合戦の軍勢も鎌倉街道等を通り南北に移動していました。特に村岡の地は、軍勢の集合拠点

や合戦の舞台となるなど、関東を代表する交通上の要衝でした。また、この時代に玉井や上之から発見された出土古銭は、それぞれ15,000枚以上もあり、熊谷にこれだけの貨幣を備蓄・流通させられる有力者が存在し、さらに、売買が盛んに行われていたことが推測されます。

戦国時代には、成田氏が勢力を広げました。今も残る家臣団名簿から熊谷ゆかりの武士たちの活躍を窺うことができます。

【近世】

江戸時代には、幕府が整備した中山道の宿場町となりましたが、多くの人々や物資が行き交う中山道の中でも、有数の規模を誇る宿場町となりました。さらに、忍御城道や秩父街道等が整備されたことにより、古代から市域を南北に貫く幹線道路に東西の幹線道路が加わり、熊谷宿は陸上交通の要衝になりました。

また、熊谷宿は文化的にも成熟し、多くの文人・墨客が往来するようになりました。「寛政の三名筆」と呼ばれた野口雪江は、江戸浅草寺に両聯(れん)を奉納し、貝原益軒・小林一茶は、日記や紀行文等で熊谷宿を記し、幕末の思想家・画家の渡辺崋山は、藩主の旧領の三ヶ尻を調査して『訪瓩録(ほうちょうろく)』を上梓(じょうし)するなど、著名な文化人が足跡を残しました。

一方、幕府が定めた渡船場である利根川の葛和田河岸をはじめ、妻沼河岸、荒川の新川河岸等の河岸場では、河岸問屋や船問屋等が栄え、物流の拠点となりました。また、六堰用水や備前渠用水等が開削されて、用水の整備による新田開発が農業の発展をもたらし、豊富な湧水は酒造業の展開にもつながりました。

国宝の歓喜院聖天堂の再建も江戸時代中頃に行われました。庶民から寄附を募り、25年の歳月をかけた再建工事がなされました。聖天堂の彫刻は、日光東照宮に劣らない素晴らしい技術によって制作されたものであり、建築史上においても大変重要な建造物です。

【近代】

明治6年(1873)から約3年間、熊谷県が置かれ、熊谷がその県庁所在地となりました。熊谷県設置に尽力した竹井澹如は、初代の埼玉県会議長に、第2代議長には根岸武香が任命されました。さらに、明治8年(1875)、県下初の自由民権運動の結社「七名社」が結成されました。

明治政府の殖産興業政策の中核は、生糸を輸出して外貨を稼ぐことであり、鯨井勘衛は伊勢崎の田島弥平と協力して革新的な養蚕技術である清涼育という手法を生み出しました。熊谷には多くの製糸工場が建てられ、生産された生糸は熊谷から横浜まで鉄道で運ばれて輸出され、日本の近代化を支える大きな礎となり、盛んだった染色業は、後に「熊谷染」と呼ばれる染物の産地として、東京や京都に製品を卸すまでになりました。

農業分野では、麦王・権田愛三と野村盛久が小麦の栽培方法を改良し、飛躍的に生産量を伸ばし、松本真平は、小麦を原料とする製粉業の会社を興しました。また鯨井治助は明治8年(1875)、荒川堤外に牧場をつくり、埼玉県で初めて酪農・牛乳販売を始めました。

このように熊谷は、工業・農業の各分野において全国でも有数の産地として、また、最先端の技術を開発した人を輩出した地として知られるようになりました。

女性の社会進出としては、日本公許登録女医第1号となった荻野吟子の生涯が、小説や舞台で取り上げられ、多くの女性に勇気と希望を与えています。

【現代】

昭和8年4月1日に熊谷町は県下で2番目に市制を施行し、熊谷市となりました。その後、昭和の大合併によって市域を広げ、妻沼町も規模を大きくするとともに、大里村、江南村が誕生しました。

昭和20年8月14日、第二次世界大戦終戦前夜の「熊谷空襲」で中心市街地の約3分の2を焼失し、266人の尊い命が失われました。この大きな被害により県下唯一の戦災復興土地区画整理が行われ、国道17号や北大通線が整備されるなど、都市計画に基づく整然とした街並みが出来上がりました。さらに、昭和57年の上越新幹線開通によって熊谷駅は新幹線停車駅となり、平成16年の埼玉国体開催に伴い国道17号バイパスの柿沼肥塚立体が整備されるなど、熊谷市は名実ともに県北の拠点都市として風格を高めてきました。

こうした都市の基盤整備のもと、妻沼西部や御稜威ヶ原等の工業団地に企業が進出し、さらには、問屋町及びその周辺は、近くに開設されたソシオ流通センター駅により、流通・産業拠点となる新たなまちづくりの核としての発展が期待されています。

文化面では、平成15年から8年の歳月をかけて歓喜院聖天堂の大改修工事が行われ、江戸時代の再建当初の彩色彫刻がよみがえり、人々の心に寄り添う文化拠点として崇敬を集めています。平成24年には、埼玉県の建造物としては初めて、国宝に指定されました。

このように、交通・交流・産業・文化の歴史的な背景を礎として、熊谷市はさらなる発展を遂げようとしています。



市役所本庁舎

Kumagaya City

# 第２次熊谷市総合振興計画

# 基本構想



# Index　目　次

## 基本構想


1　目的 …… 22

2　目標年度 …… 22

3　将来都市像 …… 22

(1)将来都市像 …… 22
(2)将来人口 …… 23
(3)土地利用構想 …… 24
ア 土地利用の現状と方向 …… 24
イ 地域別拠点整備方針 …… 25
ウ 土地利用別整備方針 …… 26
(4)総合交通体系 …… 27
ア 道路ネットワーク …… 27
イ 公共交通ネットワーク …… 28
■広域連携図 …… 29
■将来都市像図(土地利用構想・都市構造) …… 30

4　施策の大綱 …… 32

(1)リーディング・プロジェクト …… 32
(2)政策 …… 32
政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち …… 32
政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち …… 32
政策3　人にやさしい思いやりのあるまち …… 32
政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち …… 32
政策5　人が集い活力ある産業が育つまち …… 32
政策6　快適で暮らしやすいまち …… 33
政策7　地域に根ざした教育・文化のまち …… 33
政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち …… 33

# 基本構想

## 1 目的

基本構想は、熊谷市の現状と特性を踏まえ、次世代へ引き継ぐ将来都市像を描き、目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定めて、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

## 2 目標年度

基本構想は、平成30年度(2018年)を初年度とし、平成39年度(2027年)を目標年度とする10年間の計画とします。

## 3 将来都市像

### (1)将来都市像

**『子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～』**

先人たちが守り、創り、育んできた本市の自然や歴史そして文化は、大切な地域資源であり、私たちの生活に潤いと生きがい、誇りを与えてくれるかけがえのない宝物です。

次世代を担う子どもたちにこれらの宝物を継承していくことは、私たちの責務であるだけでなく、まちづくり・地域づくりの目標でもあります。

全国的に人口が減少し、地域活力の衰退が危惧される中、子どもたちが未来に希望を持ちながら笑顔で暮らせるまちは、すべての世代にとっても安心して心豊かに暮らせるまちだと考えます。

そこで、本市の将来都市像を「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指します。

## (2)将来人口

平成27年の国勢調査で、我が国の人口は初の減少に転じました。明治時代以降急激に増加してきた人口は、今後急激な減少に向かうと予測されています。

本市では、平成12年(2000年)をピークに人口が減少しており、住民基本台帳人口に基づく独自推計によると、本計画の最終年度である平成39年(2027年)には、184,000人まで減少するという推計結果となりました。

また、年齢別人口構成では、年少人口(0～14歳)の構成比は、平成29年(2017年)の12.0%から、10年後の平成39年(2027年)には10.2%へと減少し、同様に生産年齢人口(15～64歳)の構成比も、平成29年(2017年)の61.0%から、平成39年(2027年)には58.4%へと減少すると見込まれます。逆に高齢者人口(65歳以上)の構成比は、平成29年(2017年)の27.0%から、平成39年(2027年)には31.4%へと増加し、急激な少子高齢化が進行していくと予測されます。

なお、雇用促進、転入定住促進、出産・子育て支援、シティプロモーションなどの施策により、都市の魅力を高めることで、少子高齢化の抑制は可能と考えます。

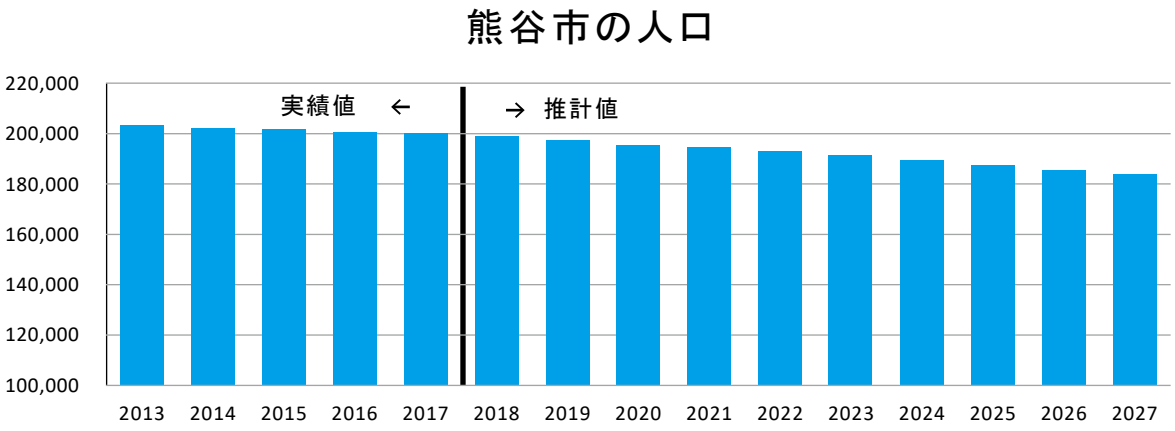


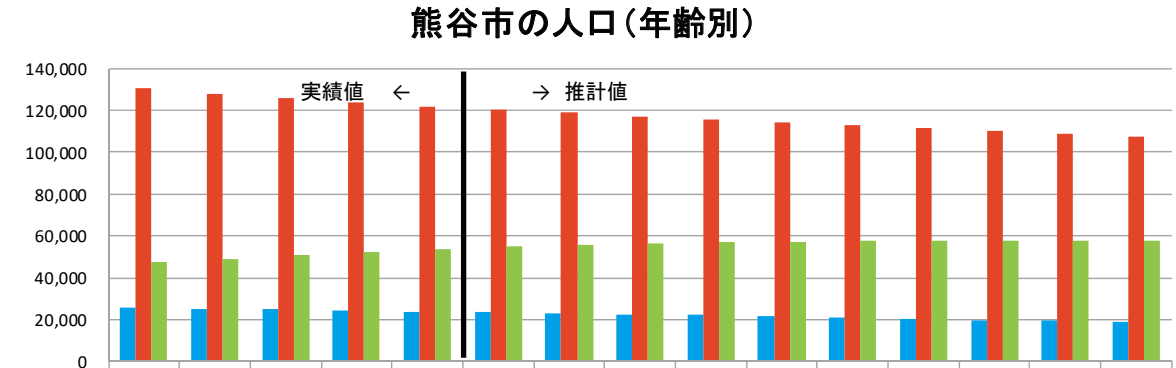


| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0～14歳 | 25,538 | 25,090 | 24,792 | 24,397 | 23,977 | 23,482 | 22,946 | 22,542 | 22,031 | 21,539 | 20,936 | 20,374 | 19,828 | 19,275 | 18,786 |
| 15～64歳 | 130,615 | 127,896 | 125,787 | 123,758 | 121,913 | 120,144 | 118,638 | 116,904 | 115,367 | 113,949 | 112,740 | 111,351 | 109,914 | 108,669 | 107,292 |
| 65歳以上 | 47,174 | 49,169 | 51,033 | 52,528 | 53,815 | 54,888 | 55,638 | 56,395 | 56,961 | 57,312 | 57,480 | 57,699 | 57,876 | 57,793 | 57,714 |

## (3) 土地利用構想

ア　土地利用の現状と方向

本市は、古くは中山道の宿場町として栄え、現在では、戦災復興土地区画整理事業によりよみがえった中心市街地に商業業務機能が集積するなど、地域ごとに都市的な土地利用がされた核となる「拠点」を有しているほか、利根川と荒川の二大河川をはじめ多数の河川が育んだ肥沃な農地、里山や自然林、丘陵地など豊かな自然にも恵まれています。

加えて、ラグビーワールドカップ2019の会場である熊谷ラグビー場を有する熊谷スポーツ文化公園など、公園・緑地をはじめ、スポーツ・文化施設も充実し、JR上越・北陸新幹線等の鉄道網が整備されているほか、高速道路網に囲まれている本市の立地を生かす広域道路の整備も進んでいます。

しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の時代を迎え、本市においても、これまで以上に地域経済の縮小、財政状況の悪化が危惧されていることから、市民サービスの維持や地域経済の活性化を促す、より適切な行財政運営が求められています。

そこで、リーディング・プロジェクトを念頭に、既存の施設やインフラの適切な維持管理、更新、高度化、集積を図りながら、出産・子育て支援、雇用促進、転入・定住促進に力を入れ、将来世代に向けた魅力あるまちづくりに努めます。

今後においては、長期的視点に立った都市機能の集積や適切な居住誘導を図るとともに、本市の都市拠点である熊谷駅周辺と各地域を道路網や公共交通網でネットワーク化する、「多核連携型コンパクト&ネットワークシティ」の形成を目指します。

また、鉄道網や道路網が充実した本市の広域ネットワークの優位性を生かし、国内主要都市との対流(※)が起こる都市を目指します。

これらを踏まえ、基本構想に基づく新たな都市的土地利用を計画的に推進するとともに、これまでに形成された本市の都市基盤を生かし、市域を中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの五つのエリアに区分して、地域の特色を生かした整備を目指します。

※「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携することで生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動きで、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出するものです。(「第二次国土形成計画(全国計画)概要」(平成27年8月)から転載、一部修正)

イ　地域別拠点整備方針

〈中央エリア〉

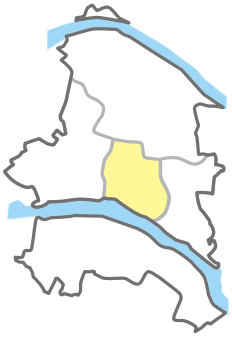

JR上越・北陸新幹線やJR高崎線、秩父鉄道が結節する熊谷駅と、既に集積している都市機能を生かした土地の利活用を図ります。

中心市街地を取り巻く環境は、周辺市町への郊外型大型店舗の立地などにより、商業機能の活性化については依然として厳しい状況にありますが、交通の利便性が高く都市機能が集積しているという利点を生かした、すべての世代のニーズに応える拠点として、重要性が増しています。

そこで、中心市街地においては、既存のインフラを生かした都市機能の集積や、高度化による更なる充実を図るとともに、商業機能の活性化、緩やかなまちなかへの居住を進め、市域における拠点性や広域圏における求心力を高めていきます。

〈東部エリア〉



道路網や秩父鉄道「ソシオ流通センター駅」の開業による良好な交通アクセスを生かした土地利用を図ります。

ソシオ流通センター駅周辺においては、産業拠点整備や防災機能の拡充を、熊谷バイパス及び国道125号バイパス周辺では、農業基盤の整備に併せて産業の振興を図ります。

また、熊谷スポーツ文化公園は、日本屈指のスポーツ施設や防災機能を有していることから、その周辺においては、市民の健康増進と文化的活動及び災害時における支援活動を支える拠点としての機能向上を図るとともに、ラグビーワールドカップ2019開催を契機にその集客力をまちづくりに生かします。

〈西部エリア〉



JR高崎線の主要な始発駅である籠原駅の利便性と、土地区画整理事業や道路整備の進捗により形成された良好な都市環境を生かし、商業・サービス産業や生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

熊谷貨物ターミナル駅周辺においては、自動車輸送と鉄道輸送の結節点を有することから、周辺環境に配慮しながら、物流をはじめとした産業系施設の集積を推進するなど、新たな産業拠点の形成を図ります。

〈南部エリア〉

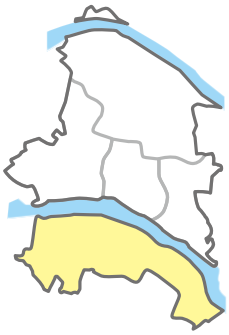

里山等の豊かな自然と、ため池灌漑（かんがい）による水稲栽培など地域の歴史や文化を生かしながら、生涯学習・スポーツ振興・農業振興などを目的とした生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

立正大学及び埼玉県農業大学校の周辺においては、教育研究機関が立地していることから、既存施設が連携し、その機能が最大限生かされるよう、既存の幹線道路や（仮称）東西幹線道路などによる道路網を生かし、環境に調和した土地利用の促進を図ります。

〈北部エリア〉

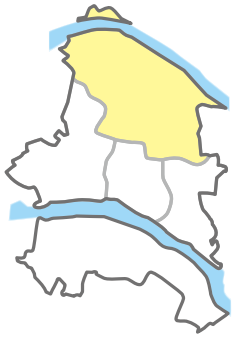

豊かな水辺空間が広がる利根川河川敷やグライダー滑空場といった特色のある地域資源と、地域の歴史や文化を生かすとともに、生涯学習・スポーツ振興・農業振興などを目的とした生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

聖天山周辺においては、国宝「歓喜院聖天堂」等の歴史的な建造物があり、門前町としての歴史を生かし、景観に配慮したまちづくりを進めます。

ウ　土地利用別整備方針

〈住居系土地利用〉

豊かな自然環境を有し、スポーツ・文化施設も充実しているなどの本市の特長を生かし、健全で犯罪の発生を抑制するまちづくりや暑さ対策の取組を進めることで、出産・子育てがしやすく、誰もが安心して暮らすことができる良好な住環境の形成を図ります。

市街化調整区域内の既存集落については、「田園地区まちづくり条例」等の適切な運用により、集落コミュニティの形成・集約を図ります。

〈商業系土地利用〉

良好な都市景観の形成や魅力ある商業空間を創出します。

中心市街地については、都市機能の集積や更新を進めながら、利便性の高いにぎわい空間を形成します。

〈工業系土地利用〉

工業生産活動・流通業務機能を高め、経済の活性化と就労機会の拡充を図るため、新たな産業用地の創出や既存産業団地の拡張を推進します。

既存の産業団地においては、その団地が持つ機能の更新を支援します。

〈農業系土地利用〉

農業生産基盤の整備や6次産業化等による高度利用を進めます。

農業は、食料の供給機能だけでなく、水田等の持つ遊水機能や気温の緩和効果といった多面的機能を持っているので、これらの機能が十分発揮できるよう、地域による適切な維持管理を支援します。

また、南部エリアの原風景でもある里山やため池灌漑(かんがい)を、地域の貴重な財産と捉え、適切な保全に努めます。

市街化区域内の農地については、生産緑地制度による適切な保全に努めます。

〈自然系土地利用〉

森林や河川等の自然環境については、自然が本来持つ機能や、地球温暖化対策の観点からも保全に努めます。

丘陵や河川等については、大地震や水害等の自然災害に対する適切かつ十分な対策を行うとともに、公園や緑地は、避難所としての機能も持ち合わせることから適切な保全を図ります。

## (4)総合交通体系

ア　道路ネットワーク

本市を取り囲む、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び北関東自動車道の各インターチェンジへのネットワークや県南地域とつなぐ上尾道路など、広域的なアクセスを高め活力ある地域経済を支える広域連携道路の整備を促進します。

各拠点の立地性や機能性を高めるとともに、移動性の向上を図ることで快適で安全な暮らしを支えるため、拠点間連携道路の整備を促進します。

生活道路については、誰もが安心･安全に利用できることを念頭に維持管理、整備を行います。

自転車利用には環境負荷の低減、健康増進等の効果があることから、自転車通行環境の整備･改善を進め、ネットワーク化を図ります。

なお、道路整備にあたっては、施工方法の見直しによる効率化や品質の確保に留意しながら、災害時における防災空間としての機能を高めるとともに、暑さ対策、まちなみ景観、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行います。

〈広域連携道路〉

市域内から高速道路までを短時間で結ぶ道路網の整備に向けて、関係機関との協議に取り組みます。

〈拠点間連携道路〉

拠点間を有機的に結びつける拠点間連携道路について、計画的な整備を促進します。

〈生活道路〉

安心・安全な道路環境を目指して、人優先の視点で維持管理、整備を行います。特に、通学路を中心に安全対策を進めます。

中心市街地内の生活道路については、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮しながら維持管理、整備を行います。

〈自転車ネットワーク〉

サイクリングロードを有する荒川、利根川を軸に、既設道路及び計画道路等を利用して、周辺市町やスポーツ・文化・健康拠点等との自転車通行空間の整備によるネットワークを構築します。

イ　公共交通ネットワーク

主要な公共交通の結節点となっている熊谷駅や始発駅である籠原駅の拠点性を高めるとともに、公共交通網の強化や利用しやすい環境整備を行います。これにより、公共施設利用者や交通弱者等、市民の交通手段を確保します。

また、市民の生活やスポーツ・文化活動を支えるとともに、来訪者の観光・スポーツツーリズム等における利便性を向上させるため、公共交通の充実を図ります。

さらに、駅構内や周辺のバリアフリー化、ノンステップバスの導入を推進し、便利で人にやさしい交通環境を整備します。

■広域連携図

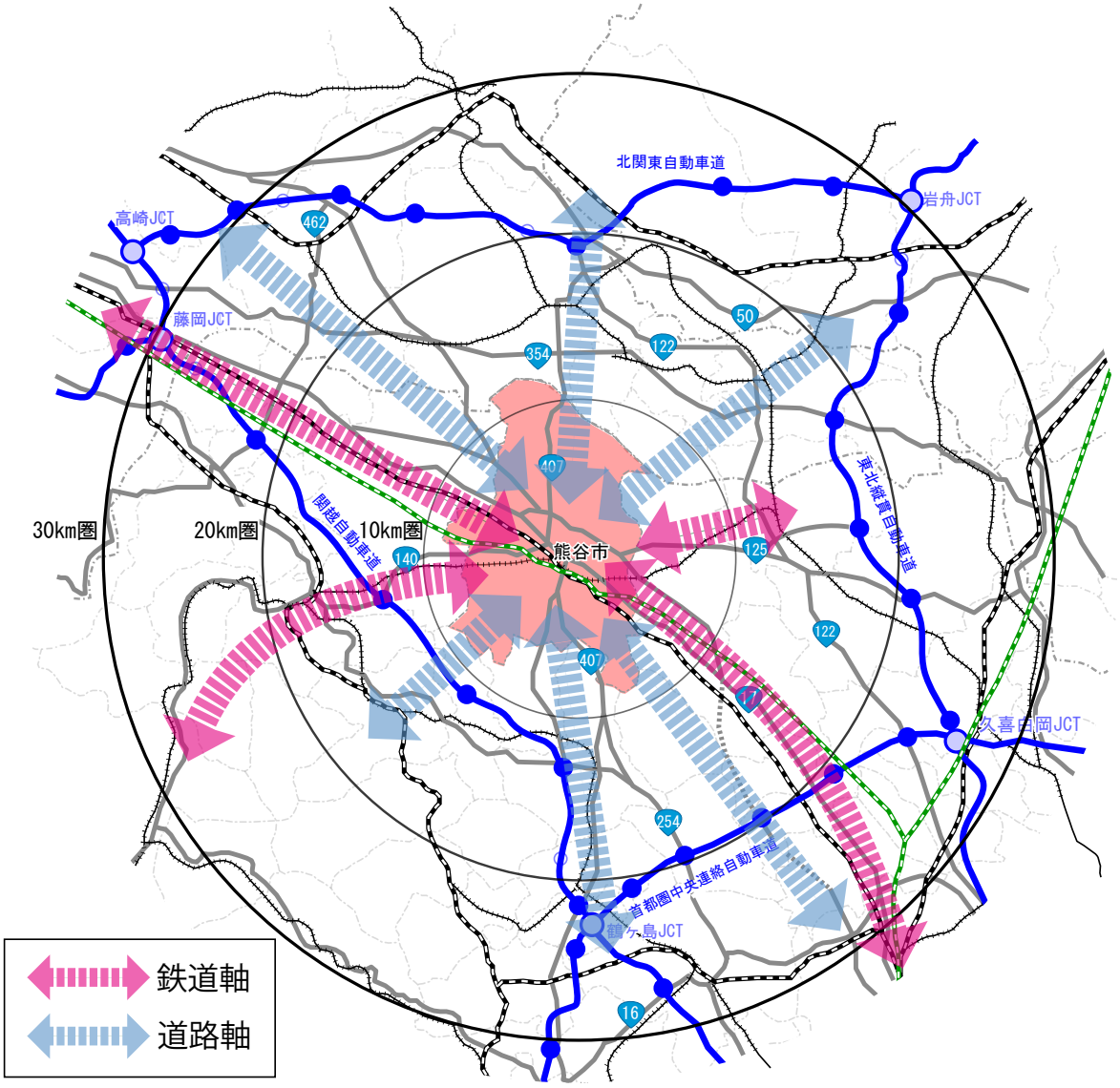
北関東自動車道
高崎JCT
岩舟JCT
462
藤岡JCT
50
354
122
407
東北縦貫自動車道
30km圏
20km圏
10km圏
関越自動車道
140
熊谷市
125
122
407
17
久喜白岡JCT
254
首都圏中央連絡自動車道
鷲宮JCT
16
鉄道軸
道路軸

## ■将来都市像図（土地利用構想・都市構造）

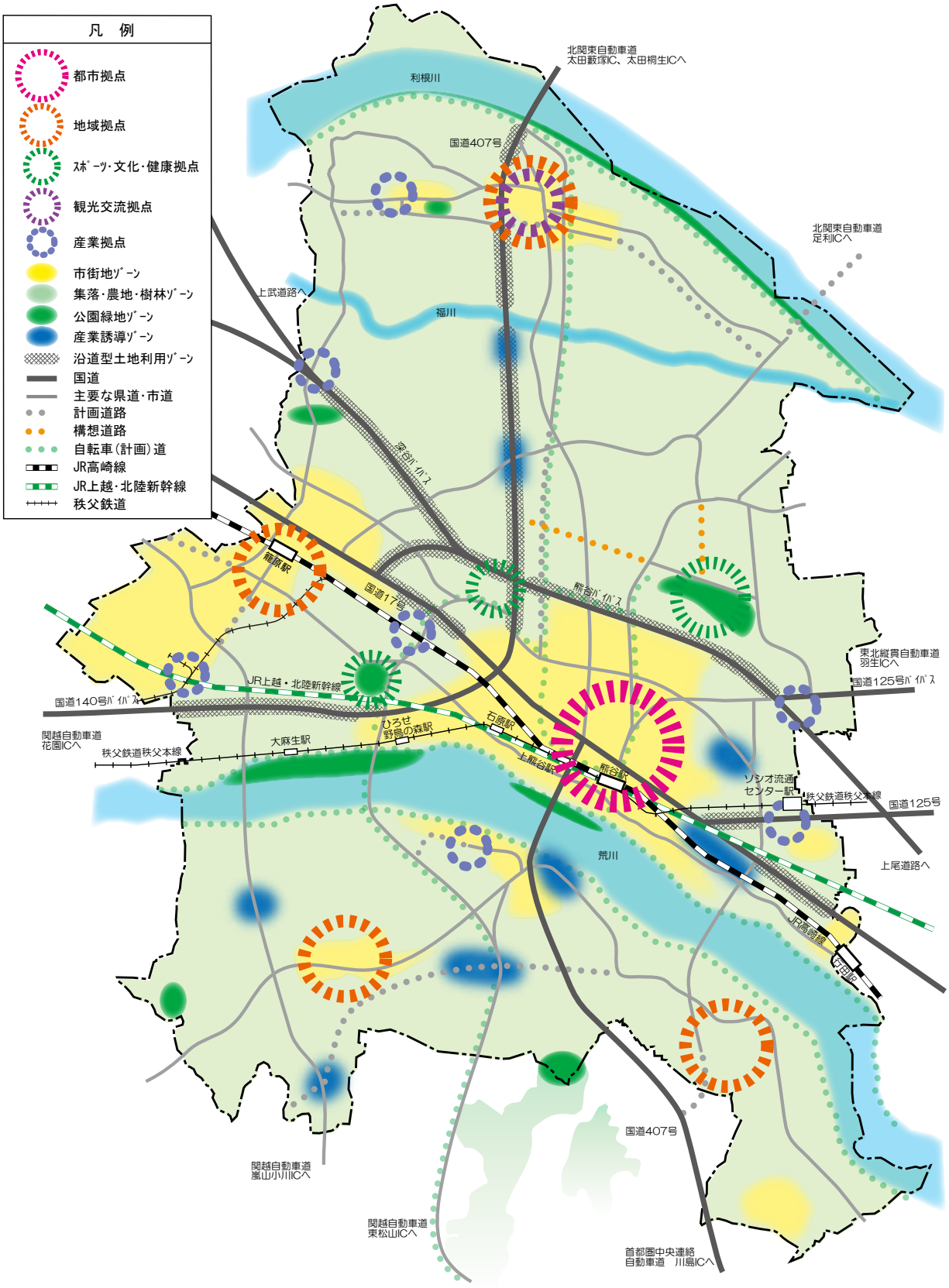

■拠点、ゾーンの構成

| | |
|---|---|
| 都　市　拠　点 | 商業・金融・オフィス・行政機能が既に集積しており、また公共交通の利便性が高いという特長を生かし、市域における各拠点との連携や広域圏における連携の中心を担う拠点です。 |
| 地　域　拠　点 | 生活文化施設や公共交通を生かし、生活機能や居住について、各地域の機能や規模に応じて、緩やかな集積や誘導を図る拠点です。 |
| スポーツ・文化・健康拠点 | 様々な施設が集積しており、市民のスポーツ・文化活動の支援に加えて、スポーツツーリズムの推進により交流人口の拡大を図る拠点です。 |
| 観光交流拠点 | 国宝など歴史的な建造物を有することから、これらの歴史的な資産を生かした景観まちづくりを推進し、交流人口の拡大を図る拠点です。 |
| 産　業　拠　点 | 各種開発事業などによる面的な整備手法をはじめとし、計画的に産業集積を目指す拠点です。 |
| 市街地ゾーン | 既に市街地を形成しているゾーンです。 |
| 集落・農地・樹林ゾーン | 農村集落や農地、自然林を中心とした土地利用をしているゾーンです。 |
| 公園緑地ゾーン | 市民生活にうるおいとやすらぎを提供するために、積極的に保全及び活用を図るゾーンです。 |
| 産業誘導ゾーン | 個別の開発行為を中心に、比較的短い期間で産業の誘致を図るゾーンです。 |
| 沿道型土地利用ゾーン | エリア全体で産業誘導を図るものではなく、営農環境等、周辺への影響に配慮しつつ、幹線道路沿いという立地環境を生かし、個別開発による流通業務施設等の誘致や事業所跡地等の土地利用転換による有効活用を図るゾーンです。 |

# 4 施策の大綱

## (1)リーディング・プロジェクト

将来都市像実現のために重点的・先導的に実施する主要な取組であり、以下にある8つの政策を横断するプロジェクトです。

## (2)政策

### 政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

本市の地域資源の一つであるスポーツ振興への取組及び施設を生かし、スポーツツーリズムをはじめとしたスポーツと観光によるまちづくりを推進することで、観光客等の交流人口の増加、商業の活性化を目指します。

また、市民だれもが生涯にわたって様々なスポーツを実践、応援できるようソフト・ハードの両面で支援します。

### 政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち

災害や犯罪から市民生活を守るため、防災・防犯体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、安全・安心に暮らせるまちをつくります。

また、歩行者の安全、交通事故防止に向けた交通安全対策を推進するほか、拡大する消費者被害の防止に努めます。

さらに、市民が健康に暮らせるように、健康づくりを推進・支援するほか、埼玉県、周辺市町及び医療機関と連携し、地域医療体制の充実を図ります。

### 政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

楽しく子育てできる環境、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連帯し、支え合い、助け合うことができるやさしい思いやりのあるまちをつくります。

### 政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち

本市には、荒川と利根川の二大河川が流れ、郊外には田園や緑あふれる里山など豊かな自然が残されています。これらの自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、ごみの発生抑制と再資源化及び資源の再利用を促進します。

また、地球温暖化対策の推進により、環境への負荷を軽減させ、環境にやさしく自然が豊かなまちをつくります。

### 政策5　人が集い活力ある産業が育つまち

本市は、農業、商業、工業、それぞれの分野で県内トップクラスに位置しており、バランスの取れた産業都市です。引き続き、本市の経済を支える各分野の活力向上に向け

た支援策を推進します。

また、市内企業の支援、創業支援、企業の誘致、雇用環境・就労環境の整備を推進するとともに、産学連携の促進により、人が集い活力ある産業が育つまちをつくります。

### 政策6　快適で暮らしやすいまち

道路、公園、上下水道など県北最大の都市にふさわしい都市基盤の整備とその利便性を向上させるための公共交通網の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、景観に配慮した快適で暮らしやすいまちをつくります。

### 政策7　地域に根ざした教育・文化のまち

確かな学力を身に付け、たくましく心豊かな子どもを育てるために、教育施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組みます。

また、市民生活に潤いをもたらす文化芸術活動の振興、郷土の歴史を認識し、郷土愛を醸成する伝統文化の保存・活用を図ります。

### 政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

多様化・高度化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するためには、市民と行政の協働が不可欠です。市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、主体的にまちづくりに参加し、満足度の高いまちをつくります。

同時に、そのような地域社会の基盤ともなる人権尊重や非核平和を推進するとともに、時代の変化に対応した行政運営を推進し、市民サービスの充実に努めます。

Kumagaya City

# 第２次熊谷市総合振興計画

# 基本計画



# 基本計画

## 子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷
## ～輝く未来へトライ～



## 施策の体系図　リーディング・プロジェクトと８つの政策

**リーディング・プロジェクト**

1. シティプロモーションの推進
2. スポーツツーリズム・観光振興の推進
3. ラグビーワールドカップ２０１９開催によるまちづくり
4. 暑さ対策日本一の推進
5. 子育てを応援するまちづくり
6. まちなかのにぎわい創出
7. アセットマネジメントの推進
8. 東部地域における開発の推進

| 政策・施策 | 単位施策 |
|---|---|
| **1 スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち** | |
| 1 スポーツによるまちづくりを推進する | 1 生涯にわたるスポーツ活動を推進する<br>2 スポーツ環境の充実を図る |
| 2 スポーツツーリズムを推進する | 1 スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズムを推進する<br>2 スポーツに関するワンストップ窓口サービス体制を構築する |
| 3 観光を推進する | 1 おもてなし・受け入れ態勢を整備・充実させる |
| **2 健康で安全・安心に暮らせるまち** | |
| 1 防災・危機管理体制を整え、災害・テロに備える | 1 防災・危機管理体制の充実を図る<br>2 地域性を考慮した災害対策を進める<br>3 治水対策を推進する |
| 2 防犯体制を整え、犯罪を抑制する | 1 防犯意識の高揚を図る<br>2 地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する |
| 3 消費者被害を防止する | 1 消費者被害を防止する |
| 4 交通安全を推進する | 1 交通安全対策を進める |
| 5 健康づくりを推進する | 1 健康づくり体制を充実させる<br>2 保健事業を推進する |
| 6 医療体制を充実させる | 1 救急医療体制の確保と充実を図る |
| 7 消防力を強化する | 1 火災予防対策を推進する<br>2 消防体制の充実を図る<br>3 救急・救助体制の充実を図る |
| **3 人にやさしい思いやりのあるまち** | |
| 1 子どもが健やかに成長できる環境をつくる | 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う<br>2 子どもが健やかに成長できる環境を整備する |
| 2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる | 1 高齢者の生きがいの場を広げる<br>2 介護予防を促進する<br>3 高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する |
| 3 障害者が暮らしやすい環境をつくる | 1 障害者の自立と社会参加を支援する<br>2 障害者への福祉サービスを充実させる<br>3 障害児・者への途切れない支援を推進する |
| 4 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる | 1 関係機関との連携、支援を推進する<br>2 社会保障制度を適正に運用する |
| **4 環境にやさしく自然が豊かなまち** | |
| 1 豊かな自然を保全する | 1 環境意識の向上を図る<br>2 緑と水辺環境を保全する |
| 2 生活環境を保全する | 1 公害のないまちをつくる<br>2 生活排水を適切に処理する |
| 3 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する | 1 ５Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進する |
| 4 地球温暖化対策を推進する | 1 省エネルギー対策を推進する<br>2 新エネルギー施策を推進する |

## 5 人が集い活力ある産業が育つまち

- 1 農業を振興する
  - 1 認定農業者等を育成する
  - 2 遊休農地を解消・活用する
  - 3 地産地消及び販路の拡大を進める
  - 4 農業生産基盤を整備・保全する
  - 5 農業集落排水施設の機能保全対策を実施する
- 2 商工業を振興する
  - 1 やる気のある商業団体等を支援・育成する
  - 2 大型商業施設と商店街の連携を強化する
  - 3 工業系企業の組織化を推進する
- 3 市内企業の支援及び企業誘致を推進する
  - 1 中小企業の振興と経営の安定を図る
  - 2 企業誘致及び市内企業の事業拡大を促進する
- 4 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する
  - 1 働き方改革を進める
  - 2 女性の就労を支援する
  - 3 高齢者の就労を支援する
  - 4 企業誘致及び市内企業の事業拡大を促進する（再掲）
- 5 産学の連携を支援する
  - 1 共同研究を促進する
  - 2 立正大学との連携を促進する

## 6 快適で暮らしやすいまち

- 1 安全で快適な魅力あるまちをつくる
  - 1 魅力的な中心市街地を整備する
  - 2 暮らしやすく、個性あるまちづくりを推進する
  - 3 人にやさしいまちをつくる
  - 4 土地区画整理事業を推進する
- 2 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる
  - 1 熊谷らしい都市景観をつくり、歴史、田園景観を守る
- 3 機能的で安全な道路を整備する
  - 1 生活道路の整備を進める
  - 2 通学路の交通安全対策を進める
  - 3 幹線道路を計画的に整備する
  - 4 中心市街地の道路環境整備を進める
- 4 利便性の高い公共交通を推進する
  - 1 安全で安心な公共交通の整備を促進する
  - 2 効率的な交通ネットワークを構築する
- 5 親しみある魅力的な公園を創出する
  - 1 特性を生かした魅力的な都市公園を創出する
- 6 上下水道を整備し、適切な維持管理をする
  - 1 安全でおいしい水を安定供給する
  - 2 下水道を計画的に整備する
  - 3 下水道施設を効率的に維持管理する

## 7 地域に根ざした教育・文化のまち

- 1 学力日本一を目指す（知・徳・体）
  - 1 子どもたちの学力（知）を伸ばす
  - 2 子どもたちの豊かな心（徳）を育む
  - 3 子どもたちの体力（体）を伸ばす
- 2 安全で快適な学校づくりを進める
  - 1 学校の建物や設備を充実させる
- 3 魅力ある生涯学習事業を充実させる
  - 1 公民館等を充実させる
  - 2 図書館を充実させる
  - 3 スポーツ・文化村「くまぴあ」を充実させる
- 4 文化芸術活動を支援する
  - 1 文化芸術活動を支援する
  - 2 文化財の保護・継承を図る
- 5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる
  - 1 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる
  - 2 コミュニティ・スクールを推進する

## 8 市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

- 1 市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する
  - 1 市民活動団体を支援、育成する
  - 2 地域コミュニティ活動を推進する
- 2 非核平和を推進する
  - 1 平和事業を推進する
- 3 人権尊重のまちをつくる
  - 1 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る
  - 2 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む
- 4 男女共同参画を推進する
  - 1 男女共同参画を推進する
- 5 国際・国内交流と多文化共生を推進する
  - 1 国際・国内交流と多文化共生を進める
- 6 健全な財政を推進する
  - 1 公平で適正な負担による自主財源を確保する
  - 2 将来世代の負担を抑制する
- 7 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する
  - 1 行政組織・機構の見直しと合理化を図る
  - 2 民間活力の導入を推進する
  - 3 職員の能力開発を推進するとともに、適正かつ効果的な人事管理を行う
- 8 わかりやすい市政の情報を発信する
  - 1 ＩＣＴ等を活用し行政サービスを充実させる
  - 2 情報をわかりやすく提供する
- 9 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する
  - 1 施設の統廃合・再配置を効果的に推進する
  - 2 インフラの維持管理コストを削減する

# リーディング・プロジェクト

将来都市像の実現のため、重要度と優先度の高い横断的な政策を、リーディング・プロジェクトと位置付けます。

リーディング・プロジェクトは適宜見直しを行いながら、社会情勢及び市民ニーズの変化に対応していきます。

## リーディング・プロジェクト1

### ●シティプロモーションの推進

都市間競争が激化する中、自治体には、国内外の人々の観光や定住等において、多くの自治体の中から「選ばれる」都市であるための戦略が求められています。

また一方で、人口の減少とともに、地域内における消費の減退や、生産人口の減少による地域経済の停滞が懸念されます。

そこで、交流人口の拡大による地域経済の活性化と、転入・定住促進による生産人口の増加を図るため、本市の特色や独自の取組を市内外にPRし、日常生活に必要な機能が充足している魅力ある都市であることを戦略的にアピールします。

本市の魅力や取組を積極的に情報発信し、周知することは、本市の独自性と優位性を市民が認識し、市民の誇りにつながります。

**主な取組**

- 観光・祭等のイベントや農産物・特産品のPR
- 大規模スポーツ大会の誘致・開催
- 企業誘致の推進
- 転入・定住の推進
- 健全行財政の推進



「熊谷で暮らす」、「熊谷で育てる」


移住相談会（移住・交流情報ガーデン（東京都中央区））

# リーディング・プロジェクト2

## ●スポーツツーリズム・観光振興の推進

スポーツ・観光施設等の地域資源を活用した交流人口の拡大により地域活性化を図ります。

スポーツツーリズムでは、熊谷スポーツ文化公園でのラグビーやサッカーをはじめとする大規模大会の誘致のほか、熊谷さくら運動公園及びスポーツ・文化村「くまぴあ」等の市有施設を活用したスポーツ合宿等を推進し、充実したスポーツ施設を有する本市のメリットを生かしたスポーツ観戦と実践の両面から、交流人口の拡大を図ります。また、これらの取組を主体的に担う組織の早期立ち上げを目指します。

観光では、市内に点在する文化財の魅力を効果的にPRします。また、国宝「歓喜院聖天堂」等の歴史的な建造物が集まる聖天山周辺においては、地域に根付いたイベントと連携しながら活性化や環境整備を進めるとともに、PRと受入体制の強化を図ります。さらに、うちわ祭や花火大会等の伝統あるイベントにおいても、本市の情報を発信する機会と捉えるとともに、本市の名物・銘菓等についても、事業者と協力し積極的・効果的にPRします。

**主な取組**

- 観光協会事業の支援・推進
- 観光資源の開拓
- イベントの実施（うちわ祭、花火大会、うどんサミット、スカイスポーツフェスタ等）
- スポーツツーリズムの推進（くまぴあの利用促進、スポーツ合宿等）
- 大規模スポーツ大会の誘致・開催（再掲）
- 妻沼聖天山周辺環境整備
- 商店街等との連携
- 公共交通の利便性向上


国宝「歓喜院聖天堂」


パブリックビューイング
（ラグビーワールドカップ 2015）

# リーディング・プロジェクト3

## ●ラグビーワールドカップ2019開催によるまちづくり

ラグビーワールドカップ2019の開催都市として、ラグビータウン熊谷を世界にさらに発信するとともに、スポーツを実践・観戦しやすい環境整備、試合観戦やボランティア活動を通じた国際交流、次世代を担う子どもたちの郷土愛醸成など、次世代に誇れる有形・無形の遺産（レガシー）の創出を図ります。

国内外からの観客の受入・おもてなし体制について、アクセス道路整備等のハード事業、ボランティア育成やファンゾーン設置等のソフト事業を行い、これら事業を通じて得られたノウハウや実施体制、整備された施設等を、将来にわたってまちづくりに役立てていきます。

大会後も、熊谷ラグビー場で日本代表戦やトップリーグの試合が数多く開催され、大勢のラグビーファンや市民でにぎわい、ラグビーの聖地という誇りと郷土愛が永く継承されるように取り組んでいきます。

**主な取組**

- 熊谷駅正面口駅前広場の改修・整備
- 国・県道含むアクセス道路等の改修・整備
- 観客等の利便性の向上（Wi-Fi整備、公共交通等）
- ファンゾーンの設置（中心市街地の活性化）
- 小学生を含む全市民への意識醸成（タグラグビー、ボランティア）
- ラグビータウンのさらなる推進



マンチェスターのファンゾーン
（ラグビーワールドカップ 2015 イングランド大会）



改修工事中の熊谷ラグビー場

# リーディング・プロジェクト4

## ●暑さ対策日本一の推進

熱中症対策等の暑さ対策及び地球温暖化対策を市民及び事業者等と連携しながら推進し、市民の健康第一の安心・安全な日常生活の充実を図ります。

熱中症から、すべての市民、特に熱中症にかかりやすい幼児や高齢者を守り、市民自ら暑さに対応できるよう熱中症予防の知識向上を図るとともに、産学官民が連携しながら夏場でも快適に過ごすことのできる工夫やまちなかの環境改善に取り組みます。

また、環境共生都市を推進してきた本市は、これからも地球温暖化対策、ヒートアイランド対策にも積極的に取り組み、日常生活から低炭素・循環型社会の実現を目指していきます。

**主な取組**

- 暑さ対策プロジェクトの推進
- 市民の健康対策の推進
- 地球温暖化対策の推進
- 環境・健康教育の推進
- 関係団体等との連携



ひと涼みアワード 2017　トップランナー賞


ニャオざねクールキャップ
（「暑さ対策」ちびっこ元気事業）


ひと涼みアワード 2017「声かけ賞　官民連携部門」
優良賞（荒川中学校）

# リーディング・プロジェクト5

## ●子育てを応援するまちづくり

少子化が社会問題となる中、人口減少に歯止めをかけるための一つの方策として、安心して出産・子育てができる環境を整えるとともに、親の経済的及び心理的負担の軽減を図ります。

また、次世代を担う子どもたちの健全な育成と、学力日本一（知・徳・体）を目指した教育を推進し、変化の速い社会に対応できる力を育みます。

子どもの健全な育成を、地域全体で見守り、支援する体制づくりを、NPO団体等との連携で推進します。

**主な取組**

- 妊産婦ケアの推進
- 医療機関等との連携
- 子育てに係る経済的負担の軽減
- 子育て環境の整備（相談・対応、保育所・放課後児童クラブ整備・地域子育て支援拠点充実等）
- 教育環境の整備
- 学力日本一（知・徳・体）の推進
- 熊谷教育の推進



子育て世代包括支援センター
「くまっこるーむ」


放課後児童クラブ

# リーディング・プロジェクト6

## ●まちなかのにぎわい創出

中心市街地の活性化を図るため、市民の憩いの場である星川を活用した星川シンボルロード等、景観に配慮された広がりのある空間を活用しながら、大型商業施設との連携によるにぎわい創出、空き店舗を利活用した起業・創業の支援等を行うほか、2つの商業核の中継点に、人が集まり交流できる施設を整備・誘導することで、まちなかへのにぎわい創出を図ります。

また、スポーツツーリズム・観光振興の推進による交流人口の拡大や、行政機能や業務機能、生活文化施設、道路や公共交通ネットワークなどの更なる充実による市民の利便性向上は、中心市街地の活性化に寄与することから、関係機関・各種団体との連携のもと、様々な取組を推進します。

**主な取組**

- まちづくり熊谷への支援
- まちなかモール委員会への支援
- まち元気・熊谷市商品券の発行
- 北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備の推進



ラバーダックレース in 星川



星川イルミネーション

# リーディング・プロジェクト7

## ●アセットマネジメントの推進

市民の健康で文化的な生活及び提供する行政サービスの水準を確保しつつ、次世代の負担軽減を図るとともに、安全・安心かつ便利で快適な人の交流が生まれ、活気のあるまちづくりを図ります。

既存の公共施設について、効率的かつ効果的な整理統合の推進により、施設そのものの機能向上を図るとともに、施設利用者の利便性を確保するため公共交通ネットワークの整備を図ります。

また、施設及びインフラの整備資金確保のため、行政運営の合理化も併せて行いながら、健全で効率的な行財政運営を進めます。

**主な取組**

- アセットマネジメント基本方針・基本計画・個別計画に基づく取組
- 教育施設長寿命化計画に基づく取組
- インフラ長寿命化等の計画（橋梁、水道、下水道等）に基づく取組
- 総合交通体系の整備促進



中央消防署及び熊谷東公民館




スポーツ・文化村「くまぴあ」（旧市立女子高校）

# リーディング・プロジェクト8

## ●東部地域における開発の推進

熊谷流通センターは、共同物流センターを有する全国最大規模の卸商業団地を形成しており、食料品をはじめ日用品や医薬品等の生活必需品を多数取り扱っています。

また、熊谷流通センター及びその周辺地域については、国道17号熊谷バイパスをはじめとした国県道などの恵まれた道路網に加え、佐谷田地区に開業した秩父鉄道「ソシオ流通センター駅」等、優れた交通アクセスを有しています。

このため、熊谷流通センターでは、既存施設の機能更新の検討や卸商業団地の特長である備蓄機能を生かし、大規模災害時には被災者支援も可能な防災拠点としての機能充実に向けた取組が進められています。

本市では、これらの特色を最大限に活用し、新たな産業用地の創出や既存施設の再整備を推進するほか、池上地区ほ場整備事業に伴う非農用地を利用した「池上地区道の駅」（仮称）を含む食のテーマパークの整備に取り組むことで、さらなる産業集積及び防災拠点機能の拡充を進め、産業拠点としての整備を図ります。

さらに、ラグビーワールドカップ2019の開催を契機としたまちづくりと併せ、東部地域における開発計画との更なる相乗効果を目指します。

**主な取組**

- 企業誘致の推進
- ソシオ流通センター駅周辺開発事業の推進
- 「池上地区道の駅」（仮称）整備の推進
- ラグビーワールドカップ2019開催によるまちづくり



ソシオ流通センター駅　竣工式



ソシオ流通センター駅　駅前広場

# 政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

## 施策1　スポーツによるまちづくりを推進する

### 第1次計画での取組状況

誰もが、いつまでも自分の好むスタイルでスポーツに親しむとともに、マラソンや駅伝などのスポーツイベントを応援する機会の拡充に努めてきました。

スポーツを実践する市民の割合は横ばいでしたが、スポーツボランティアの制度化や全国レベルの大会が開催される数は目標値を達成しており、応援や支援する機会は確実に増加しています。

さらに、国際大会等で本市にゆかりがある選手の活躍が、本市のスポーツ振興に好影響をもたらしています。

スポーツ施設としては、埼玉県熊谷スポーツ文化公園の熊谷ラグビー場がラグビーワールドカップ2019の開催会場として選ばれ、更に施設が充実するほか、熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」がグランドオープンし、熊谷さくら運動公園の施設改修も実施しています。

### 現状

スポーツ熱中都市宣言のもと、全国レベルの大会を支援することで応援協力の場を創出するとともに、活力ある地域づくりにスポーツ部門と観光・産業部門が連携して取り組む体制が構築されています。

埼玉県熊谷スポーツ文化公園は、プロスポーツの観戦、各種大会の開催、市民の健康増進やレクリエーションの場として幅広く活用されており、「くまぴあ」や熊谷さくら運動公園等の施設についても、様々なスポーツニーズに対応したスポーツ環境が整っています。

スポーツを実践する体制としては、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等のスポーツ団体の活動支援を実施しており、各種教室や講習会の開催を通じてスポーツを実践するきっかけづくりに取り組むとともに、マラソンや駅伝大会でのスポーツボランティアの募集を通じた、スポーツ参画の機会拡充も図っています。

また、武蔵ヒートベアーズやアルカス熊谷といった本市を拠点とするチームの誕生や、本市ゆかりのトップアスリートの存在など、市民にとってトップレベルのスポーツが身近なものになりつつあります。

### 課題

地域のトップチーム、トップアスリートの情報の発信、協働、郷土への誇りと地域の一体感の醸成や、ラグビーワールドカップ2019開催に係る取組と連携したスポーツ施策の推進が必要です。

また、施設の老朽化による大規模な改修、改築を含めた採算性の確保に加えて、これまでの競技志向のスポーツ教室から、既存の施設での新しいスポーツ種目への対応や健康づくりや仲間づくりを目的とする手軽なスポーツ活動を行える場所の確保も課題です。

基本方針

スポーツ熱中都市宣言の理念のもと、スポーツ・レクリエーション団体、指定管理者と連携し、スポーツ教室や運動プログラムを開催するなど、活力ある市民社会の実現を図ります。

ラグビーワールドカップ2019に向けての取組を、ワールドカップレガシーとして継承し、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、ソフト・ハード両面でスポーツ環境の充実を図り、本市への来訪者の増加、スポーツによる活力あるまちづくりを目指します。

既存の公共施設の管理運営方法については、利用者ニーズや時代の要請に合わせて適宜見直しを行い、民間活力の活用も推進します。

**施策の目標**

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| スポーツ活動を「実践」している市民の割合 | 34.1% | 65.0% | 65.0% |

## 単位施策 1

### 生涯にわたるスポーツ活動を推進する

誰もが自分にふさわしいスタイルでスポーツに親しみ、体力の向上、健康づくり、仲間づくりにつなげるとともに、スポーツ関連団体と協力し、スポーツに親しむ機会を拡充します。また、地域のトップチームやゆかりの選手の活躍を応援し、地域の一体感の醸成につなげるとともに、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組により、スポーツを一層身近なものとします。

**主な取組**

- スポーツ団体の支援
- 指定管理者や民間事業者と連携した運動プログラムの開催
- トップアスリート、地元のトップチームと協力したスポーツ教室等の開催

## 単位施策 2

### スポーツ環境の充実を図る

指定管理者制度、PFI、(市有地を活用した)民設民営といったPPP制度等民間活力の活用を推進します。

公共施設の改修や既存の利用形態を見直し、民間事業者の参入を促して、新たなスポーツ事業を実施するなど、ニーズの掘り起こしを図ります。

**主な取組**

- 民間事業者の参入を促す支援体制づくり
- スポーツ施設の計画的な改修

# 施策2 スポーツツーリズムを推進する

## 第1次計画での取組状況

本市では、「熊谷さくらマラソン大会」、「全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会」、「選抜高校女子サッカー大会」や全国レベルの陸上大会、Jリーグ（サッカー）、トップリーグ（ラグビー）など、市内外から多くの方が訪れる大会が開催されており、さらに、武蔵ヒートベアーズ、アルカス熊谷といった地域に密着したトップチームも存在します。

こうした多様なスポーツシーンの存在は、市民がスポーツを楽しみ、参画する機会の増加、スポーツを通じての交流人口の拡大をもたらしています。

また、これらのスポーツ大会・イベントでは、本市の魅力をアピールする機会と捉え、グルメや特産品の販売を地元商業者と連携して行っています。

**現状**

スポーツ熱中都市宣言のもと全国レベルの大会を支援することで、応援協力の場を創出するとともに、スポーツ部門と観光・産業部門が連携しながら、活力ある地域づくりに取り組んでいます。

**課題**

スポーツ会場を訪れる多くの方に対し、本市の地域資源を組み合わせながら魅力をアピールするなど、会場だけでなく、市街地や観光施設にも訪れてもらえるようなおもてなしを工夫して、スポーツを通じた交流人口拡大の取組を、滞留時間の延長、観光地への誘導、域内消費の拡大、商業の活性化へとつなげていくことが必要です。



熊谷さくらマラソン大会


選抜高校女子サッカー大会

基本方針

スポーツを、祭り・イベント・自然・歴史などと同様に観光資源と捉え、その参加・応援・協力を目的とする来訪者に対しても、本市の特長を生かした体験や新たな発見の機会となるおもてなし・サービスを提供することで、熊谷におけるスポーツ活動の魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。

スポーツ大会・イベントの主催者に対する運営支援・一元的な情報提供やスポーツ来訪者の利便性につながる情報発信を行います。

さらに、スポーツ大会・イベントで構築される市民、企業・団体のネットワークを、スポーツに限らず様々の分野で活用し、地域の活力の向上、地域経済の発展へつなげます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 観光協会、民間団体・企業、市民等が支援する大規模大会の数 | 6 | 8 | 10 |

## 単位施策 1

### スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズムを推進する

スポーツを目的とする来訪者に対し、行政、観光協会、民間事業者、スポーツ団体等との連携によるサービスの提供体制の構築を支援しながら、スポーツ会場におけるにぎわいの創出を推進します。

**主な取組**

- 観光協会、民間事業者等と連携したスポーツ観光客へのおもてなしの支援

## 単位施策 2

### スポーツに関するワンストップ窓口サービス体制を構築する

スポーツの主催者、来訪者、それぞれのニーズに対して柔軟に対応できるワンストップ窓口サービスを提供するとともに、地域のネットワークを活用しながら、交流人口の拡大を目指します。

**主な取組**

- 大規模大会の誘致
- スポーツツーリズムの推進

# 施策3 観光を推進する

## 第1次計画での取組状況

熊谷ブランドとして位置付けている「雪くま」や「熊谷うどん」、国宝「歓喜院聖天堂」をはじめとする地域資源の情報発信に加え、「熊谷さくら祭」、「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」といった本市を代表するイベントの運営や地域伝統行事の充実につながる運営支援を実施しました。

また、観光PRでは、「るるぶ」、「まっぷる」といった大手出版社のネームバリューを生かした観光情報誌を発行するとともに観光協会のホームページをリニューアルしました。

### 現状

本市では、「熊谷さくら祭」、「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」といったイベントを中心とする観光施策が大きなウエートを占めています。

また、聖天山周辺においては、「歓喜院聖天堂」が国宝指定を受けたことで、通年での集客が見込めることから、周辺の環境・景観整備に取り組むとともに、地元商店街の活性化や市民ボランティアの活躍等、受入れ体制の充実がみられます。

さらに、名物かき氷「雪くま」や、国内有数の生産量を誇る小麦を使った「熊谷うどん」、「フライ」などの粉物文化も熊谷ブランドとして定着し、観光資源の多様化につながっています。

### 課題

観光地としての知名度向上や交流人口の拡大につなげるため、本市の特長を生かした観光戦略、シティプロモーションのさらなる充実や、民営化した観光協会と行政とが連携し、柔軟な発想と機敏な観光施策を展開していく必要があります。

さらに、スポーツ環境が充実し、全国レベルの様々なスポーツ大会が開催される本市においては、スポーツを観光資源と捉え、観光協会、民間事業者等と連携した取組の充実や、交通の要衝としての地理的優位性を生かした周辺観光の起点ともなる「道の駅」等の整備・活用も課題です。


熊谷うちわ祭


熊谷花火大会

基本方針

交流人口の拡大とビジネスチャンスの創出を図るため、安心・快適な受入れ環境の構築を推進するとともに、祭り・イベント・物産の振興に新たな視点で取り組み、熊谷ブランドとしての付加価値を高めます。

また、広域的な観光連携の取組や、サービス向上につながる観光組織の構築に向けた人材育成にも取り組みます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 観光入込客数 | 3,932千人 | 4,398千人 | 4,548千人 |

## 単位施策 1

### おもてなし・受け入れ態勢を整備・充実させる

本市への来訪者に、ニーズに見合った観光情報、サービス提供を行うため、観光協会や民間事業者と連携して、情報提供体制やサービスメニューの充実を図ります。

**主な取組**

- 「まつりのまち熊谷」伝統行事の支援
- 熊谷ブランド物産の振興
- 関係団体と連携した観光ビジョンの構築


熊谷さくら祭


名物かき氷「雪くま」


全国ご当地うどんサミット in 熊谷


熊谷うどん

# 政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち

## 施策1　防災・危機管理体制を整え、災害・テロに備える

### 第1次計画での取組状況

東日本大震災や竜巻、大雪等の災害を経験し、平成27年8月に熊谷市地域防災計画を修正しました。

平成27年度に災害対策の支援拠点である市本庁舎を、平成29年度には小学校など第一避難所の耐震化や防災行政無線のデジタル化工事を完了させました。

また、単身高齢者等の安否確認体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を整備しています。

地域防災力を高める自主防災組織の結成や活動を支援し、組織率は世帯数の7割、防災訓練回数は年間211回に及ぶなど、活発な活動が行われています。

道路冠水や住宅への浸水被害を軽減するため、準用河川新星川をはじめとする河川や排水路、下水道雨水幹線の整備を進めています。

**現状**

市では、計画的な備蓄への取組や自主防災組織の育成・支援のほか、関係機関との支援協定の締結や防災訓練を実施しています。

また、近年多発している局地的集中豪雨により、これまでにない規模の浸水被害が顕在化しているため、一級河川の整備促進や準用河川新星川の改修及び排水路等を整備し、浸水被害の常襲地である大原・箱田地区の浸水被害軽減対策を行っています。

下水道雨水幹線は、計画的に整備を進め浸水防除に一定の成果を挙げています。

**課題**

災害発生時の被害を最小化するため、自助、共助の地域防災力を支援、強化するとともに、民間事業者等の協力のもと、帰宅困難者や要配慮者への対応、受援体制の整備など、実効性のある応急、復旧の体制づくりが必要です。また、国民保護に関し、緊急対処事態等に備えた関係機関との連携も課題です。

本市は、荒川と利根川の二大一級河川のほか、県管理の一級河川7本、準用河川2本を有しているため、河川改修や浸水被害の軽減対策が必要です。

また、都市化に伴う雨水流出量の増加や局地的集中豪雨等が原因とされる水害は、河川、下水道、排水路及び農業用排水施設等を一連の雨水排水システムとして捉えた浸水被害の根本的な対策が必要です。

基本方針

自助、共助の強化や熊谷市地域防災計画の見直しにより、災害から市民の生命と財産を守るとともに、治水対策を推進します。

また、国民保護に関する熊谷市の計画に基づき、武力攻撃や緊急事態への初動体制を整え、被害の拡大防止に取り組みます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 防災行政無線（固定系）の受信所数 | 243 | 260 | 270 |
| 防災メールの登録者数 | 14,370人 | 25,500人 | 32,500人 |
| 自主防災組織率 | 70.69% | 76.00% | 80.00% |
| 自主防災組織訓練実施数 | 211 | 250 | 260 |

## 単位施策 1

### 防災・危機管理体制の充実を図る

防災計画や国民保護に関する熊谷市の計画を更新し、通信手段の確保や備蓄に努めます。武力攻撃や大規模テロの発生に備え、国、県、関係機関と連携し、万全の体制を整備します。

**主な取組**

- 災害時通信手段の確保
- 災害用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄
- 国民保護業務



（平成 28 年度）埼玉県・熊谷市国民保護実動訓練



（平成 28 年度）埼玉県・熊谷市国民保護実動訓練

## 単位施策 2

### 地域性を考慮した災害対策を進める

災害に備える自助を強化・向上させるとともに、自主防災組織の結成や活動の支援、防災リーダーの養成に努めます。また、小学校区等を単位とする地区防災計画やハザードマップの作成を支援し、共助の力を高めます。

**主な取組**

- 自助の強化に向けた広報・支援
- 自主防災組織への支援
- 避難行動要支援者名簿の整備



別府地区防災訓練





総合防災訓練

## 単位施策 3

### 治水対策を推進する

洪水氾濫を未然に防ぐため、国・県と連携し一級河川の整備を促進するとともに、市街地で発生する都市型水害の軽減を図るため、準用河川新星川の改修、湛水地域の排水路及び下水道雨水幹線の整備を促進します。

**主な取組**

- 準用河川新星川の改修
- 排水路等の整備
- 雨水幹線の整備

# 施策2 防犯体制を整え、犯罪を抑制する

## 第1次計画での取組状況

平成27年に、警察署・自治会連合会・市の3者で「熊谷市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、警察から提供を受けた犯罪情報等を防災行政無線や「メルくま」を用いて市民等へ提供するなど、防犯に役立てています。

また、パトロールアドバイザーによる防犯講座や防犯パトロールの指導、青色防犯パトロール車による巡回に加え、自主防犯活動団体の活動支援等を行っています。

防犯灯は、平成24年度からLED化への補助加算を開始し、平成26年度から灯具交換の無利子貸付金制度を設けるなど、LED化を進めています。

### 現状

犯罪認知件数は、平成14年の5,910件をピークに、平成27年には1,600件まで減少し、平成28年は1,695件となっています。

一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は高齢者を中心に、平成27年が27件、約4,194万円、平成28年が20件、約3,611万円となっています。

また、子どもに対する声かけ事案は、平成28年は104件と、平成27年の64件を大きく上回っています。

増加する空家については、市内全域で実態調査を実施しました。

### 課題

犯罪認知件数は減少傾向ですが、振り込め詐欺や子どもへの声かけなど、高齢者や子どもたちを狙った事案が後を絶たず、また、不審者による突発的な事件の危険性も増えています。

また、危険度の高い空家の対策が必要です。


青色防犯パトロール車


防犯パトロール

基本方針

警察、市民、関係団体との連携を図り、犯罪情報の迅速な提供や防犯講座等の実施とともに、地域ぐるみの防犯活動を支援し、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数 | 15,221人 | 16,600人 | 17,850人 |
| 犯罪認知件数 | 1,695件 | （現状値から）100件減少 | （現状値から）200件減少 |

## 単位施策 1

### 防犯意識の高揚を図る

防犯講座等を開催するほか、犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起により、防犯意識の高揚を図ります。

**主な取組**

- 防犯講座等の開催
- 防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起
- 防犯パトロールアドバイザーの派遣
- 青色防犯パトロール車による巡回パトロール

## 単位施策 2

### 地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する

自主防犯組織の拡充、活動の支援とともに、犯罪の起こりにくい環境を整備します。

**主な取組**

- 防犯パトロール用品の貸与支援
- 青色防犯パトロール車の維持管理補助
- 防犯灯の設置及び維持管理補助
- 防犯カメラの設置

# 施策3 消費者被害を防止する

## 第1次計画での取組状況

イベントや講座等を通じて消費生活相談窓口を周知し、消費者被害防止のため、チラシや年代別の啓発パンフレットの配布等を実施しました。

平成28年度から、消費生活センターを設置し、増加を続ける消費生活相談に対応するため、相談員を増員して相談体制を強化しました。

また、県の多重債務対策協議会に加入し、多重債務者相談強化キャンペーンを実施しました。

**現状**

インターネットやスマートフォンの普及等により、消費者被害は複雑化しています。

また、一人暮らしや家族と同居に関わらず、高齢者の相談が増加しています。一方、消費生活講座は、参加者数が伸び悩んでいる状況です。

**課題**

高度情報化、高齢化等の進行により消費生活相談は多様化、複雑化しており、相談体制の充実が必要です。また、増加する高齢者の見守り体制の構築等、関係機関と連携した消費者被害防止の取組が求められています。



悪質商法対策チラシ



消費者被害防止啓発活動

基本方針

消費者被害防止のため、相談体制を充実し、広報や講座による啓発、関係機関との連携により、高齢者をはじめとした市民の消費者被害を防止します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 消費生活相談件数 | 674件 | 710件 | 750件 |
| 消費生活講座参加者数 | 1,167人 | 1,000人 | 1,000人 |

## 単位施策 1

### 消費者被害を防止する

新たな課題や困難事案へ対応するため、消費生活相談員の資質向上及び関係機関との連携を図り、消費生活相談体制の充実を図ります。

また、高齢者を地域で見守る人への情報提供や、消費生活に関する知識等を習得するための消費生活講座を開催するなど普及啓発に努めます。

**主な取組**

- 消費生活相談体制の充実
- 消費生活講座の開催



消費生活講座



消費生活相談

# 施策4 交通安全を推進する

## 第1次計画での取組状況

交通安全を推進するため、警察、交通安全協会等と連携した交通安全の教室やフェアを開催し、交通安全教育や意識啓発、自転車マナーの啓発等を行っています。

交通事故の発生件数は減少傾向ですが、高齢者による交通事故が増加しています。

また、通学路の安全点検や要望等による看板や路面表示の設置等を行いました。さらに、駅周辺の放置自転車は、立哨指導の拡大により徐々に減少しています。

**現状**

交通事故（人身）の発生件数は減少傾向、死亡事故件数（死者数）は横ばいです。
また、交通事故死者のうち高齢者の割合が高くなっています。

**課題**

市民の交通安全意識の向上、特に高齢者の安全意識の普及（高齢運転者の運転免許の自主返納に対する取り扱い等の確立）が必要です。

さらに、交通死亡事故の一層の抑制が課題です。



交通安全運動出発式

基本方針

安全・安心な都市を目指し、警察や交通関係団体と連携しながら、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発・普及に努めます。

また、緊急性の高い通学路の歩道整備を重点的に進め、側溝の蓋掛け等、地域の実情に対応し、交通事故防止を図ります。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 交通人身事故発生件数 | 952件 | （現状値から）<br>100件減少 | （現状値から）<br>200件減少 |

## 単位施策 1

### 交通安全対策を進める

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの普及・啓発を図ります。

また、通学路等は、歩道整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、ソフトとハード両面から交通事故の減少・防止に努めます。

**主な取組**

- 交通安全教育の充実
- 交通安全意識の普及・啓発
- 自転車運転マナーの普及・啓発
- 自転車駐車場の利用促進、自転車の放置防止指導
- 高齢運転者の運転免許自主返納者への支援等
- ゾーン30の整備、通学路の交通安全対策



交通安全教室




ゾーン 30

# 施策5 健康づくりを推進する

## 第1次計画での取組状況

市民の健康づくりを支援するため、熊谷市健康増進計画に基づき、健康教育や相談、運動教室等の開催で健康づくり体制を強化し、各種検(健)診や予防接種等の保健事業を実施しました。

また、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、加入者の健康保持・増進と疾病予防、重症化予防を図り、熱中症予防では、熱中症等予防情報システムや防災行政無線により、注意喚起を行いました。

### 現状

日本人の死亡率上位を占めるがん、心疾患、脳血管疾患等は主に生活習慣病に起因し、疾病予防には、食生活をはじめ運動や休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善のほか、定期的な各種検(健)診等の受診など、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるような環境づくりを推進しています。

また、国民健康保険事業では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満等)に着目した特定健康診査やドック検査の奨励などを継続して実施し、保健事業の一層の充実を図っています。

熱中症予防については、注意喚起のほか、啓発や講習、避難スペースの設置等を実施しています。

### 課題

年々の医療費増加傾向に加え、団塊世代が後期高齢者(75歳以上)となり、さらに医療・介護費が増大することが見込まれる2025年問題を控え、健康無関心層にも働きかけることのできる健康づくり事業の展開が求められます。

また、特定健康診査等の受診率を向上させるためには、健康診査等の重要性の周知や啓発等において工夫が必要です。

母子保健分野では、法改正に伴う乳幼児の健康保持・発育発達、虐待予防など育児支援を含む役割強化が求められています。

そして、全国的に多発する熱中症を予防する継続的な対策が必要です。



特定健診　運動指導




まちなかオアシス

基本方針

市民が主体的に目標をもって行う日常的な健康づくりへの取組を支援・推進します。

**施策の目標**

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 健康であると思っている市民の割合 | 74.0% | 80.0% | 80.0% |
| 特定健康診査の受診率 | 31.5% | 60.0% | 60.0% |
| 健康づくり関連事業の参加者数 | 33,546人 | 37,000人 | 40,000人 |
| 県内の熱中症救急搬送者数における市の割合 | 2.7% | 2.5% | 2.3% |

## 単位施策 1

### 健康づくり体制を充実させる

健康づくり各種事業を充実し、市民の健康づくりを支援します。

**主な取組**

- 健康教育、健康相談、運動教室の実施

## 単位施策 2

### 保健事業を推進する

疾病の発生を予防し、市民の健康づくりを推進して、各種保健事業を一層充実します。

**主な取組**

- 健康診査及び相談の実施
- 乳幼児健康診査及び相談の実施
- 予防接種の実施
- 熱中症予防啓発の推進

# 施策6 医療体制を充実させる

## 第1次計画での取組状況

休日・夜間急患診療所の適正な運営により、初期救急医療体制を充実しました。

また、二次救急医療体制では、熊谷市第二次救急病院群輪番制病院及び太田地区輪番制病院、熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業参加病院を支援して、受入体制の確保を図りました。

### 現状

休日・夜間急患診療所により、初期救急医療の体制が確保されています。

第二次救急医療では、熊谷・深谷地区（熊谷市・行田市・深谷市・寄居町）が連携し、9病院による輪番制、妻沼地区に対応して太田地区6病院による輪番制を実施しています。

また、小児救急医療は、熊谷市、深谷市、本庄市等、県北4市4町での広域的連携による輪番制で実施するため、医師を派遣しています。

### 課題

救急医療体制は、県が策定した医療計画に基づく地域市町の連携が必要です。

また、小児救急医療体制の維持確保とともに周産期医療の充実が課題です。



高規格救急自動車

基本方針

県、関係医療機関、各市町等と協力・連携し、適切な救急医療が受けられる体制を確保・充実します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 休日・夜間急患診療所の診療日数 | 365日 | 365日 | 365日 |
| 救急医療輪番制の病院数（熊谷・深谷地区） | 9病院 | 9病院 | 9病院 |
| 小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区） | 365日 | 365日 | 365日 |

## 単位施策 1

### 救急医療体制の確保と充実を図る

市民が安心して暮らせるよう、救急医療体制を確保・充実します。

**主な取組**

- 休日・夜間急患診療所の運営
- 熊谷市第二次救急病院群輪番制病院への支援
- 熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業に参加する病院への支援
- 小児救急医療医師派遣支援
- 救急医療施設の充実
- 周産期医療の充実



救急自動車内部



救急搬送の様子（訓練）

# 施策7 消防力を強化する

## 第1次計画での取組状況

火災予防では、予防査察により事業所の防火管理者選任率が向上しましたが、一般住宅の住宅用火災警報器の設置率は伸び悩んでいます。

消防体制では、新中央消防署に荒川分署を統合、管轄区域や配置車両を見直し、中心市街地及び市東部地域の災害に対する体制を強化しました。また、消防救急無線のデジタル化により、無線交信時の音声が明瞭化し、秘匿性も向上しました。さらに、消防ポンプ車や資機材、消防水利の整備を進めたほか、消防団員の確保・育成等に努めています。

救急・救助体制は、救急救命士数及び救命講習受講者数の増加により、救急体制の強化と応急処置の普及を図りました。

### 現状

火災予防のため、防火対象物の予防査察を強化し、防火管理体制の見直しと消防法令違反の実態把握を進めていますが、同時に、各種災害に備え、充実した消防体制の確立が必要です。

緊急車両は常備消防44台、消防団34台を配備していますが、災害発生状況は、平成26年の火災60件、救急8,809件、救助120件が、平成28年には火災64件、救急9,103件、救助104件となり、特に救急出動件数は増加傾向にあります。消防団員数は平成29年4月1日現在、条例定数528人に対し実員499人、充足率94.5%です。

また、消防水利は、適切な管理を行い、新規設置を計画的に進めています。

### 課題

火災予防の推進には、消防法令に違反する防火対象物への一層の指導や、一般住宅への住宅用火災警報器の設置普及を進める必要があります。

災害への備えとしては、近年、全国各地で頻発する自然災害のように、大きな災害が市内に発生し、橋が崩落したり道路が寸断されたとしても、防災の拠点である消防庁舎を中心とした、迅速な災害対応が重要です。しかし、大里分署、江南分署は老朽化し、耐震化が未実施のため、消防署、分署及び車両、人員等の効果的な配置や規模の適正化と併せた対策が必要です。加えて、計画的な車両の更新や大規模災害を見据えた資機材の充実はもちろん、防火水槽の消火用途以外の有効活用等、多角的な検討も重要です。

さらに、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保、装備の改善や教育訓練の充実が必要です。

救命率の向上については、拡大処置認定救急救命士(※)の養成や応急手当普及啓発の強化に努める必要があります。

※拡大処置(心肺機能停止前静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖投与)について認定された救急救命士

基本方針

あらゆる災害に適切かつ迅速に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力を強化します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 住宅火災による死者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 応急手当実施率<br>(バイスタンダーCPR(※))<br>※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法 | 38.8% | 60.0% | 60.0% |

## 単位施策 1

### 火災予防対策を推進する

防火対象物等への積極的な予防査察により、防火管理体制の充実を図るとともに、消防法令違反への是正指導に取り組みます。

また、火災予防行事等あらゆる機会を捉え、住宅用火災警報器の設置を推進します。

**主な取組**

- 予防査察の強化及び消防法令違反対象物の是正
- 火災予防啓発事業の推進
- 住宅用火災警報器の普及・啓発



自衛消防隊初期消火訓練指導会



消防フェア

## 単位施策 2

### 消防体制の充実を図る

消防庁舎の整備及び人員、消防車両の適切な配置を図ります。

また、消防車両等の更新や消防水利の設置を計画的に行い、複雑多様化する各種災害への備えと消防力の強化を推進します。

**主な取組**

- 荒川南部地区の消防庁舎の整備
- 消防ポンプ車等の装備、資機材の充実
- 消防団活動の充実、団員の加入促進、常備消防との連携強化
- 消防水利の設置



消防車両点検


消防水利点検

## 単位施策 3

### 救急・救助体制の充実を図る

増加する救急出動に対応して、救急資器材の充実、拡大処置認定救急救命士の養成及び市民対象の救命講習会の実施により、救急搬送者の救命率向上や後遺症の軽減等を図ります。

また、大規模災害を含め、複雑多様化するあらゆる災害に備えて、救助資機材を充実し、救助隊員を養成します。

**主な取組**

- 救命講習会の実施
- 拡大処置認定救急救命士の養成
- 救助隊員の養成


地域へ発信！中学生サポーター事業（救命講習会）

# 政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

## 施策1　子どもが健やかに成長できる環境をつくる

### 第1次計画での取組状況

子育て中の親子が交流する場、育児不安等の相談・指導の場として利用される地域子育て支援拠点について、おおむね1中学校区に1か所の整備基準を上回り、現在19か所まで拡充を図りました。

子育て世代の経済的負担の軽減策の一環として、こども医療費については、深谷市・行田市・寄居町での窓口無料の広域化を図り、平成29年1月からは無料化の対象年齢を高校卒業まで拡大するとともに、引き続きひとり親家庭等への医療費助成を行いました。

平成20年度からはファミリー・サポート・センター事業、平成25年度からは病児等緊急サポート事業の委託を開始し、子育て支援活動を行っています。

また、多様な保育ニーズに応えるため、私立保育園、認定こども園及び小規模保育施設等13か所を新設し605人の定員増を、また、放課後児童クラブ17か所を新設し725人の定員増を進め、待機児童の解消に努めました。

### 現状

「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、保育所（園）等においては、安定的な待機児童ゼロを、放課後児童クラブにおいては待機児童の解消を目指し整備を図っています。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を平成29年10月から本庁舎及び母子健康センターに設置して、利用者支援事業（母子保健型・基本型）を開始したほか、民間の地域子育て支援拠点施設3か所でも利用者支援事業（基本型）を開始しています。

児童相談体制については、児童虐待相談件数の増加に伴い、体制の強化を図っています。

### 課題

病児・病後児保育事業や一時預かり事業等の多様な保育を推進するとともに、待機児童ゼロの達成を目指し、引き続き保育所（園）等及び放課後児童クラブの計画的な整備が必要です。

子育て世代包括支援センター、民間の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点及び関係機関との連携のもと、全庁的に妊産婦家庭の育児支援、経済的状況及び養育・発達状況等の把握に努め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を円滑に実施していくことが求められています。

ファミリー・サポート・センター事業の利用促進に向けたサービス利用時間や利用内容の検討、児童相談所から市町村への事案送致の法定化に伴う相談件数増加への対応、母子保健法の改正に伴う育児支援と虐待予防の強化も課題となっています。

基本方針

すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを目指します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 地域子育て支援拠点<br>年間利用者数 | 95,693人 | 100,000人 | 120,000人 |
| 待機児童数 保育所(園)等 | 29人 | 0人 | 0人 |
| 待機児童数 放課後児童クラブ | 71人 | 0人 | 0人 |

## 単位施策 1

### 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う

家庭や地域社会とのつながりの希薄化による育児の孤立感・不安感を解消し、ニーズにあった支援策に確実につなげるため、ワンストップ窓口で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、要保護児童とその保護者への支援とともに、児童虐待の予防、早期発見・対応に努めます。

**主な取組**

- 子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援拠点の充実
- こども医療費の助成
- ひとり親家庭の自立支援
- 児童相談体制の整備

## 単位施策 2

### 子どもが健やかに成長できる環境を整備する

保育所(園)等や放課後児童クラブの利用が増加する中、質と量の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていきます。

また、子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、健康で安全な保育環境を確保するとともに、保育の質を維持しつつ、多様な保育を提供し、様々な保育ニーズに対応できる環境を整備します。

**主な取組**

- 多様な保育・教育の提供
- 病児・病後児保育の推進
- 放課後児童クラブの充実



くまっぺ広場第２（スポーツ・文化村「くまぴあ」）

# 施策2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

## 第1次計画での取組状況

高齢者の生きがいの場を広げるため、長寿クラブの活動を支援するとともに、スポーツや芸能の大会等を開催しました。

また、生活支援サービスを充実させるため、軽度生活援助事業やふとん乾燥サービス事業等を実施したほか、介護予防事業として介護予防教室の開催や介護予防メニューの充実を図りました。

### 現状

高齢者を取り巻く社会環境は著しく変化しており、平成28年度末において、本市の高齢化率は27%を超え、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

このため、高齢者が、生きがいをもって積極的に地域活動へ参加できる環境を整備するため、その中心組織である長寿クラブの活動等を支援しています。

また、介護保険制度の改正や国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方が介護保険制度に位置付けられたことに伴い、これらの周知や推進に努めています。

### 課題

核家族化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらに認知症高齢者が増加することが予想される中、高齢者同士が支え合い、見守る地域づくりが求められています。

また、自立した生活を少しでも長く送ることができるように、地域活動を推進することが重要となっていますが、長寿クラブは、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるため、会員数の増強やリーダーの育成による活性化が求められています。


ニャオざね元気体操


グラウンド・ゴルフ大会

基本方針

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいのある生活を継続できるように、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 認知症サポーター養成数 | 16,056人 | 30,000人 | 42,000人 |
| ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）実施会場数 | 5か所 | 30か所 | 50か所 |

## 単位施策 1

### 高齢者の生きがいの場を広げる

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援するとともに、既存施設の有効活用を図り、高齢者の生きがいづくりと交流活動を推進します。

**主な取組**

- 生きがいと健康づくり事業

## 単位施策 2

### 介護予防を促進する

住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を促進します。

**主な取組**

- 訪問・通所サービス、一般介護予防事業等

## 単位施策 3

### 高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する

高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを推進するとともに、住民が担い手となる活動や多様な主体によるサービスの提供体制を推進します。

また、認知症に対する理解と見守りの体制づくりを推進し、総合的な支援に努めます。

**主な取組**

- 地域包括支援センターとの連携
- 在宅医療・介護の連携推進
- 生活支援サービス事業の推進
- 認知症施策の推進

# 施策3 障害者が暮らしやすい環境をつくる

## 第1次計画での取組状況

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」も踏まえ、ニーズに対応した計画的なサービスの提供と、自立した社会生活に必要な援助を行い、社会参加を支援してきました。

### 現状

平成28年度末で、本市人口のおよそ4.5%にあたる約8,900人が障害者手帳を所持しており、障害者が社会参加の機会を確保できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいます。

また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の改正、熊谷市手話言語条例の制定など、障害者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、これらの変化に迅速に対応できるよう体制整備に努めています。

### 課題

障害児・者が地域の一員として安心して暮らすために、障害に対する地域の認識と理解、障害福祉サービスの充実が必要です。

また、障害者がその適性に応じて能力を発揮できるよう支援が必要であり、一般就労を望む場合はできる限り一般就労へ、一般就労が困難な方は就労継続支援事業所への通所といった個別の支援が重要です。これと併せて、就労後の定着支援も課題となっています。

さらに、障害児・者の発達段階に応じ、幼児期から青年期においては保健や保育、教育分野等との連携、成年期以後においては生活や社会参加のための支援を継続的に受けることができる環境の整備が必要です。


手話講習会


就労継続支援事業所

基本方針

障害者が住み慣れた地域で、個人として尊重されるとともに、生きがいを持ちながら安心して暮らし続けることができる環境づくりを推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 就労系事業所の利用者数<br>(就労移行支援・就労継続支援) | 430人 | 660人 | 710人 |
| 共同生活援助の利用者数<br>(グループホーム) | 140人 | 210人 | 300人 |

## 単位施策 1

### 障害者の自立と社会参加を支援する

障害者が生きがいを持ちながら暮らしていくために、就労の場を確保し定着していけるように支援するとともに、社会参加していけるように支援を進めます。

**主な取組**

- 雇用の場の拡大
- 就労支援施策の推進
- 社会参加の促進

## 単位施策 2

### 障害者への福祉サービスを充実させる

障害者が地域の一員として安心して暮らしていくために、地域への障害の特性に対する正しい認識と理解を進めると同時に、日中活動や地域生活支援等の福祉サービスの充実を図ります。

**主な取組**

- 障害に対する正しい認識と理解の推進
- 権利擁護の取組
- 福祉サービスの充実

## 単位施策 3

### 障害児・者への途切れない支援を推進する

幼児期から青年期を通して、保健、教育、保育の各分野と連携した支援を進め、成年後も途切れることがないように継続した支援を推進します。

**主な取組**

- 保健・療育・医療体制の整備
- 障害児・者教育及び障害児保育の充実
- 相談体制の整備

# 施策 4 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

## 現状

少子高齢化、単身世帯の増加が進んでいる状況においては、地縁や血縁の希薄化が進み、育児・介護・障害・貧困等の多様で複雑な問題を抱える世帯が多くなっている傾向があります。

また、非正規雇用や長期の失業者が潜在化するなど、厳しい経済情勢が依然として続いており、生活保護世帯数は、平成29年4月1日現在で1,866世帯と依然として減少傾向になっていません。

さらに、本格的な超高齢社会の到来を迎え、要介護認定者数が増加し、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれています。

## 課題

セーフティネットとなる社会保障制度の活用を必要とする人を相談窓口につなげ、生活上の困難を抱える人が地域で自立した生活を送ることができるようにすることが必要です。

さらに、要介護認定者数の増加に伴う介護サービス利用者の更なる増加が見込まれる中、真に必要なサービスを適切に提供できる環境を整備することが必要です。

「支え合い、助け合い、共に生きる地域福祉のまちづくり」を目指す本市としては、地域社会の更なる充実が必要であり、地域のあらゆる関係機関がそれぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、支援をしていくことが重要です。

また、国では「我が事・丸ごと」地域共生社会を目指し、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」に転換し、地域における住民相互のつながりを再構築し、保健、医療、福祉、教育にまたがる包括的支援体制を構築する取組が検討されており、今後、これに対応した地域づくりを推進する必要があります。


友愛訪問交流会


ふれあい広場

**基本方針**

少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、多様化・複雑化した問題に対応するため、社会福祉法人、NPO法人、民生委員等との連携を充実させるとともに、地域を支える人材の育成と活動を支援します。

また、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するとともに、子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知に努めます。

また、引き続き国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度、生活保護制度、国民年金制度の周知を図ります。

**施策の目標**

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 民生委員等による見守り実施件数 | 49,763件 | 55,000件 | 60,000件 |
| 生活困窮者自立相談支援件数 | 177件 | 450件 | 600件 |

## 単位施策 1

### 関係機関との連携、支援を推進する

社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター、地域福祉を支えている団体等、地域の関係機関や人材・活動を支援し、連携を強めます。

**主な取組**

- 民生委員活動の推進
- 社会福祉協議会との連携
- 見守りネットワークの活用
- あんしんコール事業
- 地域貢献活動への支援

## 単位施策 2

### 社会保障制度を適正に運用する

福祉施策の周知に努めるとともに、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援する関係機関等につなげ、セーフティネットを段階的に活用します。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度を周知し啓発します。

**主な取組**

- 生活困窮者及び生活保護受給者の自立支援
- 子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知
- 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度の周知

# 政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち

## 施策1　豊かな自然を保全する

### 第1次計画での取組状況

キッズISOプログラム、くまがやエコライフフェア、水辺観察会や各種環境講座の開催等により、子どもから高齢者まで広く環境意識の向上を図るとともに、「市の魚」ムサシトミヨやホタルの保護、里山の再生保全活動など、地域や市民団体等と連携し、身近な自然環境の保全に取り組みました。

**現状**

本市は、荒川と利根川の二大河川を有し、平地に広がる田園や畑、南部の丘陵地など豊かな水と肥沃な大地に恵まれた自然環境にあります。

このような自然環境の中、多様な動植物が生息しており、これらの中には世界で市内の元荒川にのみ生息するムサシトミヨや清流に舞うゲンジボタル、カワラナデシコやミズアオイなどの希少な動植物も見られます。

しかし、近年は、宅地開発や屋敷林の減少などにより市内の緑は減少し、生息環境も変化しています。

**課題**

人々に潤いと安らぎを与えてくれる自然の恵みを守り、後世に伝えるためには、市民や地域、環境団体等と協働し、ムサシトミヨやホタルの保護活動、里山の保全活動などを通じ、環境に関する意識を高めるとともに、貴重な動植物の生息環境を保全することが大切です。

また、くまがやエコライフフェアや環境講座などの開催により、多くの市民が自然や環境に触れる機会を提供することも重要です。



ムサシトミヨ個体数調査




くまがやエコライフフェア

基本方針

環境問題への理解と意識の向上のため、講座等の開催や子どもたちの環境学習活動、市民や地域、環境団体等による環境保全活動を支援します。
また、貴重な緑と水辺環境の保全を推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 環境講座の受講者数 | 599人 | 800人 | 1,000人 |
| ムサシトミヨの生息数<br>※おおむね5年ごとに行う個体数調査の数値 | 2,345匹 | 8,000匹 | 16,000匹 |
| ホタル保護重点区域内のホタル確認数 | 608匹 | 650匹 | 700匹 |

## 単位施策 1

### 環境意識の向上を図る

くまがやエコライフフェア、環境に関する講座、環境関連施設の見学会、自然や水辺の観察会等を実施して、子どもたちの環境学習を支援します。

**主な取組**

- くまがやエコライフフェアの開催
- 環境講座、環境施設見学会の開催
- 自然、水辺観察会の開催
- こどもエコクラブ活動の支援

## 単位施策 2

### 緑と水辺環境を保全する

身近な緑と水辺環境の保全、希少野生動植物を取り巻く生態系保護のため、市民連携によるボランティア活動、地域や環境団体の環境保全活動を支援します。

**主な取組**

- ムサシトミヨの保護
- ホタルの保護
- 環境保全活動の支援

# 施策2 生活環境を保全する

## 第1次計画での取組状況

大気、水質、騒音及びダイオキシン類等の環境調査、関係各事業所への立入検査や監視・指導とともに、騒音、振動、悪臭及び野外焼却等への市民相談や土壌汚染への事業者相談に対応しました。

東日本大震災後は、空間放射線量の測定を継続しています。

河川・水路の水質汚濁対策として、補助制度により汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理のため、平成22年度から補助制度を創設し、平成26年度には補助期間を5年間から10年間に延長しました。

### 現状

地方分権の推進等により、事業所への立入検査や監視・指導の範囲が拡大されており、大気、河川、地下水、自動車騒音及びダイオキシン類等の環境調査結果公表と「きれいな空気巡視員」による巡視を継続しています。

また、河川や水路等の水質改善のため、公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の適正な維持管理を行い、浄化槽整備区域では、合併処理浄化槽転換補助事業による、生活排水処理対策や設置した合併処理浄化槽の適正管理のため、維持管理補助を継続して実施しています。

### 課題

健全で快適な生活環境を確保するために、各種の環境調査及び事業所への立入検査や監視・指導の継続が必要です。

また、合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の維持管理は改善が図られていますが、生活雑排水未処理世帯が残っており、引き続き生活排水処理対策が必要です。

し尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設については、熊谷市内に2カ所と行田市に1カ所の計3カ所ありますが、建築から30年以上経過する施設や市外の施設もあることから長期的な視野のもと施設の在り方について検討する必要があります。



事業所の水質検査

基本方針

健全で快適な生活環境の確保と未来への継承のため、事業者と公害防止協定を締結して、公害を防止し環境負荷を低減します。

また、環境に関するパトロールや調査を継続し、公害発生源の監視・指導等を行うとともに、一般家庭の合併処理浄化槽の整備や適正な維持管理を促進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 公害防止協定の締結数 | 147件 | 170件 | 190件 |
| 公害苦情の年度内解決率 | 85% | 90% | 95% |
| 合併処理浄化槽の法定検査実施率 | 51.3% | 60.0% | 67.0% |

## 単位施策 1

### 公害のないまちをつくる

事業者との公害防止協定の締結、公害発生源への立入検査や監視・指導を継続し、公害防止や環境負荷の低減を図ります。

また、公害苦情は、関係機関と連携して、迅速に対応します。

**主な取組**

- 公害防止協定の締結の推進
- 公害苦情処理の迅速な対応
- 事業所への立入検査、監視・指導
- 空間放射線量の測定

## 単位施策 2

### 生活排水を適切に処理する

河川や水路等の水質改善のため、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進します。

**主な取組**

- 合併処理浄化槽の整備の促進
- 合併処理浄化槽の維持管理の促進

# 施策3 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

## 第1次計画での取組状況

3R(リデュース=ごみの発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再資源化)の推進のため、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度を充実させるとともに、マイバッグ利用をはじめとしたごみ減量の推進のため、環境にやさしいお店を認定する「エコショップ認定制度」を創設しました。

また、市民参加のリサイクルフェアの開催や、市民が行うリサイクル活動への支援等に取り組むとともに、事業系一般廃棄物の展開検査を行い、適正なごみ処理を促しました。

### 現状

循環型社会の形成のため、3Rの推進、家庭用生ごみ処理容器等の普及、マイバッグ利用の推進、リサイクルフェアの開催、リサイクル活動への支援、生ごみ水切り運動や食品の食べきり運動、エコショップ認定制度の推進、ごみ分別アプリの配信、子ども向け環境教育講座(エコスクール)等を実施しています。

また、最終処分場の長寿命化対策として、大里広域市町村圏組合で中間処理(焼却処理等)され発生した焼却灰は、セメントの原料として再資源化を図っています。

### 課題

循環型社会の形成が進展するように、今後はものを手にする前のリフューズ(ごみになるものを断る)という意識やものを大事に長く使うリペア(修理する)という意識の醸成も図り、ごみの減量化に取り組むため、これまでの3Rの取組を細分化し、リフューズとリペアを加えた5Rの取組を実施していくとともに、市民一人一人の環境意識の向上を目指した啓発活動を充実していく必要があります。

また、熊谷市、深谷市及び寄居町のごみ処理は大里広域市町村圏組合で行っていますが、組合で運営する4つの焼却施設は度重なる改良工事によって長寿命化を図ってきたものの、躯体の老朽化は避けられず、今後の施設の在り方について大里広域市町村圏組合と関係市町で協議を重ねていく必要があります。





リサイクルフェア

基本方針

市民一人一人が、5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)に取り組み、ごみの減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 市民一人一日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量 | 1,114g | 1,050g | 1,000g |
| ごみの資源化率 | 22.2% | 24.0% | 25.0% |

## 単位施策 1

### 5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)を推進する

ごみの発生抑制、再利用を行い、ごみの減量化と再資源化を図ることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

**主な取組**

- マイバッグ利用(レジ袋の削減)の推進　【リフューズ】
- 生ごみ水切り運動の推進　【リデュース】
- 食品の食べきり運動の推進　【リデュース】
- 家庭内での生ごみ再資源化の推奨　【リデュース・リサイクル】
- 市主催フリーマーケットの開催　【リユース】
- リサイクルフェアの開催　【リユース・リペア・リサイクル】
- エコショップ認定制度の推進　【リフューズ・リデュース・リサイクル】
- リサイクル活動(資源集団回収)の推進　【リサイクル】
- ごみ分別アプリの配信
- 子供向け環境学習講座(エコスクール)の実施




ごみ分別アプリ

# 施策4 地球温暖化対策を推進する

## 第1次計画での取組状況

「熊谷市環境基本計画」及び「熊谷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市有施設への太陽光発電システム及びLED照明の導入、スマートハウス及びみどりのカーテン等の普及、住宅等への太陽光発電システムや家庭用燃料電池の導入、市有施設・市有地を活用した大型太陽光発電事業の支援等、新エネルギーの利用と省エネルギー対策を推進しました。

さらに、次世代自動車の普及推進のため、庁用車への電気自動車・天然ガス自動車の導入を進めたほか、市民に対して乗り換えを奨励するための助成を実施しました。

また、熊谷市地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と連携し、クールシェアの推進等、地球温暖化対策の啓発活動を実施しました。

### 現状

「熊谷市地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガスの削減目標を掲げ、様々な施策を実施していますが、目標数値の達成は困難な状況です。

こうした中、国際的な協定や国の施策により、さらなる温室効果ガスの削減等が喫緊の課題となっています。

現在、市では一般家庭を中心に、新エネルギー設備、省エネルギー設備の導入に対して助成を行っていますが、今後も、市民、事業者に対し地球温暖化対策の重要性を周知啓発し、市との連携のもとに、新エネルギーの利用と省エネルギー対策を更に推進する必要があります。

### 課題

低炭素社会の実現のためには、一般家庭や事業所に創エネルギー・省エネルギー機器の導入や低公害自動車の普及を促すとともに、市有施設への導入を進める必要があります。

こうした取組を継続し、市域の温室効果ガスの削減に向けた実効性を高めていくことが、地球温暖化対策に極めて重要です。

また、市民・事業者・行政が、温室効果ガス削減に向けたライフスタイル・ビジネススタイルに転換するよう意識向上を図ることも大切です。


急速充電設備


調節池を利用したメガソーラー

基本方針

市有施設の$CO_2$削減に取り組むとともに、地球温暖化対策の重要性を発信し、市民等への再生可能エネルギーの普及推進を通して、低炭素社会の実現を図ります。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 市有施設の$CO_2$の削減率 | — | 6% | 11% |
| 新エネ・省エネ等設備設置世帯数（市の補助制度を利用したもの） | 393世帯 | 450世帯 | 550世帯 |

## 単位施策 1

### 省エネルギー対策を推進する

温室効果ガス削減のため、市有施設における$CO_2$削減の取組と市民等の省エネ機器導入を推進します。

**主な取組**

- クールシェア・ウォームシェアの推進
- COOL CHOICE（賢い選択）の推進
- 市有施設での省エネルギー対策の推進

エアコン消して涼しいところに集まろう
COOL SHARE
KUMAGAYA
クールシェアロゴマーク

## 単位施策 2

### 新エネルギー施策を推進する

再生可能エネルギーの普及のため、太陽光発電等の設置拡大と次世代自動車の導入を推進します。

**主な取組**

- 太陽光発電システムの普及促進
- 家庭用燃料電池や蓄電池、スマートハウス等の普及促進
- 次世代自動車（電気自動車・燃料電池自動車等）の普及促進
- 急速充電設備設置費用の助成、水素ステーション設置の推進

# 政策5　人が集い活力ある産業が育つまち

## 施策1　農業を振興する

### 第1次計画での取組状況

農業の担い手育成のために、新規の認定農業者確保や集落営農等の法人化、遊休農地の解消・活用の計画を立て、様々な事業を実施した結果、認定農業者の新規認定や法人化は少しずつ進んでいますが、遊休農地は解消以上に増加しています。

また、地産地消を進めるために、地産地消促進計画を策定し、産業祭や親子農業体験等を通して地場産農産物や農業への理解を深めるとともに、平成27年に本市へ移転・開校した埼玉県農業大学校と連携を取り、農業シンポジウムや就農相談会を開催することにより、本市農業に対する理解を深めることができました。

農地・水保全管理支援事業（現 多面的機能支援事業）については、農地・農業用水路等の資源の保全に取り組む活動組織が、平成28年度末には44組織、面積が3,051haとなり、農振農用地面積（田畑）4,932haのうち61.9%をカバーするまでに拡大しました。

ほ場整備事業では、熊谷中央地区が平成30年度の事業完了に向けて実施中であり、池上地区は平成29年度に事業施行認可・土地改良区設立認可を受け、事業に着手しました。

上之東部地区は調査事業の実施により、地元推進組織と協議しながら地権者の合意形成を図っています。

### 現状

高齢化の進行や後継者不足から農業従事者の減少傾向が続いているため、農地・農業用水路等の地域資源の保全管理が十分に行われず、遊休農地は増加傾向にあります。

その一方で、農家と地域住民が共同して、農用地や水路、農道等の地域資源の保全活動に取り組む多面的機能支援事業を実施している地区では、農村環境が保全管理されています。

また、ほ場整備の整備済地区では農地の利用集積が進み生産性の向上が見られますが、過去に小区画で整備された地区から大区画化への再整備に関する要望も上がってきている一方で、未整備地区では後継者や借り手不足のため、遊休農地が増加しています。

### 課題

新規就農希望者は増えてきていますが、資金面や農地の確保、将来の不透明感などが課題となっています。

このため、農業従事者が明るい将来設計を描けるよう、認定農業者の育成や集落営農組合の法人化、地域農産物のブランド化や販路の拡大に向けた取組を更に進める必要があります。

農業の生産性の向上に欠かせない農地の大区画化や水路、農道等の整備を図る上で、ほ場整備事業は有効な手段の一つですが、後継者不足や整備費用に関する地元負担を理由に合意

形成が難しい状況にあります。

このため、ほ場整備の実施に当たっては、地元負担の軽減に向けた手法等と併せた検討を行う必要があります。

また、多面的機能支援事業に取り組んでいない地区や遊休農地が点在する地区では、農地や農業用水路等の適切な保全管理が困難になってきていることから、農村環境の維持向上のためには、農業者・農業団体・地域住民等が連携した地域組織の立ち上げを進めることや、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を図るなど、ソフトとハードの両面から農業環境の保全を進める必要があります。

農業集落排水事業は、農村環境の保全に大きな役割を果たしてきましたが、整備から長期間が経過している施設もあり、早期に計画的な改修を進める必要があります。

**基本方針**

農業生産基盤を整備し、新規就農者や認定農業者への利用集積を促進するとともに、経営安定のため、直売所の充実や農産物のブランド化を図ります。また、農地・農業用水路等の適切な保全管理を推進します。

**施策の目標**

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 農地中間管理事業による担い手への転貸面積 | 67ha | 117ha | 167ha |
| 多面的機能支援事業の活動対象面積 | 3,051ha | 3,095ha | 3,127ha |

## 単位施策 1

### 認定農業者等を育成する

新規就農者に対する営農開始資金の交付、認定農業者への融資資金の利子補助、集落営農等が法人化する際に必要な費用の補助、人・農地プランに位置付けられた地域農業の中心となる経営体の農業用機械等導入を支援します。

また、埼玉県農業大学校と連携を進めて新規就農者を増やし、担い手を確保します。

**主な取組**

- 新規就農総合支援
- 農業経営体の法人化に向けた支援
- 農業後継者の育成
- 経営体育成の支援



新規就農説明会（埼玉県農業大学校）

## 単位施策 2

### 遊休農地を解消・活用する

農地中間管理機構が借り受けた農地を集約化して、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に貸し、農地の集積・集約化を推進します。

農地の有効利用を促進するため、畦畔除去や耕作放棄地の再生に取り組む経営体を支援します。

また、荒廃した農地の解消に向け、積極的な取組を行います。

**主な取組**

- 農地中間管理事業の推進
- 農地集積の支援
- 企業等の農業参入を推進
- 耕作放棄地（荒廃農地）の解消に向けた取組



農地を集積・集約化するための地権者説明会

## 単位施策 3

### 地産地消及び販路の拡大を進める

農業体験・料理教室、産業祭等を開催して、農業者との交流や農業への理解を深めるとともに、地元農産物の消費拡大、食育を推進します。

また、農産物のブランド化やトップセールス推進により、販路を拡大するほか、池上地区ほ場整備事業に伴う非農用地を利用した「池上地区道の駅」（仮称）を含む食のテーマパークの整備を推進し、農産物の直売・PRに取り組みます。

**主な取組**

- 産地づくり対策事業の推進
- 産業祭の実施
- ふれあい農園事業の推進
- 「池上地区道の駅」（仮称）整備の推進
- 地元農産物のブランド化、トップセールスの推進


産業祭


熊谷農産物のトップセールス（東京都中央区日本橋）

## 単位施策 4

### 農業生産基盤を整備・保全する

農村環境を保全するための多面的機能支援事業は、農業者を中心とした自治会等地域住民を含めた活動組織を認定し、活動計画書に基づいた活動を支援します。

ほ場整備は、実施中の事業を推進するとともに、整備要望地区等の事業化を推進し農業生産基盤を整備します。

**主な取組**

- 多面的機能支援事業の推進
- ほ場整備の推進


多面的機能支援事業（奈良地区）

## 単位施策 5

### 農業集落排水施設の機能保全対策を実施する

農業用用排水の水質保全のため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。また、市内17施設の劣化状況を把握するため実施した機能診断結果に基づき、農業集落排水施設の最適整備構想を策定し、施設の長寿命化等の機能保全対策を実施します。

**主な取組**

- 農業集落排水施設の維持管理
- 農業集落排水施設の機能保全対策

# 施策2 商工業を振興する

## 第1次計画での取組状況

商店街支援事業として、街路灯の整備や電気使用料、イベント等に対する補助を行いました。街路灯のLED化を促進することで商店街の負担軽減を図り、イベント等を支援することで、にぎわいの創出に貢献しています。

また、起業家支援事業として、中心市街地の空き店舗を利用したチャレンジショップの開設への支援や市内で開業する事業者に対して支援を行う空き店舗等活用支援事業を行い、商店街活性化の一助になりました。

さらに、中小企業指導者育成事業として、経営セミナー等を商工会議所に委託し、多くの事業者や創業を目指す人達が専門的知識を学んでいます。

工業の振興については、経済団体である熊谷商工会議所及びくまがや市商工会、協同組合熊谷鉄工機械工業会等の工業団体との連携により、新たな事業展開としてオール熊谷による新工業団体「ものつくり熊谷」を設立しました。

また、「ものつくり熊谷」の設立に伴い「稼ぐ力」の創出を目的に、中小企業等振興条例に基づく工業団体への助成を拡充することとしました。

さらに、企業活動のPR等を目的とする企業紹介支援サイト「チャレンジ・ステージくまがや」を開設、運用し、PR手段の拡大による事業者の知名度向上、ビジネスマッチングの進展、求人手段の拡大に寄与しました。

## 現状

本市は、これまで県北地域の商業の中心都市として、確固たる地位を築いてきましたが、モータリゼーションの進展、インターネットの普及、消費者のライフスタイルの多様化等により、その地位は相対的に低下しています。

特に、こうした社会状況の変化に伴い、中心市街地では、商業活動が盛んであった本町・星川等に空き店舗が増加しており、熊谷駅前周辺の東の商業核と八木橋百貨店・イオン熊谷店周辺の西の商業核と2極分化が進んでいることから、中心市街地にかつての輝きを取り戻すため、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます。

工業では、地方創生に基づく「稼ぐ力」の創出に向け、「オール熊谷」の力の集結といった発想のもと、熊谷商工会議所及びくまがや市商工会をはじめとした関係団体の代表の方々とともに議論を重ねた結果、熊谷地域のネットワーク拠点として、市内の製造業を中心とした中小企業の企業間連携や共同研究・開発による販路拡大等により「稼ぐ力」を地域企業の力で創出していくことを目的とした、新工業団体「ものつくり熊谷」が平成28年7月に設立されました。

## 課題

中心市街地の商店街が、多くの人々でにぎわい、地域の活力を生み出す場所であるために、まちづくり熊谷やまちなかモール委員会を通じた地域活性化の担い手の育成を図るとともに、商業者の連携強化、商店街を構成する個店の魅力アップの支援を行う必要があります。

また、大型商業施設と個人店の連携・協力体制を構築することで、競争力や集客力の強化を図り、商業の活力向上を図る必要があります。

工業では、各種大学との技術開発等の共同研究、大企業と中小企業との受発注機会の拡大を推進し、市内中小企業全体の底上げを図る必要があることから、この新たに設立された工業団体の会員数増強をはじめ、会員企業と行政や大学、金融機関との相互連携による産学官金のネットワークを最大限に活用する必要があります。

**基本方針**

中心市街地の賑わいの創出、活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画の策定を進めるとともに、商業団体やまちづくり熊谷、まちなかモール委員会と連携して、市民の憩いの場である星川を活用するなど、様々な活性化事業に取り組みます。

さらに、周辺商業地は、地域住民に密着した商業地域の形成を図り、魅力ある店づくりやにぎわいや憩いの場として整備します。

また、中小企業の「稼ぐ力」強化のため、「ものつくり熊谷」をはじめ、各工業団体の産学官金連携によるビジネスマッチングや共同研究、開発事業等を支援します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| ものつくり熊谷組織率 | 20% | 25% | 30% |
| 製造品出荷額等 | 8,123億円 | 8,500億円 | 8,900億円 |



星川あおぞら市

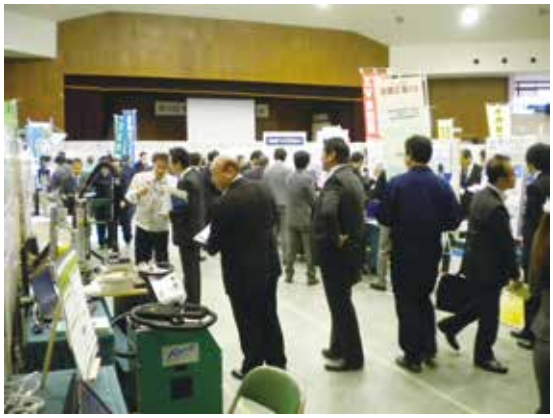
北部地域技術交流会

## 単位施策 1

### やる気のある商業団体等を支援・育成する

にぎわいや憩いの場としての商店街づくりや消費者ニーズの多様化・高品質に対応できる魅力的な商店街づくりを推進し、また、やる気のある商工団体等の取組を支援します。

**主な取組**

- 商店街活性化の推進
- 個店連携応援事業の推進
- 空き店舗等活用の支援
- まちづくり熊谷やまちなかモール委員会への支援
- 北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備の推進
- 商工会館の整備

空き店舗活用支援事業



スケートボードショップ


飲食店（カフェ・バー）


飲食店（カフェ）


絵本・絵本雑貨の専門店

## 単位施策 2

### 大型商業施設と商店街の連携を強化する

大型商業施設と商店街や個人店の連携・協力により、競争力や集客力を強化します。

**主な取組**

- 市内商業核強化の支援
- 中心市街地活性化基本計画の策定



街ナカスタンプラリー（5 館連携事業）


えびす大商業祭（オ・ドーレなおざね）

## 単位施策 3

### 工業系企業の組織化を推進する

工業系企業の「稼ぐ力」創出のため、新たに発足した工業団体「ものつくり熊谷」を重点的に支援します。

**主な取組**

- 工業の振興

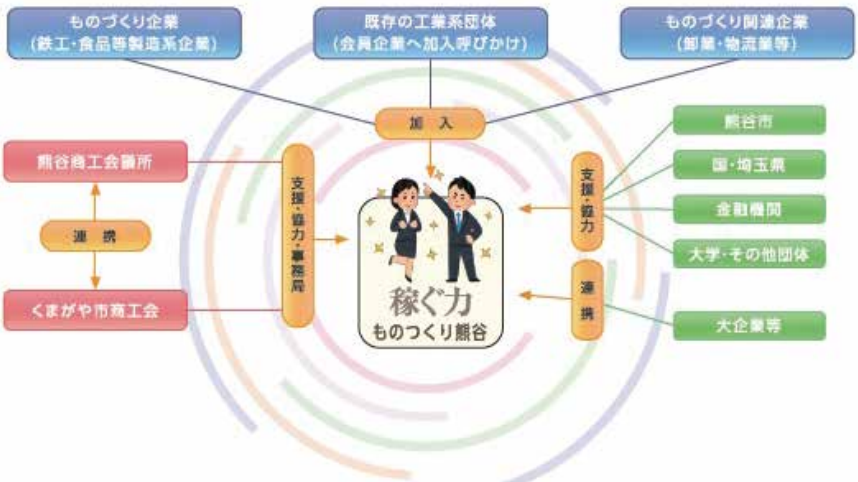

「ものつくり熊谷」設立イメージ

# 施策3 市内企業の支援及び企業誘致を推進する

## 第1次計画での取組状況

企業支援の一環として熊谷市制度融資による中小企業向けの各種融資を行っており、リーマン・ショックや東日本大震災では特別融資を実施し、緊急時における迅速な対応をしました。

また、市内産業の活性化を目指し創業支援事業を始め、女性の社会進出を目的に「女性の起業は熊谷de事業」として女性プチ起業支援セミナー等を開催するなど、女性起業家の育成に努めました。

企業誘致では、企業の立地を支援する「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」を制定し、奨励金制度の活用を始め、大きな成果を挙げることができました。

また、税収の安定的確保の観点から本市への本社機能の移転や市民の正社員雇用を促進させるため、同条例を平成28年度に改正するとともに、工業用地物件情報を積極的に広報し、企業誘致の推進に取り組みました。

### 現状

市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、市制度融資による支援に取り組んでおり、東日本大震災が発生した平成23年度は、緊急対策として、利子補助、貸付限度額の引上げが行われ、多くの利用がありましたが、平成26年度以降は、利用が低迷しています。

また、市内産業の活性化に伴う地域からの産業創出を推進するため、平成27年2月に国から創業支援事業計画の認定を受け、創業に向けた支援の充実を図るとともに、女性の社会進出を目的に平成25年度から女性プチ起業「支援セミナー」及び「個別相談会」を開催し、起業に関心のある女性が、自分の趣味や特技を生かし起業につなげるきっかけづくりに努めてきました。

企業誘致については、市外企業に対し、工場跡地の有効利用や産業系候補地への立地に関する開発手法の整理や立地奨励金制度の活用など、各種支援等を行っています。

さらに、既存の市内事業所の拡大や移転に対しても同様な支援等を行うことにより、市内企業の市外への流出を防ぐための取組も進めています。

### 課題

市制度融資については、近年その利用が低迷していることから、利用の促進が図られるような制度設計を講じる必要があります。

また、起業を希望する多くの女性の夢をかなえ、空き店舗対策事業等との併用による中心市街地等の活性化に寄与することを目的に、創業支援事業のより一層の拡充と推進を図る必要があります。

現在、企業立地における本市への立地ニーズは依然高い状況にありますが、産業系候補地が不足しており、引き続き、産業用地創出に向けた取組を推進する必要があります。

具体的には、産業拠点として位置付けられている東部地域（ソシオ流通センター駅周辺）の整備を推進するとともに、主要幹線道路等の沿線での土地利用転換を検討する必要があります。

また、国では地域経済の事業環境変化に伴い、産業・雇用の担い手が多様化していることか

ら、従来の企業立地促進法が見直され、新たに「地域未来投資促進法」が平成29年7月に施行されました。これを踏まえ、地場産業のネットワーク化や本市の強みを生かした成長分野への投資を促進し、総合戦略に位置付けた3つの方向性を実現するため、現行の「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」を見直し、様々な産業分類の事業者を対象とすることで、企業誘致や市内企業への支援を更に進める必要があります。

**基本方針**

市内中小企業への支援強化を図るため、市制度融資の利用促進に努め、市内産業の活性化のために、企業支援の拡充と創業に向けた支援を推進するとともに市内企業の拡大等への支援や市外企業の誘致と併せ本社機能の誘致を推進します。

また、産業用地創出のため、東部地域の整備を推進するとともに、幹線道路沿道での土地利用を検討します。

**施策の目標**

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 中小企業融資件数 | 2件 | 10件 | 5件 |
| 新規奨励金指定事業所数 | 9事業所 | 10事業所 | 12事業所 |

## 単位施策 1

### 中小企業の振興と経営の安定を図る

中小企業の振興と経営の安定及び新たな雇用の創出を促進するため、随時、融資制度を見直し、資金調達を支援します。また、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、新たな住宅リフォーム制度を創設します。

**主な取組**

- 中小企業融資のあっせん
- 創業支援
- 住宅リフォームへの支援

## 単位施策 2

### 企業誘致及び市内企業の事業拡大を促進する

市外企業の誘致や市内企業の事業拡大を支援します。また、企業立地の受け皿としては、主要幹線道路沿線や近接地の土地利用転換を促進するとともにソシオ流通センター駅周辺地域における新産業用地の創出や工場跡地等の遊休地活用等、周辺地域と調和した企業誘致を目指します。

**主な取組**

- 企業誘致の推進
- ソシオ流通センター駅周辺開発の推進

# 施策4 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する

## 第1次計画での取組状況

平成28年4月に「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」を改正し、さらなる企業誘致を推進するとともに、本社機能の移転や正社員の雇用等に対する支援を拡大することにより、新たな雇用の創出と安定的な雇用の拡充を図ってきました。

就労の支援と雇用対策では、埼玉県と連携して労働セミナーを開催したほか、ハローワーク熊谷や熊谷商工会議所、くまがや市商工会等と連携し、合同面接会を開催するなど就労の支援と雇用の確保を図ってきました。

また、中小企業で実施の難しい福利厚生事業を中小企業に代わって実施する「一般財団法人大里地域勤労者福祉サービスセンター（ワークメイト大里）」の活動を支援したほか、高齢者に関する就労対策として、熊谷市シルバー人材センターへの支援と連携により、会員数の増強と併せ就労の場の確保に努めてきました。

### 現状

少子高齢化社会の進行に伴い、生産年齢人口（15～64歳）が減少する見通しであることに加え、雇用形態の多様化、長時間労働やいわゆる「ブラックバイト」などの労働問題が発生しています。

さらに、景気の回復基調に伴う労働需要の増加や雇用のミスマッチ等に加え、東京への若者の流出が顕在化していることから、市内中小企業では人材の量的な不足感が強まっています。

また、中小企業勤労者への福利厚生の支援や高齢者の就労機会の確保に向けた取組として、勤労者福祉サービスセンターでは、中小企業勤労者の在職中の生活安定に係わる事業、健康の維持増進に係わる事業等を行い、中小企業の振興に寄与するとともに、熊谷市シルバー人材センターでは、従来の請負業務に加え、新たに派遣事業にも取り組んでおり、高齢者の安定的な就労機会の確保に向けて業務を推進しています。

### 課題

新たな雇用創出のため、企業誘致施策においては、さらなる企業誘致の推進と新たな産業系適地の創出が重要な課題となっています。

同時に、地域経済を支える市内中小企業の経営の安定と発展、さらなる就労環境の向上について、国・県及び熊谷商工会議所やくまがや市商工会等の関係機関との連携した取組により、新たな雇用の創出や安定的な人材の確保を支援する必要があります。

また、生産年齢人口の減少に対応するため、潜在的な人的財産である女性に目を向け、再就職を希望する女性の掘り起こしを行う取組とともに、就労を希望する方々の様々なニーズに対応できる支援方法を検討する必要があります。

基本方針

市内企業の支援等をはじめ市外企業の誘致を促進し、新たな雇用を創出します。

働く意欲のあるすべての人々が、能力を発揮し安心して働き安定した生活を送ることができるよう、関係機関等と連携して、就労と就労環境の向上を支援します。

潜在的な人的財産である女性に目を向け、再就職を希望する女性の掘り起こしと就労を支援します。

勤労者福祉サービスセンターとの連携により、勤労者福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性を図ります。

熊谷市シルバー人材センター等との連携により、高齢者の就労支援を推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 労働セミナー参加者数 | 173人 | 180人 | 200人 |



労働セミナー



若年者就職面接会

## 単位施策 1

### 働き方改革を進める

ワーク・ライフ・バランスに配慮し、休暇を取得しやすい労働環境を整備し、市内企業への地元学生の就職と雇用安定を図ります。

**主な取組**

- 労働セミナーの開催
- 勤労者福祉サービスセンターへの支援
- 地域の特性を生かした休暇取得促進のための環境整備支援

## 単位施策 2

### 女性の就労を支援する

女性の就労、特に結婚や出産を機に離職した女性の再就職を支援するため、復職に向けたセミナーを開催します。また、潜在的能力の発揮による趣味や特技を生かしたプチ起業セミナーを開催します。

**主な取組**

- 復職に向けたセミナーの開催
- 女性プチ起業支援セミナーの開催



女性プチ起業支援セミナー

## 単位施策 3

### 高齢者の就労を支援する

高齢者が、意欲や希望をもって活躍できる就業や起業を支援し、ハローワーク熊谷との連携で、高年齢者の雇用安定と促進のためのセミナーを開催します。

**主な取組**

- シルバー人材センターへの支援
- 高年齢者就職支援セミナーの開催

## 単位施策 4

### 企業誘致及び市内企業の事業拡大を促進する（再掲）

産業振興及び就労機会拡大を図るとともに、市外企業の誘致及び市内企業の事業拡大を支援します。

**主な取組**

- 企業誘致の推進




ハイアールアジアＲ＆Ｄ株式会社




ヤオコー熊谷物流センター

# 施策5　産学の連携を支援する

## 第1次計画での取組状況

企業活力を高めることを目指し、大学等との連携による中小企業の新製品等の開発を支援しています。

また、新たな産業の創出を目指し、近隣3大学と企業等の連携による研究会が設置され、様々な新産業創出のための制度や事業について研究し、妻沼茶豆を使用した商品の開発を支援しました。

市内唯一の大学である立正大学との連携では、基本協定に基づくフォーラムを毎年開催しているほか、本市職員による本市の現状や課題についての講義を法学部で行うなど、「協働のまちづくり」を推進しました。

今後も引き続き、大学等の研究機関と市内中小企業団体、経済団体等との連携強化に向け、支援していきます。

### 現状

大学や研究機関との連携による中小企業の新製品等の開発を支援することを目的に「新製品等開発事業補助金」を創設していますが、利用実績が少ないことから、周知方法の改善等を検討する必要があります。

立正大学との連携では、フォーラムや「子ども大学くまがや」を開催しているほか、講義への職員派遣、公開講座や講演会等の開催を支援していますが、今後においては立正大学との連携を始め、近隣にある大学等の研究機関との様々な分野における幅広い新たな連携を目指しています。

### 課題

本市産業の発展に寄与する新製品等の研究、開発においては、その活動を支援する意味からも、本制度の周知方法等を検討する必要があります。

また、近隣の大学等の研究機関や市内中小企業団体、経済団体等との新たな連携強化に向けて、行政としての支援方法も含め、その可能性について研究する必要があります。

そして、立正大学との連携強化に向けた取組を更に進める必要があります。



立正大学法学部講義への講師派遣




子ども大学

基本方針

大学の研究機関等との連携による市内中小企業の新製品開発の推進に向け、支援を行います。

本市産業の発展を目指し、近隣の大学等や市内中小企業団体、経済団体等との新たな連携強化を図ります。

立正大学との包括的な連携協定を中心に、様々な分野での連携と支援を実施します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 新製品等開発事業補助金の対象となった件数 | 1件 | 2件 | 3件 |

## 単位施策 1

### 共同研究を促進する

中小企業と近隣大学等との共同研究による新製品・新技術開発を促進するため、産学のマッチングを推進し、新製品等開発事業補助金を支給します。

また、工業団体の産学連携の取組等に対して、補助金を支給し、本市工業分野の発展を支援します。

**主な取組**

- 新製品等開発の支援
- 工業団体への支援

## 単位施策 2

### 立正大学との連携を促進する

立正大学との包括的な連携協定に基づき、教授等の講演会開催や学生意見を都市計画・観光等まちづくりに反映します。

また、小学生の大学での講義体験により、高等教育に対する関心を持たせます。

**主な取組**

- 産学官まちづくりフォーラムの開催
- 子ども大学くまがや・なめがわの開催
- 講義への市職員派遣



産学官連携まちづくりフォーラム

# 政策6　快適で暮らしやすいまち

## 施策1　安全で快適な魅力あるまちをつくる

### 第1次計画での取組状況

中心市街地において、自転車走行環境の整備を進めるとともに、平成14年3月に策定した「熊谷市交通バリアフリー基本構想」に基づき、特定経路における段差解消やUDブロックの設置等を行いました。

人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりをより一層推進するため、平成26年3月に新たに「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定し、シンポジウムの開催や、立正大学との協働事業によるバリアフリーマップ「あのくま」の作成、小中学校を対象とした出前講座「心のバリアフリー教室」を実施しました。

### 現状

中心市街地においては、熊谷駅東地区市街地再開発事業が完了し、駅周辺の都市的土地利用は進んでいます。また、中心市街地全体のにぎわいの創出を目指した取組として、まちなかの回遊性を高めるための道路空間整備を進めています。

東部地域においては、秩父鉄道「ソシオ流通センター駅」の開業に合わせ、市街化調整区域から市街化区域へ編入となった熊谷流通センター地区を中心として、産業拠点機能の充実を進めています。

市街化調整区域では、地域住民などが主体となり、既存の集落と文化、歴史、自然等の資産を生かした田園地区のまちづくりを進めています。

また、「熊谷市バリアフリー基本構想」に基づき、道路や公共交通機関に加え、主要な建築物や公園など、官民が連携してバリアフリー化を進めるとともに、市民や各事業者の参加による整備状況の点検に取り組んでいるほか、「心のバリアフリー」の普及・啓発事業に取り組んでいます。

### 課題

市街地では、土地区画整理事業等の面整備による手法や、地区計画等のきめ細やかなルールづくりの手法を推進して良好な都市環境の形成を図る必要があります。

中心市街地は、良好な都市環境の形成に加えて、県北の中心的都市としての求心力を高めるため、魅力向上や都市機能の集積を推進することが求められています。

市街化調整区域は、豊かな田園環境の保全と、集落コミュニティの維持が課題です。

そして、すべての人が安全で豊かに暮らせる「ユニバーサルデザインのまち」の実現に向けて、引き続き、ハード面の整備と心のバリアフリーの普及・啓発が必要です。

また、今後増加が懸念される空家の対策も必要です。

基本方針

中心市街地は、都市機能の集積を図るとともに、快適で安全な歩行空間、自転車利用環境の整備を推進し、拠点エリアへの都市機能の誘導、空家の有効な利活用と併せた居住の誘導を図りながら、拠点間の交通ネットワークを充実させる「コンパクト&ネットワーク」のまちづくりを推進します。

地区の特性に合わせたまちづくりとして、地区計画の指定拡大などに努めるとともに、現在施行中の土地区画整理事業について早期完成に向けて事業を推進します。

ユニバーサルデザインの見地からまちづくりを計画するとともに、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺、公共施設からバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合 | 15.2% | 32.0% | 50.0% |
| 土地区画整理事業による土地利用開始面積 | 30.0ha | 45.0ha | 57.0ha |
| 中心市街地の歩行者・自転車通行量 | 21,332人 | 25,000人 | 25,000人 |

## 単位施策 1

### 魅力的な中心市街地を整備する

土地の高度利用や都市機能の集約により、災害に強く魅力のある、県北の拠点にふさわしい中心市街地を整備し、都市機能の適切な立地誘導を図ります。

**主な取組**

- 市街地再開発事業（優良建築物等整備事業）の促進
- 中心市街地道路空間の整備
- 立地適正化計画の策定



市街地再開発事業

## 単位施策 2

### 暮らしやすく、個性あるまちづくりを推進する

都市計画マスタープランを見直すとともに、「コンパクト&ネットワーク」のまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定します。

また、地区計画や田園地区まちづくり条例等を活用し、市街化区域及び市街化調整区域の特性、社会のニーズや変化に応じた秩序あるまちづくりを進めます。

**主な取組**

- 都市計画マスタープランの見直し
- 立地適正化計画の策定（再掲）
- 地区計画の推進

## 単位施策 3

### 人にやさしいまちをつくる

すべての人が利用しやすく住みやすいまちづくりを進めます。

熊谷駅・籠原駅周辺や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。

**主な取組**

- バリアフリー化事業の推進
- 公共施設のバリアフリー化
- 心のバリアフリーの普及・啓発



心のバリアフリーの普及・啓発（車いす体験）

## 単位施策 4

### 土地区画整理事業を推進する

現在施行中の土地区画整理事業について、早期完成を目指します。

**主な取組**

- 籠原中央第一地区、上石第一地区、上之地区の各土地区画整理事業の推進
- ソシオ流通センター駅周辺開発事業の推進



土地区画整理事業（上之地区　熊谷谷郷線及び第２北大通線）



土地区画整理事業（籠原中央第一地区　籠原駅北口駅前広場）

# 施策2 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる

## 第1次計画での取組状況

平成22年1月から熊谷市景観条例を施行し、一定規模以上の開発行為や、届出された建築物等の色彩や緑化を審査しています。

また、市民参加の事業として「景観まち歩き」や「景観写真展」を実施しています。

### 現状

本市は、戦災復興土地区画整理事業等により形づくられた中心市街地の街並み、国宝「歓喜院聖天堂」を有する聖天山を中心とした門前町の面影を残す街並み、大里地区の田園風景、江南地区の平地林や斜面林など、貴重な資産を生み出してきました。

景観条例に基づく届出審査を通じて、市民や事業者等への条例の周知啓発を図るとともに、聖天山周辺地区では、地域と協働して、門前町の風情を生かした景観まちづくりに取り組んでいます。

### 課題

市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識し、協働で取り組むため、熊谷市景観計画に沿って、総合的・体系的に良好な景観形成の取組を進めていく必要があります。

景観計画に位置付けられている景観誘導地区2地区のうち、聖天山周辺では既に取組を開始していますが、熊谷駅周辺についても取組が必要です。

屋外広告物の規制・誘導に当たっては、熊谷市景観計画との連携が必要なため、市独自の屋外広告物条例の策定及び景観計画の見直しが必要です。



くまがや景観写真展（展示の様子）

基本方針

熊谷を美しく快適で魅力ある都市とするために、市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市の風格等、熊谷の特性を生かした景観形成に努めます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合 | 50.0% | 53.0% | 55.0% |

## 単位施策 1

### 熊谷らしい都市景観をつくり、歴史、田園景観を守る

景観計画に基づき、市民・事業者・行政等の協働により、景観資源の発掘、保全及び創造に努め、景観形成を推進します。

また、景観を知る・体感する活動や、様々な媒体による情報発信を推進し、地域主体による景観形成を促進します。

**主な取組**

- 熊谷市屋外広告物条例の策定及び熊谷市景観計画の見直し
- くまがや景観写真展の実施
- 景観協働育成地区の指定



聖天山周辺地区景観ワークショップ

# 施策3 機能的で安全な道路を整備する

## 第1次計画での取組状況

生活道路は、平成20年1月施行の「熊谷市道路整備の事業実施に関する要綱（道路事業評価システム）」による評価を踏まえ、財政状況及び地域バランス等を勘案しながら、計画的に整備を進めています。

通学路の歩道整備、小学校半径約500mに歩行者通行帯のカラー舗装化等を行う「通学路交通安全対策事業」、生活道路の速度規制「ゾーン30事業」を実施しました。

幹線道路は、幹線第3号線が開通したほか、市街地の混雑緩和に向け、第2北大通線、玉井東通線及び熊谷谷郷線の整備を進めました。

「熊谷市中心市街地地区都市再生整備計画」を策定し、北大通線、市道80034号線及び市役所通線において自転車通行環境整備、バリアフリー整備、景観整備の三位一体の整備を進めました。

### 現状

地域の狭隘な生活道路は、地域のニーズや道路事業評価システムの事業評価の結果を踏まえながら、拡幅改良、側溝整備及び舗装新設等を進め、通学路に対しては、歩道整備、通学路交通安全対策事業、ゾーン30事業により安全・安心を高めています。

幹線道路は、ラグビーワールドカップ2019の開催に向け、市内の混雑を緩和し会場へのアクセス性を高める路線の整備を進めています。

中心市街地においては、「熊谷市中心市街地地区都市再生整備計画」に基づき、中心市街地の回遊性を高めるため、道路環境の整備を進めています。

### 課題

生活道路は、火災や災害時の防災空間として十分な幅員を確保できるよう、引き続き改善が必要です。

幹線道路は、広域ネットワークや拠点間連携の強化につながる路線等、優先順位の高い路線の整備が求められています。

中心市街地の道路環境整備は、中心市街地の更なる回遊性向上を目指し、関係機関と連携しながら整備を進める必要があります。

基本方針

将来の維持管理コストの最適化を念頭に、計画的に安全・安心な生活道路を整備します。

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備し、広域の連携強化を図る道路網整備を検討します。

また、自転車通行環境整備、バリアフリー整備、景観整備の三位一体となった整備を行います。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 生活道路満足度 | 42.9% | 50.0% | 55.0% |
| 幹線道路の整備延長 | 117km | 122km | 127km |



幹線第３号線道路開通式

## 単位施策 1

### 生活道路の整備を進める

市民生活の利便性向上及び防災空間の形成、安全で快適な道路整備を行います。

**主な取組**

- 道路拡幅、側溝整備、舗装新設、舗装打替

## 単位施策 2

### 通学路の交通安全対策を進める

児童の安全な通学路確保のため、小学校周辺の交通安全対策施設について、従来の整備範囲を拡張します。

**主な取組**

- 通学路における交通安全対策の実施
- ゾーン30の整備



通学路の交通安全対策（グリーンベルト）

## 単位施策 3

### 幹線道路を計画的に整備する

道路交通の円滑化と、地域拠点間の連携を強化するため、骨格となる幹線道路の整備及び国や県への働きかけを行います。

**主な取組**

以下の路線の整備

- 市道136号線
- 市道137号線
- 第2北大通線
- 年代八ツ口線
- 籠原駅南口線
- 市道90007号線
- 東武熊谷線跡地
- （仮称）東西幹線
- 県道太田熊谷線
- 県道青山熊谷線
- 県道熊谷谷郷線
- 県道熊谷館林線（都市計画道路熊谷西環状線）



市道 90096 号線（吉岡工業団地内）

## 単位施策 4

### 中心市街地の道路環境整備を進める

熊谷駅中心の円滑な交通やにぎわいの創出のため、地域の特色を生かした道路環境整備を推進します。

**主な取組**

以下の路線の整備

- 熊谷駅正面口駅前広場
- 市役所通線
- 市道80541号線
- 市道80043号線
- 市道80045号線



市道 80034 号線（弥生町）

# 施策 4 利便性の高い公共交通を推進する

## 第1次計画での取組状況

鉄道については、JR東日本への要望による上野東京ラインの運行開始やJR熊谷駅及び籠原駅在来線への内方線付き点状ブロックの整備、秩父鉄道への安全性確保の支援やソシオ流通センター駅開業等、安全性及び利便性の向上を図りました。

ゆうゆうバスについては、バス路線の追加やルート変更、バス停留所の追加、70歳以上の免許返納者に対する無料乗車証の交付等、移動手段の確保に向けた取組を行いました。

### 現状

鉄道は、JR高崎線（上野東京ライン・湘南新宿ライン）、JR上越・北陸新幹線、及び秩父鉄道が運行しており、バスは、周辺市町をつなぐ幹線道路を中心に運行している民間路線バスと、民間路線バスを補完するゆうゆうバスが運行しています。

誰にとっても安全で利用しやすい公共交通の実現を目指し、ノンステップバスの導入等のバリアフリー化を推進しています。

### 課題

公共交通全体で、人口減少に伴う利用者減少と収益性低下が危惧される中、利便性向上やまちづくりと連携した取組が求められています。

公共交通網形成計画に基づき、バスロケーションシステム導入による公共交通全体のネットワーク構築、イベント等の開催に併せた公共施設等への移動の充実、民間路線バスの運行の維持を図る必要があり、ゆうゆうバスの時刻とルートの検討が課題です。

引き続き、地域のニーズや課題を踏まえた地域公共交通のあり方と、持続可能な公共交通網の形成について、熊谷市地域公共交通会議による検討と改善が必要です。


さくら号


グライダー号


ムサシトミヨ号


ひまわり号


ほたる号


直実号

基本方針

誰もが公共交通で市内及び市外へと移動できるように、ゆうゆうバスの再編に取り組むとともに、公共交通の相互連携を図ることで公共交通利用者の利便性を向上します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 公共交通に満足している市民の割合 | 41.6% | 50.0% | 55.0% |

## 単位施策 1

### 安全で安心な公共交通の整備を促進する

誰もが利用しやすい、安全で安心な公共交通の整備を促進します。

**主な取組**

- バリアフリー化（ノンステップバス導入）
- 安全対策支援



内方線付き点状ブロック（籠原駅）

## 単位施策 2

### 効率的な交通ネットワークを構築する

公共交通の連携で、駅や公共施設と市内各地域をつなぐ、効率的で利便性の高い交通ネットワークを構築します。

**主な取組**

- バスロケーションシステムの整備
- ゆうゆうバスの再編
- 公共交通の利便性の向上

# 施策5 親しみある魅力的な公園を創出する

## 第1次計画での取組状況

都市公園設置数は、土地区画整理事業等の進捗に合わせて整備し、おおむね順調に増えています。

公園サポーター制度導入割合は、一部に高齢化等の理由で解除の申し出はあるものの、多くの団体で理解を得ており、おおむね順調に協定締結の公園数が増えています。

### 現状

都市公園は、都市の防災性の向上、都市景観の形成、都市環境の改善、生物多様性の確保、子どもの身近な遊び場の確保等、多様な機能を有しています。

現在、市が管理する都市公園は140か所で、これに国・県営の都市公園3か所を加えると、計143か所、総面積491haとなります。

なお、市民一人当たりの面積は約25㎡で、国の標準（都市公園法施行令）である10㎡を大きく上回っており、都市公園を有する県内屈指の都市となっています。

### 課題

市民の価値観が多様化する中、老朽化が進む都市公園の再生やユニバーサルデザインの推進が求められています。

本市公園の特長の一つとして、荒川公園や荒川緑地は、駅近という立地の良さがあります。このような利点を生かし周辺の施設も含めて一体で整備することで魅力が増すことが期待できます。また、このような整備や運営に、民間事業者のノウハウを活用することも有効です。

一方、魅力を高め、より親しまれるためには、市民との協働で行う公園サポーター制度による公園等の維持管理や緑化活動が重要です。





公園サポーター等による清掃や花植え活動

基本方針

少子高齢化が進む中、身近な子どもの遊び、高齢者の健康運動、にぎわいの創出等の場として、都市公園ごとの特性に応じた魅力的な整備を推進します。
また、地元自治会等との協働による公園サポーター制度導入を推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 公園に親しみを感じる市民の割合 | — | 50.0% | 55.0% |
| 公園サポーター制度を導入している割合 | 74.3% | 80.0% | 90.0% |

## 単位施策 1

### 特性を生かした魅力的な都市公園を創出する

公園・緑地の再整備を図り、地元自治会等との協働で、市民が利用しやすい魅力的な公園を創出します。

**主な取組**

- 公園・緑地の再整備
- 公園サポーター制度導入の促進
- 民間事業者の活力の導入
- 公園施設のユニバーサルデザインの推進


別府沼公園


新堀第４公園

# 施策6 上下水道を整備し、適切な維持管理をする

## 第1次計画での取組状況

上水道は、熊谷市水道ビジョンに基づき、平成20年度に熊谷市水道事業基本計画を策定し、石綿セメント管の交換整備率は99%とほぼ完了しているほか、大里給水区の施設統合による上恩田浄水場の停止など、施設や管路の適正な維持管理に努めてきました。

合併に伴い水道料金や各種業務を統合するとともに、浄・配水場運転管理業務及び水道料金等徴収業務などの民間委託の拡大により、組織の効率化を図りました。

下水道は、熊谷市公共下水道事業中期経営計画に基づき整備を進め、平成29年度末の下水道整備率は86%となっています。

老朽化した管渠やマンホール蓋、ポンプ場施設等は、事後保全型から予防保全型への転換を図るため、まずJR高崎線北側の中心市街地周辺において長寿命化計画を策定し、交換や更新を進めています。

### 現状

上水道は、数次にわたる拡張事業により、施設や管路の整備を進めてきましたが、開設以来整備してきた施設や管路は、順次老朽化による更新時期を迎えています。

料金収入は減少傾向で、人口減少、節水意識の高まりや機器の技術向上等により、水需要の伸びを期待することは難しい状況です。

公共下水道による汚水処理は、荒川左岸側の市街化区域において約72%の整備を終えており、公衆衛生の向上、生活環境の改善、河川等の水質改善に大きく寄与しています。

### 課題

上水道は、地震等の自然災害から、水道施設の機能を確保するため、施設や管路の耐震化、危機管理体制の強化や水の安全確保がますます重要になっており、多額の投資を伴う様々な課題があります。

このため、安全でおいしい水の安定供給の持続に向けて、熊谷市水道事業ビジョン、熊谷市水道事業基本計画、耐震化計画及び経営戦略等に基づき、投資と財源の均衡を保った、計画的で効率的な事業運営が求められています。

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全といった基本的役割を果たすとともに、健全な財政運営等、社会情勢に適応した対策が求められています。

今後、公営企業会計の導入により経営状況の明確化や、これから急増する老朽化施設の更新等、下水道資産の適正管理が喫緊の課題です。

基本方針

上水道は、安全でおいしい水の安定供給を持続するため、熊谷市水道事業ビジョンや熊谷市水道事業基本計画に基づき、経営基盤の強化と効率的な事業運営を推進して、施設の適正な維持管理と管路の更新に努めます。

下水道は、快適な生活環境の実現のため、着実に整備を推進します。

また、老朽化施設の加速する増加に備え、持続可能な下水道事業の安定的運営に努めます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 水道水に満足している市民の割合 | 63.2% | 65.0% | 70.0% |
| 水道水の有収率 | 89.0% | 90.0% | 91.0% |
| 下水道の整備面積 | 1,787ha | 1,867ha | 1,916ha |

## 単位施策 1

### 安全でおいしい水を安定供給する

熊谷市水道事業ビジョンや熊谷市水道事業基本計画に基づき、経営基盤の強化と効率的な事業運営を図り、施設の適正な維持管理や管路の更新・耐震化を進めます。

**主な取組**

- 健全な財政運営
- 老朽化した施設・設備の更新

## 単位施策 2

### 下水道を計画的に整備する

下水道を整備し、快適な生活環境の拡充を図ります。

**主な取組**

- 下水道整備

## 単位施策 3

### 下水道施設を効率的に維持管理する

下水道施設の長寿命化を図るため、老朽化している管渠の更正や布設替えを実施します。また、処理場やポンプ場の設備を計画的に点検・修繕して、適切な維持管理に努めます。

**主な取組**

- ストックマネジメント事業

# 政策7　地域に根ざした教育・文化のまち

## 施策1　学力日本一を目指す（知・徳・体）

### 第1次計画での取組状況

学習内容を明確にした授業、二学期制の下で指導と評価が一体化した通知票の作成、「熊谷教育　指導の重点・努力点」の活用、学力向上補助員の増員、学習支援充実「くまなびスクール」事業の拡充、英語ラウンドシステムの導入、体育指導専門員の指導による体育授業の充実等により、「知・徳・体」のバランスがとれた学力向上に取り組みました。

学校・家庭・地域が連携し、幼児期から朝ごはんをしっかり食べる運動と、子どもたちが家庭での手伝いに積極的に取り組む運動を推進したことにより、やる気のある子どもの育成が着実に進みました。

**現状**

上記学力向上対策の取組により、平成28年度全国学力・学習状況調査では、小中学校の全科目が埼玉県平均を上回っています。

体力については、体育授業の充実、体育指導専門員の活用、体力向上推進委員会の取組によって、新体力テストの結果、144項目中136項目（94.4%）で県平均を上回っています。

また、「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」を学校・家庭・地域が一体となって推進しており、文部科学大臣表彰（平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進）を受けています。

**課題**

教職員向けの冊子「熊谷のスタンダード」の活用や学校訪問での指導の充実による教職員の指導力の向上が、引き続き必要です。

学習支援充実「くまなびスクール」事業について、小学校への拡充や学力向上テキストの活用等、さらなる事業内容の充実が必要です。

「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」のうち、『3減運動』を一層推進するとともに、ラグビーワールドカップ2019及び東京オリンピック・パラリンピックに向けて、全小中学校で「総合的な学習の時間」のカリキュラム改善を図り、教科横断的な学習による汎用的能力を育むことが必要です。

基本方針

学習内容を明確にした授業と、「くまなびスクール」等の学力向上対策を一層推進して、子どもたちの学力（知）を伸ばします。

学校・家庭・地域が連携し、「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」を大人が手本となって推進し、子どもたちの豊かな心（徳）を育みます。

体育指導専門員の指導や体力向上推進委員会の取組による課題共有のもと、日々の体育授業を充実し、子どもたちの体力（体）を伸ばします。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 全国学力・学習状況調査（国語・算数・数学）の県の平均正答率を100%とした場合の本市の率 | 102.8% | 105.0% | 105.0% |
| 「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率 | 97.6% | 100% | 100% |
| 新体力テストで県平均を上回る項目の割合 | 94.4% | 100% | 100% |

## 単位施策 1

### 子どもたちの学力（知）を伸ばす

学習内容を明確にした授業を行い、学力向上対策を一層推進します。

**主な取組**

- 学習内容を明確にした授業の実施
- 英語「ラウンドシステム」の考え方を全学年、全教科で実践
- 補充学習充実のための「くまなびスクール」を全小中学校で実施



英語「ラウンドシステム」



くまなびスクール

## 単位施策 2

### 子どもたちの豊かな心（徳）を育む

学校・家庭・地域が連携し、「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」を大人が手本となって推進し、子どもたちのやる気を養います。

**主な取組**

- 「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」
- 実生活における道徳の「見える化」
- 道徳の時間における子どもの心の「見える化」




「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」

## 単位施策 3

### 子どもたちの体力（体）を伸ばす

体育授業を充実します。

**主な取組**

- 運動量を増やし、汗をかかせる体育授業
- 体育指導専門員による訪問指導
- タグラグビー教室（全小学校）





タグラグビー教室

# 施策2 安全で快適な学校づくりを進める

## 第1次計画での取組状況

屋内運動場の耐震化のための改築については、平成29年度で終了し、校舎も含め耐震化率100%となります。

避難所としての学校防災機能の強化については、屋内運動場の改築に併せて屋根に太陽光発電設備を設置するとともに、防火井戸や災害用マンホールトイレの設置、防災備蓄品の配置を進めてきました。

また、小中学校の全普通教室及び特別教室にエアコンを整備したほか、みどりのカーテンや校庭の芝生化等といった緑化の取組、学校図書館図書の充実、児童生徒用のパソコン更新やディスプレイのタッチパネル化等といった情報機器の充実など、快適な学校づくりを進めてきました。

学校給食施設については、部分的補修や大規模調理機器の更新等を行い、安全な給食の提供に努めました。

**現状**

大規模改修等が必要な老朽化した校舎があります。

さらに、学校給食施設についても老朽化が進み、工夫して運用している状況です。

各小・中学校の施設・設備等の運営管理や整備保全に努めていますが、老朽化による補修の必要箇所が年々増えている状況です。

**課題**

対症療法的な維持管理から、予防保全対策を主とする年次計画的な維持管理への転換により、学校施設の長寿命化対策が必要となっており、特に緊急性の高い外壁改修や屋上防水工事、改修要望の強いトイレ整備については、計画的に進める必要があります。





屋内運動場の改築（玉井小学校）

基本方針

安全で快適な教育環境を確保するため、学校の施設・設備の計画的な整備を進めます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 校舎大規模改修率（棟数） | 22% | 33% | 50% |
| 校舎内トイレ整備（洋式化等）率（校数） | 0% | 50% | 100% |

## 単位施策 1

### 学校の建物や設備を充実させる

外壁改修・屋上防水工事、大規模改造工事、トイレ整備工事を計画的に実施します。

**主な取組**

- 小・中学校の適切な維持管理
- 小・中学校校舎大規模改造の実施
- 小・中学校トイレ整備（洋式化等）の推進
- 教育情報機器の整備
- 安全でおいしい給食の提供



ジュニアスポーツフォーラムでの給食風景

# 施策3 魅力ある生涯学習事業を充実させる

## 第1次計画での取組状況

市民の多様な生涯学習のニーズに対応するため、様々な分野の学習講座開設に取り組んできました。

また、生涯学習グループに対して会員募集の支援を行うとともに、公民館施設については、緊急性・必要性に応じて施設修繕等を実施しています。

市立4図書館と移動図書館によるサービスの充実に努め、各館の閉架書庫に収蔵する資料を見直して、分担収集することで、多種類の資料を保存することが可能となりました。

また、ICタグの導入により利用者へのスピーディーな資料提供が実現しました。

平成26年4月から大里図書館と江南図書館が、平成27年4月から妻沼図書館が、平日午後7時までの開館となり、一層利用しやすい環境となりました。

### 現状

講座実施状況はおおむね順調ですが、生涯学習グループ数は若干減少しています。

また、活動拠点となる公民館施設も老朽化が進んでいます。

平成18年11月に「熊谷市子ども読書活動推進計画」を策定して子どもの読書環境充実に努め、児童書の利用冊数は、平成18年度末の264,979冊から、平成28年度末の323,044冊へと効果が上がっています。

しかし、全館の貸出数でみると、平成24年度から平成27年度までは900,000冊を超えていましたが、平成28年度は828,779冊に落ち込みました。

### 課題

多様な学習ニーズに対応した学級講座等の一層の充実、熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画に沿った公民館の施設整備、世代間交流の促進や子育て支援・高齢者支援への取組が必要であり、例えば子育て世代の利用促進のための授乳室やカフェコーナーの設置等、居心地の良い環境づくりが課題です。

また、電子書籍を充実させ、利用の少ない若い世代に来館しなくても気軽に読書ができるという利用方法をPRして、図書館利用者の増加を図ることが課題です。

スポーツ・文化村「くまぴあ」では、様々な活動が行える環境のもと、指定管理者と連携し、更に利用促進を図ることが必要です。

基本方針

市民の多様なニーズに対応した生涯学習情報を提供するとともに、生涯を通じた学習活動の支援を行います。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 公民館で開設する講座、教室の開設数 | 485件 | 500件 | 515件 |
| 公民館の市民一人当たりの利用回数 | 2.7回 | 2.8回 | 2.9回 |
| 図書館の貸出冊数 | 828,779冊 | 900,000冊 | 950,000冊 |
| くまぴあ利用者数 | 207,104人 | 220,000人 | 230,000人 |

## 単位施策 1

### 公民館等を充実させる

公民館等での学習機会の充実を図るとともに、図書館をはじめとした社会教育施設間の連携を図ります。

**主な取組**

- 生涯学習講座の開設
- 社会教育関係団体への支援
- 中央公民館の整備



ヨガ教室

## 単位施策 2

### 図書館を充実させる

図書館資料の整備・充実を図るとともに、学校等と連携して子どもの読書活動を推進します。また、美術・郷土資料展示室では、熊谷ゆかりの歴史・美術等をテーマに、企画展及び各種講座・講演会等を行います。

**主な取組**

- 図書館資料の整備・充実
- 子ども読書活動の推進
- 企画展及び各種講座・講演会等の実施



郷土史講座

## 単位施策 3

### スポーツ・文化村「くまぴあ」を充実させる

「くまぴあ」の利用促進を図るとともに、利用団体の活動を支援します。

**主な取組**

- 生涯学習に関する自主事業の実施
- 利用団体への支援

スポーツ・文化村「くまぴあ」の施設（一部）


人工芝グラウンド


多目的グラウンド


テニスコート


体育館


料理講習室


練習室


創作ルーム


宿泊棟・レストラン

# 施策4 文化芸術活動を支援する

## 第1次計画での取組状況

熊谷・大里・妻沼・江南の各文化団体の合併を支援し、平成27年4月に(新)熊谷市文化連合の誕生をサポートしました。

また、各地域の文化活動を支援するとともに、文化祭や熊谷市美術展、市民音楽祭、ウィンドオーケストラの開催や文芸熊谷の発刊、熊谷文化創造館等での芸術・文化公演を実施しています。

江南文化財センター等における企画展示や体験事業を実施、「熊谷デジタルミュージアム」による文化財情報の発信に努め、熊谷の文化財に関する情報を発信しました。

さらに、一般文化財の継続調査と新たな指定文化財(歓喜院聖天堂、熊谷うちわ祭等)の指定・保護を行うとともに、旧熊谷市・妻沼町の事業を引き継いで熊谷市史編さん室を設置して市史を刊行し、歴史に関する情報提供体制を整備しました。

文化創造館等の既存施設については、老朽化した施設の計画的な改修整備を行うとともに、スポーツ・文化村「くまぴあ」を段階的に整備をしました。

### 現状

文化創造館等芸術文化施設では、それぞれの館の特長を生かした芸術・文化に触れる機会の提供に努めています。また、市民自らが活動に参加する機会である各地域における文化祭等を開催しています。

スポーツ・文化村「くまぴあ」のオープンにより、文化芸術活動のみでなく、生涯学習としてのスポーツ活動も加わり、多種多様で幅広い分野・多世代への生涯学習活動の支援に努めています。

文化財保護・継承の観点から、地域住民や指定文化財所有者と協働して、地域に所在する文化財を、地域で守り伝えていく取組を行うとともに、指定文化財候補をリストアップし、指定に向けた事前調査を計画的に行っています。

また、大規模な発掘調査に対応するための体制整備、遺跡見学会の実施、発掘調査報告書の刊行やホームページでのPDF公開を行うとともに、市史編さん事業では、平成44年度(2032年度)完了に向け、作業部会として10部会を立ち上げており、これまで「資料編1考古」、「資料編2古代中世」、「別編1民俗」、「別編2妻沼聖天山の建築」の4冊を刊行しています。

### 課題

文化芸術活動の振興とともに、芸術文化施設の計画的な改修や設備の更新が課題となっています。また、指定管理者と連携しながらスポーツ・文化村「くまぴあ」のより一層の利用促進が必要です。

有形・無形文化財では、所有者・保存団体の高齢化に伴う、次世代への継承が課題です。そして、熊谷図書館美術・郷土資料展示室、妻沼展示館、荻野吟子記念館との連携を強化して郷土意識を高める必要があります。

基本方針

市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化遺産や伝統文化を「熊谷の宝」として保護・継承を図り、発信・活用を推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 文化芸術活動に親しむ市民の数 | 46,910人 | 48,000人 | 50,000人 |
| 文化財施設の見学者数 | 54,224人 | 70,000人 | 90,000人 |

## 単位施策 1

### 文化芸術活動を支援する

文化芸術にふれる機会や情報の提供に努めるとともに、その活動を支援します。

**主な取組**

- 文化芸術活動の機会創出、情報発信の充実
- 文化芸術団体等への支援

## 単位施策 2

### 文化財の保護・継承を図る

文化財の保護・継承を図るとともに、市史編さん刊行事業を推進し、効果的な発信・活用により、地域振興等への貢献を目指します。

**主な取組**

- 西別府の幡羅官衙（はらかんが）遺跡群をはじめとした有形文化財等、文化遺産の保護と積極的な公開・活用
- 無形民俗文化財をはじめとする伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成
- 市史の刊行





平成の大修理を終えた宝乗院愛染堂

# 施策5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

## 第1次計画での取組状況

地域の協力により全小学校区で放課後子供教室が実施され、宿泊・農業・社会文化体験等の特色ある活動により、子どもたちと住民との交流が図られました。

また、全小中学校で保護者を対象に家庭教育講座を開設し、親が「親」として成長し、子どもの成長を支えようとする気持ちや意欲に応えていくことができる環境づくりに努めました。

さらに、親となるための学習機会として実施する「赤ちゃんとのふれあい体験事業」では、協力家庭数の増加に努め、いわゆる親学の充実を図りました。

### 現状

放課後子供教室は、全小学校区で実施し、実施回数・参加者数ともに順調に推移しています。

家庭教育講座は、就学時健診や入学説明会等、保護者が参加しやすい機会を捉えて全小中学校で実施していますが、少子化に伴う家庭数の減少等により、参加者数が徐々に減少している状況です。

また、子どもセンター事業ではウィークエンドサイエンス、わくわく探検隊等を実施し、子どもたちの体験活動の機会充実を図るとともに、小中学生を持つ全家庭に子ども広報誌「くまがやキッズ」を年6回配布して、情報提供に努めています。

### 課題

放課後子供教室は、担い手である新たな地域住民ボランティア指導者の育成が必要です。

家庭教育講座では、雇用形態の変化や人間関係の希薄化のために学ぶ余裕がない親や孤立しがちな親等も参加しやすいよう、学校との連携を一層深め、家庭教育の在り方を考え、学べる機会をすべての親に提供する必要があります。

また、地域と一体となった学校づくりのための「コミュニティ・スクール」の推進を進める必要があります。

このほか、国の放課後子ども総合プランに基づく、放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携も課題となっています。

拝啓　診にも教育の道は、家庭の教へで、芽を出し学校の教へで花が咲き、世間の教へば、学校と家庭とは、常に相一致し、実が成ると申す程に有之候互に力を協せ、同じ方向に、相進み小児をして、世間の悪き風習に染しめぬ様に、致し度事に御座候、因て左の件々、申進め置候間、朝夕深く御注意成下され度候也

明治２１年、市内弥藤吾に『幡羅高等小学校』という学校が設立されています。

この『幡羅高等小学校』が、明治３１年４月に保護者向けに配布した「生徒保護者への御注意」の本文の始まりは、左欄のようでした。

「家庭の教え」「学校の教え」「世間の教え」のそれぞれが機能し、関わり合い支え合っていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなります。まさに「不易」のことです。

約100 年後の現在、社会の進展は生活の利便性を高める一方で、生活様式や家庭のあり方を変え、とりわけ子どもたちの育成環境を大きく変えましたが、学校・家庭・地域の連携協力による同一歩調で教育を進めていくことの大切さは、今も決して変わるものではありません。

生徒保護者への御注意（明治 31 年４月「家庭心得」より）

基本方針

家庭や地域の教育力向上とともに、学校との連携を推進し、放課後児童の安心・安全な活動拠点の充実を図ります。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）の割合 | 45校中0校 | 45校中45校 | 45校中45校 |
| 放課後子供教室の実施回数 | 532回 | 550回 | 570回 |

## 単位施策 1

### 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

家庭や地域の教育力の向上とともに、学校との連携を図り、放課後子供教室事業を充実します。

**主な取組**

- 放課後子供教室の充実
- 家庭教育講座や子育て支援講座の充実

## 単位施策 2

### コミュニティ・スクールを推進する

学校評議員から学校運営協議会への移行を進め、全小中学校をコミュニティ・スクールとして、地域総掛かりで「学力日本一」を目指します。

**主な取組**

- コミュニティ・スクール導入促進事業

# 政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

## 施策1　市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する

### 第1次計画での取組状況

市民活動団体の拠点として、熊谷市市民活動支援センターを設置し、平成26年8月からは、市民活動団体と社会貢献への意欲ある専門家、助成金・寄附金等の活動資金をつなぐ「共助仕掛人」を置き、課題解決を支援するコーディネートを行いました。

また、「熊谷市民公益活動促進事業はじめの一歩助成金」の交付、市民活動団体と市の協働による「熊谷市協働事業提案制度　市民協働『熊谷の力』事業」の実施により、市民活動の活発化を図りました。

**現状**

社会変化とともに、地域の課題や市民のニーズが複雑・多様化している中、公平性・平等性を原則とする行政サービスには対応に限界があります。

このような状況の中、市民（市民活動団体、自治会等）が主体となり、社会貢献活動や地域密着のサービスが提供されるようになり、「公益」の担い手としての存在意義が高まっています。

**課題**

市民による地域の課題解決や、住民自治力向上の取組への支援が必要です。

また、市民と行政のお互いが力を合わせ、共に考え、積極的に協働のまちづくりを推進することが求められています。






市民活動団体による「ニャオざねまつり」

基本方針

満足度の高い協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 市民活動団体の支援センター登録数 | 212団体 | 230団体 | 250団体 |
| 市民活動保険登録団体数 | 1,185団体 | 1,240団体 | 1,280団体 |

## 単位施策 1

### 市民活動団体を支援、育成する

公益的市民活動を行う団体を支援、育成します。
また、市民との協働の拠点である市民活動支援センターの機能を充実します。

**主な取組**

- 協働事業提案制度の推進
- 市民公益活動の促進・支援
- 市民活動支援センターの運営

## 単位施策 2

### 地域コミュニティ活動を推進する

それぞれの地域や生活の場に密着した活動の充実を図ります。

**主な取組**

- コミュニティづくりの推進
- 市民まごころ運動の推進
- 自治会活動の推進


桜木小学校区連絡会花いっぱい事業


吉岡学校区連絡会防災訓練

# 施策2　非核平和を推進する

## 第1次計画での取組状況

平成21年に「平和首長会議」に加盟し、核兵器廃絶等の署名活動に取り組んでおり、平成22年と平成27年には熊谷図書館で「戦後65周年熊谷空襲とその時代展」、「戦後70周年熊谷空襲の記憶展」を開催しました。

平成27年4月には、熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」内に熊谷空襲とその前後の時代をテーマとした平和資料展示室を開設し、同年8月に熊谷空襲体験者の話を聞く講座を開催しました。

また、非核平和宣言懸垂幕・広告塔の掲示や平和展開催、平和バスの運行を実施しています。

**現状**

戦後70年余が経過し、熊谷空襲等の戦禍を知る人が少なくなっています。

平和バスの参加者はほとんどが高齢の方であり、また、平和展の入場者は若い世代が少なく、悲惨な戦争の記憶が薄れていくことが懸念されています。

**課題**

戦禍の記録と平和の大切さを若い世代に継承するため、多くの方に平和展等に足を運んでいただくことが必要であり、展示内容や方法を更に工夫をするとともに、くまぴあ内の平和資料展示室にも幅広い世代に来てもらえるよう、展示物の更新やPRが必要です。






熊谷平和展

基本方針

戦争の悲惨さ、平和の尊さを再認識し、非核平和を実現するため、これまでの平和事業の継続実施やくまぴあ内の平和資料展示室の活用による啓発活動を行うとともに、市民の非核平和に向けた活動を支援します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 平和展の入場者数 | 1,066人 | 1,200人 | 1,500人 |
| 熊谷空襲の認知度 | — | 80% | 85% |

## 単位施策 1

### 平和事業を推進する

熊谷市非核平和都市宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識高揚のため、平和展の開催や平和バスの運行、平和資料展示室の運営、平和基金の有効活用を図るとともに、広告塔・懸垂幕の掲示等による啓発を推進します。

**主な取組**

- 平和展の開催
- 平和バスの運行
- 平和資料展示室の運営
- 平和基金の有効活用
- 非核平和都市宣言啓発のため懸垂幕・広告塔の掲示



スポーツ・文化村「くまぴあ」平和資料展示室

# 施策3 人権尊重のまちをつくる

## 第1次計画での取組状況

人権施策推進指針と同和行政基本方針、人権尊重都市宣言に基づいて施策を実施し、市内外へ人権尊重をアピールしてきました。

差別を見抜き、差別を許さない指導的行動のできる市民養成を目的に、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」を開催しました。

人権相談や生活相談を充実させるとともに、啓発冊子「わたしたちにできること」を毎戸配布し、各種研修会等で活用して、人権問題への正しい理解を深めました。

基本的人権尊重の理念に基づいた人権教育を推進しました。

**現状**

差別意識や偏見による人権侵害は後を絶たず、著しい社会情勢変化の中、子どもや高齢者、女性への虐待増加やインターネット上への差別情報の掲載、東日本大震災に起因した災害時における人権への配慮や外国人、LGBTに関する課題等、新たな人権課題が顕在化しています。

**課題**

引き続き、人権意識の高揚を図り、人権尊重の心を育むために人権啓発、人権教育の推進が必要です。

さらに、一人一人が人権尊重の意識を高め、互いに尊びあい、すべての人々の人権が保障される、明るく住みよい地域社会を実現することが求められています。

なお、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する様々な法整備も進められており、一層の取組強化が求められています。



人権広告塔

基本方針

すべての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指します。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」等の新たな法整備を踏まえた取組を推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 人権意識が向上していると思う市民の割合 | 54.5% | 55.0% | 60.0% |

## 単位施策 1

### 人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る

すべての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる社会実現のため、人権啓発を推進し人権相談を充実して、人権意識の高揚を図ります。

**主な取組**

- 人権相談、生活相談の充実
- 人権問題研修会、講演会の開催

## 単位施策 2

### 人権教育を推進し、人権尊重の心を育む

人権教育に関する学習機会を充実させるとともに、指導者の育成を図ります。

また、基本的人権尊重の理念に基づく人権教育を推進します。

**主な取組**

- 人権教育研修の充実
- 集会所事業等の効果的活用



ハートフルセミナー

# 施策4 男女共同参画を推進する

## 第1次計画での取組状況

「熊谷市男女共同参画推進計画」を平成26年に改訂して、関連施策を推進するとともに、施策の進捗状況について、毎年、関係各課への調査・点検・評価を実施しました。

また、DV対策では、DV防止基本計画を策定し、配偶者等からの暴力根絶に向けて、平成27年10月に配偶者暴力相談支援センターの設置により、DV被害者支援にも積極的に取り組んできました。

**現状**

市民意識調査では、「男女共同参画が進んでいると思う市民の割合」は、40%前後で推移しています。

国の「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29年度～平成33年度)との整合性を図りながら、新たな「熊谷市男女共同参画推進計画」を女性活躍推進法に基づく推進計画と一体のものとして、平成30年度に策定します。

**課題**

各種の団体役員等への女性登用を進めるとともに、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境整備のため、女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、市民や事業者とともに取り組む必要があります。




女(ひと)と男(ひと)の情報誌「ひまわり」

基本方針

男女共同参画の意識づくりと社会づくり、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 審議会等への女性の登用率 | 24.8% | 40.0% | 40.0% |
| 「男女共同参画社会」という言葉の周知度 | 63.2% | 70.0% | 80.0% |

## 単位施策 1

### 男女共同参画を推進する

ワーク・ライフ・バランスの啓発や人材発掘・育成、DV等の相談対応に取り組むとともに、女性活躍推進法に基づく計画を「熊谷市男女共同参画推進計画」と一体のものとして策定し、男女共同参画を推進します。

**主な取組**

- 熊谷市男女共同参画推進計画の策定・推進
- 女（ひと）と男（ひと）の情報紙「ひまわり」の発行
- 配信（出前）講座の実施
- 各種セミナー、フォーラム等の開催
- 女性人材リストの拡充
- DV等の相談・支援



フォーラムくまがや

# 施策5　国際・国内交流と多文化共生を推進する

## 第1次計画での取組状況

熊谷市国際交流協会と連携して、姉妹都市インバーカーギル市との交流、バスツアーやパーティーの友好親善活動、母国の文化紹介講座の開催、日本語教室、日本語スピーチコンテスト等を実施しました。

また、英語・中国語に堪能な嘱託職員を活用し、相談等の充実を図りました。

さらに、海外日本語教師研修でアジア研修生のホームステイの受入れや小学校への外国人講師の派遣、うちわ祭での外国人案内等、時代のニーズに合った事業を展開しました。

### 現状

平成29年12月末現在、外国籍市民は3,068人（平成24年12月末2,624人）、出身国・地域は56か国・地域となり、様々な文化が混在し、価値観が多様化しています。

本市では、平成3年設立の熊谷市国際交流協会が、四半世紀を超え、民間外交の役割を担っており、多くの市民が国際交流事業に参加して交流し、国際理解を深めています。

また、平成5年には、ニュージーランドのインバーカーギル市と姉妹都市提携をし、市民の相互訪問、中高生ホームステイプログラムを行い、市内の県立高校3校及び大学はそれぞれインバーカーギル市の高校・大学と交流を深めています。

一方、国内においては、山ノ内町や世田谷区等との経済や防災など特定分野においての自治体間の交流や、東日本大震災を契機にした気仙沼市民等との市民が主体となった交流が行われています。

### 課題

今後も訪日外国人の増加が見込まれる中、文化的、宗教的背景などの立場を理解し、地域社会を共に支えて歩んでいく「多文化共生」の考え方の推進が必要です。

また、企業、市民のグローバル化を支援するために、一層の取組と国際交流協会の機能充実が求められています。

さらに、ラグビーワールドカップ2019等の国際大会を契機としてボランティアを地域に生かす取組が課題です。



姉妹都市インバーカーギル市　シビックシアター
（ニュージーランド）

基本方針

国際交流協会を軸として、市民・事業者・教育機関との連携を図り、多文化共生社会の実現に向け、異文化理解・国際交流を推進するとともに、国際感覚に優れた人材を育成します。

また、国内交流における市民の主体的活動を引き続き支援します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 通訳等ボランティア登録者数 | 300人 | 330人 | 360人 |
| 国際交流事業への参加者数 | 2,300人 | 2,500人 | 2,700人 |

## 単位施策 1

### 国際・国内交流と多文化共生を進める

姉妹都市交流等を通して国際化を推進し、国籍にかかわらず地域の一員として生活できる環境づくり、また、国内交流を促進します。

**主な取組**

- 姉妹都市との交流
- 中高生ホームステイプログラムの実施
- 日本語教室の開催
- 外国人による日本語スピーチコンテスト
- 母国の文化紹介の国際理解講座
- 各種語学講座
- 国際交流イベントの開催
- 国内交流の促進



熊谷市国際交流協会

# 施策6 健全な財政を推進する

## 第1次計画での取組状況

歳入の根幹である市税収入の確保に向け、積極的に滞納整理に取り組み、平成22年度から民間委託による納税コールセンターを設置するとともに、計画的かつ効果的な催告等の実施により新規滞納者の抑制に努め、滞納繰越分の調定額は、平成23年度から平成27年度までの5年間で約11億円減少しました。

市債残高について、新規発行額の抑制に努めるとともに、繰上償還や償還方法の見直しを行い、縮減を図りました。

平成28年度決算からは国の統一的な基準を導入し、地方公会計の整備を進め、総合的な財政状況の把握に努めています。

### 現状

歳入については、内外の経済情勢や税制等の見直しなど不透明な部分が多い中、売却可能な普通財産を平成20年度から合計124筆、57,396㎡を売却処分したほか、広告掲載事業を実施するなど、自主財源の確保に努めています。

また、市税の課税及び収納に関しては、公平・適正の観点から未申告者に対する所得の確認や調査を積極的に行うなど適切な対応に努めるとともに、個人住民税について特別徴収の推進を図っています。

歳出については、医療や介護等、社会保障に係る義務的経費が増加傾向にある中で、行財政改革で生み出した財源を適切に配分し、多様化する行政需要に対応するとともに、市債残高の縮減等により、将来世代への負担が少ない健全な財政運営を行っています。

将来の行政需要の増加や不測の事態に対応するため、各種基金の積立てを行い、運用益の増加に努めながら、財政基盤の強化を図っています。

### 課題

行財政改革により給与関係経費は減少しているものの、引き続き社会保障経費の増大に加え、公共施設等の老朽化対策等を進める必要があります。今後、少子高齢化により市税収入が減少する中で、行政需要の増大に対処するためには、公共サービスの見直しによる経費削減や応益負担の観点から使用料・手数料の見直し等を進めるなど、自主財源の確保を図る必要があります。

また、効果的な収納対策への取組や自主納付しやすい方法の検討により、現年度分の新規滞納者を抑制し滞納額の圧縮を図る必要があります。

基本方針

既存施設の余裕スペースの積極的な貸付や広告掲載事業を展開する施設数を増やすなど、行政財産の効率的活用を推進するほか、税負担の公平性の観点から、公平・適正な課税のもと、いつでもどこでも納税ができる仕組みの検討を進め、自主財源の拡充に努めます。

また、経費の削減に努め、健全財政のもと自主性・自立性の高い財政運営を確立します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 市税の納税率<br>(現年及び過年度分) | 96.2% | 96.5% | 97.0% |
| 将来負担比率 | 0%以下 | 0%以下 | 0%以下 |

## 単位施策 1

### 公平で適正な負担による自主財源を確保する

広告掲載事業を展開する施設数を増やしたり、余裕スペースの貸付を行うなどにより、行政財産の効率的活用を推進します。

積極的な滞納整理を進め、計画的で効果的な催告やコールセンターの有効活用により新規滞納を抑制します。

**主な取組**

- 行政財産の効率的活用と普通財産の処分
- 市有施設への広告掲載の推進
- 市税等の滞納整理
- 特別収納対策
- 納税コールセンターの設置

## 単位施策 2

### 将来世代の負担を抑制する

新たな行政需要やアセットマネジメント計画に基づいた施設再編による事業費増大に対応するため、市債を計画的に発行して財源の平準化及び世代間の負担の均衡を図るとともに、将来世代の負担を抑制します。

**主な取組**

- 市債借入の抑制
- 適債事業の選択

# 施策7 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する

## 第1次計画での取組状況

民間の効率的で優れたサービスを生かす観点から、指定管理者制度や民間委託による施設運営を積極的に推進し、おおむね計画どおり推移しています。

また、行政改革大綱に基づき、具体的な指標や目標数値に沿って、事務事業の見直し、指定管理者制度の拡大、組織・機構の統廃合等を進めるとともに、計画的な定員管理を行いました。その結果、前期基本計画策定時に定めた消防職員を除く職員数のめざそう値については、5年後が1,250人、10年後が1,200人でしたが、平成24年度には1,173人と目標達成を早期に実現しました。

後期基本計画では、めざそう値を1,100人とし、更なる定員適正化を進め、平成29年4月1日現在の職員数は1,097人となり、第1次計画において241人（約18%）の職員数削減を達成しています。

### 現状

少子高齢化の進展に対応し、求められる公共サービスに対して限られた人材と財源をより効率的・効果的に活用するための行財政運営について、継続的に見直しを進めています。

市民ニーズが複雑・多様化するとともに、地方分権に伴う専門性の高い事務の増加、ラグビーワールドカップ2019の開催や転入・定住促進事業の推進等の新たな行政課題への対応等、事務量が増加する中で、定員管理においては、適正な職員数や定数管理の手法、委託・指定管理の推進、事務事業の見直し等と併せて検討する必要があります。

### 課題

限られた職員数により、市民ニーズの複雑・多様化や、新たな行政課題に対応するためには、効率的で少数精鋭の組織として組織力の向上を図る必要があります。

そのためには、個々の職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、健全な財政運営を行う上でも、人材育成こそが重要な課題となっています。

### 基本方針

時代の要請に適合した組織の見直しを行うとともに、より効率的、効果的な公共サービスの実現を図るため、PPPやPFI等の民間活力を積極的に活用します。

また、人材育成基本方針に基づき、効率的で効果的な研修の実施や職務に必要な資格取得の支援を行うなど、職員一人一人の能力開発と意識改革を促し、市民の視点に立った信頼される行政のプロフェッショナルの育成に努めます。

さらに、意欲、能力、実績が適正に反映できるよう人事評価制度の浸透・定着を図るとともに、女性職員をはじめ、能力と意欲に応じた適材適所の職員配置に取り組みます。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 民間委託化率 | 30% | 32% | 33% |

### 単位施策 1

#### 行政組織・機構の見直しと合理化を図る

高い自立性と柔軟性を備え、新たな行政需要や地域の課題に即応した事業展開ができる簡素で機動的な組織・機構を整備します。

**主な取組**

- 本庁と総合支所の機能分担の明確化
- 需要に応じた行政組織の再編

### 単位施策 2

#### 民間活力の導入を推進する

効率的・効果的な行政サービス提供のため、アウトソーシング、指定管理者制度、包括委託等の手法や複数年契約等を推進します。

**主な取組**

- 民間委託化の拡大
- アウトソーシングの研究
- PPP・PFIの研究

### 単位施策 3

#### 職員の能力開発を推進するとともに、適正かつ効果的な人事管理を行う

職員の能力開発や資質向上のため、階層別や特別研修等に加え、自己啓発意欲を喚起する研修を推進します。また、職員の職務に対する意識や専門能力について一層の向上を図るため、資格取得を促進します。

公平で客観的、かつ透明で適正な人事評価制度により、職務行動の改善や能力開発を促進するとともに、意欲や専門性に配慮して適材適所に職員を配置します。

**主な取組**

- 職員研修の推進
- 職員自己啓発研修等の支援
- 人事評価制度の運用

# 施策8 わかりやすい市政の情報を発信する

## 第1次計画での取組状況

広報については、市報くまがやの発行、点字広報や声の広報、ホームページ、メール配信サービス、ケーブルテレビ等により情報を提供しました。

市報はスマートフォンやタブレットに対応して電子ブック化や無料アプリを導入し、ホームページは2度のリニューアルを行いました。

その他、FMラジオやテレビのデータ放送の利用、駅のコンコースのデジタルサイネージ、ツイッターやフェイスブックの運用、YouTubeの動画配信等を実施し、熊谷地域ポータルサイト「あついぞ.com」で地域情報を発信しました。

一方、広聴は、重要施策の取組を市民に報告し市長が意見を聴くハートフル・ミーティングを開催しました。意見が政策に反映された主なものは、こども医療費の高校卒業まで窓口無料化、小・中学校のエアコン設置、予防接種費用の助成等です。

また、市長へのメール・手紙、自治会や各種団体からの要望書等を受け付け、意見公募手続(パブリックコメント)に対応しました。

さらに、公共施設予約システム、埼玉県市町村電子申請共同システム等のICT等を利活用し、行政手続のオンライン化により行政サービスを充実させました。

**現状**

広報及び広聴については、パソコン、スマートフォン等、市民が使う情報機器が格段に増加してグレードアップする現状の中、意見提出、事柄検索、利用申請、施設予約等が、簡単に時間を気にせずストレスなく手続ができる環境づくりの拡大が求められています。

**課題**

ハートフル・ミーティングは、若年層や子育て家庭等の参加を促進する必要があります。

また、情報機器のセキュリティ対策、システム障害への対策強化、こまめな情報の更新、バナー広告等の収益増の検討、また新たな情報発信方法の調査、研究が必要で、さらに、ツイッター、フェイスブック、YouTube等の内容の充実が求められています。

一方、「『市報くまがや』に満足している市民の割合」が平成25年度から70%を割り込んでおり、また、市外へ向けての市の魅力を伝える広報も不足している状況です。



ハートフル・ミーティング

基本方針

ICT等の活用による行政サービスを推進し、様々な広報手段の効率的運用と内容充実を図り、更に多様な手段・媒体を検討し、市の魅力を市内外に向けて広報します。
また、意見収集の充実のため、新たな広聴手段を検討します。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 「市報くまがや」に満足している市民の割合 | 69.6% | 75.0% | 80.0% |
| 市ホームページのアクセス数（月間） | 約185,000件 | 220,000件 | 260,000件 |

## 単位施策 1

### ICT等を活用し行政サービスを充実させる

情報通信技術の活用により、一層便利で誰もが安心・安全に利用できる行政サービスを提供します。

**主な取組**

- 電子申請システム（電子申請、公共施設予約、図書館蔵書予約、eLTAX）の提供
- マイナポータルサービスの提供
- 統合型GISによる情報の提供
- 各種オープンデータの提供

## 単位施策 2

### 情報をわかりやすく提供する

市報は情報をわかりやすく整理・編集して発行し、ホームページは見やすく最新情報を掲載します。

また、ケーブルテレビやFMラジオ、ツイッターやフェイスブック、YouTube等、多様な手段・媒体を活用し、情報を発信します。

さらに、NPOやボランティア団体等、行政以外からの地域情報発信の地域ポータルサイトを運営します。

**主な取組**

- 分かりやすい市報の発行
- 市ホームページの運営
- ケーブルテレビでの番組放映
- FM NACK5の番組放送
- 地域ポータルサイト「あついぞ.com」の運営

# 施策9 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する

## 第1次計画での取組状況

重複施設を含む公共施設の設置数については、籠原体育館等の増加の一方で、大里・江南保健センター、荒川分署等8施設を廃止・削減することにより、次世代への負担軽減を図りました。

また、平成27年3月にアセットマネジメント基本方針を策定し、今後40年間（～平成66年度）の目標として、建物等の（延床）面積ベースで43%削減、インフラのコストベースで40%以上縮減などを定めました。

平成29年4月にアセットマネジメント基本計画を策定し、基本方針の具体化に際しての基準や枠組みを示しました。

**現状**

平成31年度末までに施設分野別の個別計画を策定し、個別具体的な施設の統廃合、再配置等の方針を定めます。

また、平成32年度にはその成果を反映する形で基本方針・基本計画の見直しを実施する予定です。

適宜見直しを実施することにより、実態に即した数値目標を示していきます。

**課題**

個別計画の策定には、客観的データを基として、地域住民や利用者等の意見を聞きながら、施設の将来像について、よりよいまちづくりの視点も加えたコンセンサスの形成を図ることが必要です。

また、施設の統廃合に際しては移動手段の確保が重視されることから、公共交通網の充実がアセットマネジメント推進の核となります。

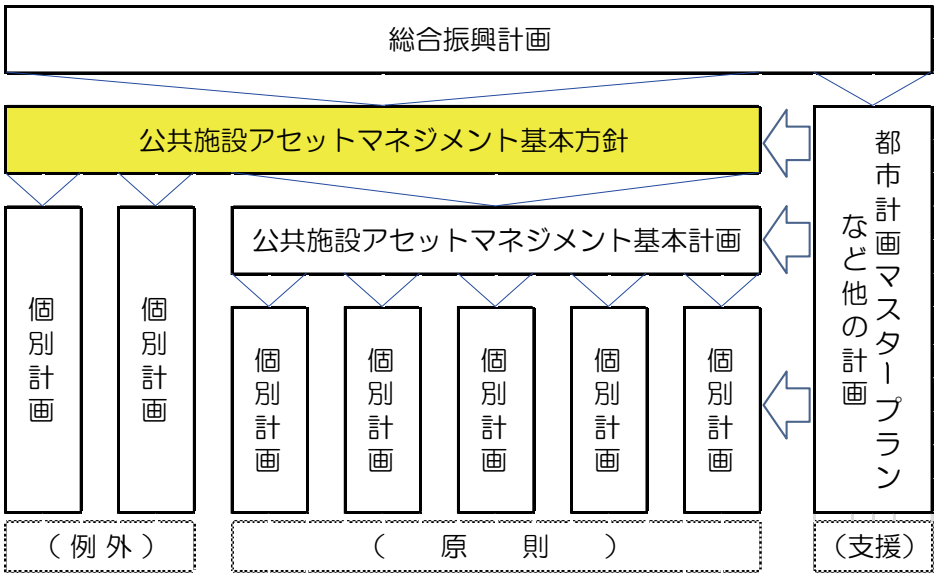


熊谷市の公共施設アセットマネジメントの体系

基本方針

公共施設アセットマネジメント基本方針及び同基本計画に基づき市民と共に考え、施設の統廃合、再配置等を効果的に推進し、住みやすく活気のあるまちをつくるため、施設分野別の個別計画を策定するとともに、道路、橋梁等のインフラ施設については、維持管理コストの縮減を図ります。

また、その成果等を反映した基本方針及び基本計画の見直しを行います。

## 施策の目標

| 成　果　指　標 | 現状値 | 前期めざそう値 | 後期めざそう値 |
|---|---|---|---|
| 公共施設の延床面積 | 62万8,000㎡ | 60万5,000㎡ | 56万6,000㎡ |
| インフラの維持管理コスト | 46億円 | 44億円 | 41億5,000万円 |

## 単位施策 1

### 施設の統廃合・再配置を効果的に推進する

施設分野別の個別計画を策定した後、財政事情等の変化や個別計画の成果を反映した基本方針及び基本計画の改訂を行います。

また、定期的に改訂を行って実効性を高めながら、施設の統廃合、再配置を効果的に推進します。

主な取組

- 施設分野別個別計画の策定
- 施設の統廃合・再配置の推進

## 単位施策 2

### インフラの維持管理コストを削減する

施設の長寿命化や維持管理等に関する計画を策定するとともに、予防保全、包括委託、広域化等のコストダウンを図る手法について導入の検討を行います。

主な取組

- 施設長寿命化計画・維持管理計画等の策定
- コストダウンの手法導入

Kumagaya City

# 第２次熊谷市総合振興計画

## 資　料　編



# Index　目　次

## 資料編


1　財政フレーム……156

2　成果指標算出方法……157

3　策定体制……161

4　策定経過……162

5　総合振興計画審議会……163

熊谷市総合振興計画審議会条例……163

総合振興計画審議会名簿……164

諮問書……165

答申書……165

6　総合戦略有識者会議名簿……167

7　総合振興計画策定委員会……168

熊谷市総合振興計画策定委員会規程……168

総合振興計画策定委員会名簿……169

8　議案……171

9　自治基本条例……172

10　各分野計画一覧……176

# 資料編

## 1　財政フレーム

（単位:百万円）

| 区分 | | 平成29年度 | | 前期計画額（平成30～34年度） | | 後期計画額（平成35～39年度） | | 全体計画額（平成30～39年度） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 計画額 | 構成比 | 計画額 | 構成比 | 計画額 | 構成比 |
| 歳入 | 自主財源 | 36,854 | 57.3% | 169,846 | 53.6% | 170,380 | 52.0% | 340,226 | 52.8% |
| | 市税 | 29,430 | 45.8% | 144,083 | 45.5% | 140,951 | 43.0% | 285,034 | 44.2% |
| | その他 | 7,424 | 11.5% | 25,763 | 8.1% | 29,429 | 9.0% | 55,192 | 8.6% |
| | 依存財源 | 27,446 | 42.7% | 146,773 | 46.4% | 157,272 | 48.0% | 304,045 | 47.2% |
| | 国県支出金 | 14,064 | 21.9% | 73,077 | 23.1% | 80,899 | 24.7% | 153,976 | 23.9% |
| | 市債 | 4,530 | 7.0% | 20,000 | 6.3% | 20,000 | 6.1% | 40,000 | 6.2% |
| | 地方譲与税等 | 8,852 | 13.8% | 53,696 | 17.0% | 56,373 | 17.2% | 110,069 | 17.1% |
| | 計 | 64,300 | 100.0% | 316,619 | 100.0% | 327,652 | 100.0% | 644,271 | 100.0% |
| 歳出 | 消費的経費 | 42,956 | 66.8% | 210,296 | 66.4% | 221,524 | 67.6% | 431,820 | 67.0% |
| | 人件費 | 12,148 | 18.9% | 55,018 | 17.4% | 54,680 | 16.7% | 109,698 | 17.0% |
| | 物件費 | 8,511 | 13.2% | 38,098 | 12.0% | 38,098 | 11.6% | 76,196 | 11.8% |
| | 扶助費 | 16,798 | 26.1% | 89,493 | 28.3% | 101,597 | 31.0% | 191,090 | 29.7% |
| | その他 | 5,499 | 8.6% | 27,687 | 8.7% | 27,149 | 8.3% | 54,836 | 8.5% |
| | 投資的経費 | 4,785 | 7.4% | 25,000 | 7.9% | 25,000 | 7.6% | 50,000 | 7.8% |
| | 普通建設事業費 | 4,785 | 7.4% | 25,000 | 7.9% | 25,000 | 7.6% | 50,000 | 7.8% |
| | 災害復旧事業費 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | その他経費 | 16,559 | 25.8% | 81,323 | 25.7% | 81,128 | 24.8% | 162,451 | 25.2% |
| | 公債費 | 4,761 | 7.4% | 22,422 | 7.1% | 22,275 | 6.8% | 44,697 | 6.9% |
| | 積立金 | 123 | 0.2% | 4,685 | 1.5% | 156 | 0.1% | 4,841 | 0.7% |
| | 繰出金 | 10,471 | 16.3% | 48,843 | 15.4% | 53,324 | 16.3% | 102,167 | 15.9% |
| | その他 | 1,104 | 1.7% | 5,373 | 1.7% | 5,373 | 1.6% | 10,746 | 1.7% |
| | 予備費 | 100 | 0.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 計 | 64,300 | 100.0% | 316,619 | 100.0% | 327,652 | 100.0% | 644,271 | 100.0% |

# 2　成果指標算出方法

| No | 成果指標 | 算出方法 |
|---|---|---|
| | 政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち | |
| 1 | スポーツ活動を「実践」している市民の割合 | スポーツ活動を「実践」していると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 2 | 観光協会、民間団体・企業、市民等が支援する大規模大会の数 | 大会主催者等からの情報提供による数値 |
| 3 | 観光入込客数 | 観光入込客統計調査での市内外から観光に訪れた年間人数（暦年） |
| | 政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち | |
| 4 | 防災行政無線（固定系）の受信所数 | 市内に設置されている防災行政無線の受信所の数 |
| 5 | 防災メールの登録者数 | 防災無線情報メール配信サービス登録者の数 |
| 6 | 自主防災組織率 | 自主防災組織に加入している世帯数／総世帯数×100 |
| 7 | 自主防災組織訓練実施数 | 自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度） |
| 8 | 「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数 | 「メルくま」防犯・交通安全情報登録者の数 |
| 9 | 犯罪認知件数 | 刑法犯罪の発生が認知された件数(暦年)　提供:熊谷警察署 |
| 10 | 消費生活相談件数 | 市の消費生活センターで受けた相談件数（年度） |
| 11 | 消費生活講座参加者数 | 市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度） |
| 12 | 交通人身事故発生件数 | 交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年）　提供:熊谷警察署 |
| 13 | 健康であると思っている市民の割合 | 自分自身が健康であると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 14 | 特定健康診査の受診率 | 特定健診の受診者数（市実施分）/特定健診の対象者数×100（年度） |
| 15 | 健康づくり関連事業の参加者数 | 市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度） |
| 16 | 県内の熱中症救急搬送者数における市の割合 | 市の熱中症救急搬送者数／県の熱中症救急搬送者数×100（消防本部警防課により把握する数） |
| 17 | 休日・夜間急患診療所の診療日数 | 年間の診療日数 |
| 18 | 救急医療輪番制の病院数（熊谷・深谷地区） | 熊谷・深谷地区における二次救急医療に対する輪番制参加病院の数 |
| 19 | 小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区） | 年間の「診療日数」の合計数（平日を含めた夜間） |
| 20 | 住宅火災による死者数 | 放火自殺者等を除く住宅火災による死者数 |
| 21 | 応急手当実施率（バイスタンダーCPR※）<br>※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法 | 心肺蘇生が必要な救急現場で、居合わせた人が心肺蘇生法を実施した割合 |
| | 政策3　人にやさしい思いやりのあるまち | |
| 22 | 地域子育て支援拠点 年間利用者数 | 各地域子育て支援拠点からの報告に基づく年間利用者数 |
| 23 | 待機児童数　保育所（園）等 | 保育所（園）等の待機児童数（各年度4月1日現在） |

| | | |
|---|---|---|
| | 政策3　人にやさしい思いやりのあるまち | |
| 24 | 待機児童数　放課後児童クラブ | 放課後児童クラブの待機児童数(各年度4月1日現在) |
| 25 | 認知症サポーター養成数 | 認知症サポーター養成講座の参加者数 |
| 26 | ニャオざね元気体操(住民主体の通いの場)実施会場数 | ご近所型介護予防(住民主体の通いの場)を実施している会場数 |
| 27 | 就労系事業所の利用者数(就労移行支援・就労継続支援) | 就労移行支援・就労継続支援を利用した人の数(累計) |
| 28 | 共同生活援助の利用者数(グループホーム) | 共同生活援助を利用した人の数(累計) |
| 29 | 民生委員等による見守り実施件数 | 「民生委員による単身高齢者等への見守り訪問件数」及び「あんしんコールによる見守り件数」 |
| 30 | 生活困窮者自立相談支援件数 | 生活困窮者自立支援事業・相談支援件数 |
| | 政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち | |
| 31 | 環境講座の受講者数 | 環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数(年度) |
| 32 | ムサシトミヨの生息数(おおむね5年ごとに行う個体数調査の数値) | 元荒川に生息しているムサシトミヨの推定個体数 |
| 33 | ホタル保護重点区域内のホタル確認数 | ホタル保護重点区域内のホタル確認数(毎年6月に実施するホタル保護重点区域発生数調査による) |
| 34 | 公害防止協定の締結数 | 事業者との公害防止協定の締結数 |
| 35 | 公害苦情の年度内解決率 | 公害苦情の処理件数(年度内)／公害苦情の受理件数(年度内)×100 |
| 36 | 合併処理浄化槽の法定検査実施率 | 浄化槽法第11条検査実施基数／浄化槽法第11条検査対象合併処理浄化槽基数×100 |
| 37 | 市民一人一日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量 | ごみの年間総排出量(生活系ごみ収集量等+事業系ごみ収集量等+集団回収量)／行政人口／365 |
| 38 | ごみの資源化率 | (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)／(ごみの総処理量+集団回収量)×100 |
| 39 | 市有施設の$CO_2$の削減率 | (基準年度の市有施設の年間$CO_2$排出量―市有施設の年間$CO_2$排出量)／基準年度の市有施設の年間$CO_2$排出量×100(基準年度は平成28年度) |
| 40 | 新エネ・省エネ等設備設置世帯数(市の補助制度を利用したもの) | 新エネ・省エネ等設備設置に市補助制度を利用した数 |
| | 政策5　人が集い活力ある産業が育つまち | |
| 41 | 農地中間管理事業による担い手への転貸面積 | 農地中間管理事業による農地転貸面積 |
| 42 | 多面的機能支援事業の活動対象面積 | 多面的機能支援事業による活動対象面積 |
| 43 | ものつくり熊谷組織率 | ものつくり熊谷の会員数／熊谷商工会議所及びくまがや市商工会の工業系会員数×100 |
| 44 | 製造品出荷額等 | 工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額 |
| 45 | 中小企業融資件数 | 市の融資制度の融資件数 |
| 46 | 新規奨励金指定事業所数 | 熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例に基づく新規指定事業所数(1年当たり) |
| 47 | 労働セミナー参加者数 | 労働セミナーの参加者数 |
| 48 | 新製品等開発事業補助金の対象となった件数 | 熊谷市産学連携による新製品開発事業補助金交付件数 |

| | | |
|---|---|---|
| | 政策6　快適で暮らしやすいまち | |
| 49 | ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合 | ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 50 | 土地区画整理事業による土地利用開始面積 | 使用収益開始面積（土地区画整理事業による道路や上下水道の整備が終了し、利用できるようになった宅地等の面積） |
| 51 | 中心市街地の歩行者・自転車通行量 | 歩行者・自転車通行量調査 |
| 52 | 熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合 | 熊谷市の景観が美しいと思うと答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 53 | 生活道路満足度 | 生活道路に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 54 | 幹線道路の整備延長 | 計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数（累積） |
| 55 | 公共交通に満足している市民の割合 | 鉄道や路線バスなど公共交通に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 56 | 公園に親しみを感じる市民の割合 | 公園に親しみを感じていると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 57 | 公園サポーター制度を導入している割合 | 公園サポーター制度を導入している公園等の数／公園等（街区、近隣、児童等）の総数×100 |
| 58 | 水道水に満足している市民の割合 | 水道水に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 59 | 水道水の有収率 | 年間総有収水量/年間総配水量×100 |
| 60 | 下水道の整備面積 | 整備（供用開始）した面積の累計 |
| | 政策7　地域に根ざした教育・文化のまち | |
| 61 | 全国学力・学習状況調査（国語・算数・数学）の県の平均正答率を100%とした場合の本市の率 | 各教科の熊谷市平均正答率の和／各教科の県平均正答率の和×100 |
| 62 | 「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率 | 朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100 |
| 63 | 新体力テストで県平均を上回る項目の割合 | 市が県を上回っている項目数／すべての項目数×100 |
| 64 | 校舎大規模改修率（棟数） | 校舎大規模改修済棟数/小中学校全棟数（小島小中学校除く）×100 |
| 65 | 校舎内トイレ整備（洋式化等）率（校数） | 校舎内トイレ整備済学校数/小中学校全校数（小島小中学校除く）×100 |
| 66 | 公民館で開設する講座、教室の開設数 | 公民館で開設する講座、教室の開設件数（年度） |
| 67 | 公民館の市民一人当たりの利用回数 | 公民館の利用人数を市総人口で除した数値（年度） |
| 68 | 図書館の貸出冊数 | 図書館での図書貸出冊数（年度） |
| 69 | くまぴあ利用者数 | スポーツ・文化村利用者数（年度） |
| 70 | 文化芸術活動に親しむ市民の数 | 熊谷市文化祭、熊谷市美術展、熊谷市美術家協会会員作品展、熊谷市民音楽祭及び熊谷市文化振興財団自主事業に参加した人数（年度） |
| 71 | 文化財施設の見学者数 | 星渓園利用者、江南文化財センター入館者及び聖天堂見学者の合計人数 |
| 72 | 学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）の割合 | 学校運営協議会を設置している小学校・中学校数 |
| 73 | 放課後子供教室の実施回数 | 放課後子供教室の実施回数（年度） |

| 政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち | | |
|---|---|---|
| 74 | 市民活動団体の支援センター登録数 | 市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数 |
| 75 | 市民活動保険登録団体数 | 熊谷市市民活動保険取扱要綱による市民活動保険に登録している活動団体等の数 |
| 76 | 平和展の入場者数 | 市が開催している平和展へ入場した人の数(年度) |
| 77 | 熊谷空襲の認知度 | 昭和20年の終戦前夜に熊谷空襲があったことを知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 78 | 人権意識が向上していると思う市民の割合 | 普段の生活の中で人権意識が向上していると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 79 | 審議会等への女性の登用率 | 女性委員数／全委員数×100<br>(調査対象:行政委員会と法律・条例設置の附属機関) |
| 80 | 「男女共同参画社会」という言葉の周知度 | 「男女共同参画社会」という言葉を知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 81 | 通訳等ボランティア登録者数 | 熊谷市国際交流協会に登録されている通訳翻訳者、日本語ボランティア、ホームステイ受入れ家庭の数 |
| 82 | 国際交流事業への参加者数 | 熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数 |
| 83 | 市税の納税率(現年及び過年度分) | 市税の徴収額／市税の調定額×100 |
| 84 | 将来負担比率 | 市債残高などの将来負担額／標準的な一般財源の額(財政健全化法に基づく指標) |
| 85 | 民間委託化率 | 民間に委託(一部又は全部)している事務事業／全事務事業×100 |
| 86 | 「市報くまがや」に満足している市民の割合 | 「市報くまがや」の読みやすさや分かりやすさに満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100 |
| 87 | 市ホームページのアクセス数(月間) | 市ホームページにアクセスした回数(月間) |
| 88 | 公共施設の延床面積 | 建築物及び工作物の延床面積の合計値(一部事務組合等の施設の負担割合相当面積も含む) |
| 89 | インフラの維持管理コスト | 道路・橋梁、上下水道施設、農業集落排水施設及び準用河川の維持管理コストの合計値 |

## 3　策定体制


第2次総合振興計画
平成30年度スタート
市議会
計画案
意見公募手続
総合
振興計画
審議会
諮問・答申
市　長
Kumagaya City
計画素案
市民
総合戦略有識者会議
1.市民意識調査アンケート
2.子育て世代アンケート
3.中学生ワークショップ
4.自治会連合会
5.ハートフル・ミーティング
検討・調整
行政
策定委員会
（副市長及び各部長）
専門部会
●部単位組織
総合政策部会、総務部会、市民部会等
●横断組織
土地利用計画部会、行財政計画部会

# 4　策定経過

## 総合振興計画審議会

| | 日付 | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 平成28年7月15日 | (1)第2次総合振興計画の策定方針及び策定体制について |
| 第2回 | 平成29年8月9日 | (1)熊谷市総合振興計画について(諮問)<br>(2)第2次総合振興計画(素案)について |
| 第3回 | 平成29年8月22日 | (1)第2次総合振興計画(素案)について<br>(2)策定スケジュールについて |
| 第4回 | 平成29年10月31日 | (1)第2次総合振興計画(案)について<br>(2)策定スケジュールについて |

## 総合戦略有識者会議

| | 日付 | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 平成29年2月20日 | (1)第2次総合振興計画の考え方について |
| 第2回 | 平成29年6月26日 | (1)第2次総合振興計画の考え方について |

## 総合振興計画策定委員会

| | 日付 | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 平成28年6月28日 | (1)第2次総合振興計画の策定方針について |
| 第2回 | 平成28年11月15日 | (1)進捗状況報告及び今後の予定について<br>(2)専門部会の立ち上げについて<br>(3)施策進捗状況調査の実施について |
| 第3回 | 平成29年1月17日 | (1)第2次総合振興計画の政策について<br>(2)専門部会スケジュール及び検討内容について |
| 第4回 | 平成29年3月28日 | (1)第2次総合振興計画(素案)について |
| 第5回 | 平成29年7月11日 | (1)第2次総合振興計画序及び基本構想(素案)について<br>(2)第2次総合振興計画前期基本計画(素案)について<br>(3)今後のスケジュールについて |
| 第6回 | 平成29年8月1日 | (1)第2次総合振興計画序(素案)について<br>(2)第2次総合振興計画基本構想(素案)について<br>(3)第2次総合振興計画前期基本計画(素案)について<br>(4)第2次総合振興計画将来都市像(素案)について<br>(5)今後のスケジュールについて |
| 第7回 | 平成29年11月7日 | (1)第2次総合振興計画(案)について<br>(2)今後のスケジュールについて |

# 5　総合振興計画審議会

熊谷市総合振興計画審議会条例

平成18年3月23日
条例第29号

（設置）

第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第3条　審議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　市議会議員

（2）　知識経験を有する者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

## 総合振興計画審議会名簿

| | 氏名 | 選出団体 | 職名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 第1号 | 須永　宣延 | 熊谷市議会 | 議長 | |
| | 松本　貢市郎 | 熊谷市議会 | 議長 | 平成29年6月2日まで |
| | 黒澤　三千夫 | 熊谷市議会 | 副議長 | |
| | 野澤　久夫 | 熊谷市議会 | 副議長 | 平成29年6月2日まで |
| 第2号 | 本塚　雄一郎 | 熊谷市教育委員会 | 委員 | |
| | 松本　丈 | 熊谷市農業委員会 | 会長 | |
| | 八木原　敏夫 | 熊谷市農業委員会 | 会長 | 平成29年2月19日まで |
| | 藤間　憲一 | 熊谷商工会議所 | 会頭 | |
| | 青木　大 | くまがや市商工会 | 会長 | |
| | 大久保　照夫 | くまがや市商工会 | 会長 | 平成29年2月19日まで |
| | 吉田　公一 | くまがや農業協同組合 | 代表理事組合長 | |
| | 笠原　貞男 | くまがや農業協同組合 | 代表理事組合長 | 平成29年2月19日まで |
| | 長又　則之 | (一社)熊谷市医師会 | 会長 | |
| | 松永　勲 | 熊谷市自治会連合会 | 副会長 | |
| | 福嶋　良三 | (社福)熊谷市社会福祉協議会 | 副会長 | |
| | 金子　貞雄 | 熊谷市文化連合 | 会長 | |
| | 矢野　美登里 | 熊谷市文化連合 | 副会長 | 平成29年2月19日まで |
| | 宇野　悦朗 | (公財)熊谷市体育協会 | 常務理事 | |
| | 原口　昌倫 | (公財)熊谷市体育協会 | 副会長 | 平成29年2月19日まで |
| | 岡田　博美 | くまがや共同参画を進める会 | 理事長 | |
| | 青木　真佐子 | くまがや共同参画を進める会 | 副会長 | 平成29年2月19日まで |
| | 藤間　太郎 | (公社)熊谷青年会議所 | 理事長 | |
| | 植原　通之 | (公社)熊谷青年会議所 | 理事長 | 平成29年2月19日まで |
| | 関口　恒雄 | 「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会 | 議長 | |
| | 矢嶋　隆男 | 「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会 | 副議長 | 平成29年2月19日まで |

## 諮問書

熊企発第135号
平成29年8月9日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　須永　宣延　様

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市総合振興計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第29号）第2条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画前期基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

## 答申書

平成29年11月10日

熊谷市長　富　岡　　清　　様

熊谷市総合振興計画審議会
会　長　　須　永　宣　延

第2次熊谷市総合振興計画について（答申）

平成29年8月9日付け熊企発第135号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画前期基本計画について、別紙のとおり答申します。

## 答申書別紙

本審議会は、平成29年8月9日に市長から「熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画前期基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けました。

本構想及び計画は、合併後の市民の融和を図り、新市の均衡ある発展と速やかな一体性の確立を目指した前計画を引き継ぎながら、今後の10年間のまちづくりの指針となる重要なものであり、本審議会で慎重なる審議を重ねてきました。

昨今の本市をとりまく状況としては、人口減少問題、産業の活性化、暑さ対策をはじめとした環境問題、防災対策をはじめとした安全・安心な暮らしへの対応など様々な課題を抱えています。

このような状況を踏まえて審議をした結果、本構想及び計画は全般として適当であるとの結論に達しましたので、下記の意見を付し、答申します。

記

1　基本構想

⑴ 土地利用構想

①今後のまちづくりの可能性を最大限に生かせるように、エリアごとの特性を踏まえた構想を推進されたい。

2　基本計画

⑴ 政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

①高齢者も多様なスポーツに親しめるよう、生涯スポーツの推進に努められたい。

②大規模スポーツイベント終了後にも、イベント効果が持続できるようソフト・ハード両面での環境整備に努められたい。

⑵ 政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち

①防犯体制を整え、犯罪の抑制を図られたい。

②周産期医療の充実により、子育て支援に努められたい。

⑶ 政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

①社会情勢の変化が著しくなる中、地域における助け合い、支え合いを促進されたい。

⑷ 政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち

①3Rの推進とともに、更なるごみの減量と再資源化を促進されたい。

⑸ 政策5　人が集い活力ある産業が育つまち

①現状の調査・分析を掘り下げ、中小企業の活性化に努められたい。

⑹ 政策6　快適で暮らしやすいまち

①ラグビーワールドカップ2019開催に向けて、交通インフラの整備を推進し、市民の利便性の向上を図られたい。

⑺ 政策7　地域に根ざした教育・文化のまち

①文化芸術活動の更なる推進に努められたい。

②社会人への教育の機会を創出し、人づくり改革を推進されたい。

⑻ 政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

①アセットマネジメントの取組に当たっては、統廃合による施設の活用策を検討するなど、長期的な視野のもと推進されたい。

# 6　総合戦略有識者会議名簿

| 氏名 | 選出団体 | 職名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 嶋野　正史 | 熊谷市 | 副市長 | |
| 藤間　憲一 | 熊谷商工会議所 | 会頭 | |
| 青木　大 | くまがや市商工会 | 会長 | |
| 吉田　公一 | くまがや農業協同組合 | 代表理事組合長 | |
| 笠原　貞男 | くまがや農業協同組合 | 代表理事組合長 | 平成29年6月25日まで |
| 藤間　太郎 | (公社)熊谷青年会議所 | 理事長 | |
| 大竹　智 | 立正大学社会福祉学部 | 教授 | |
| 竹本　政弘 | 埼玉県高等学校熊谷ブロック校長会 | 熊谷農業高等学校長 | |
| 小林　和代 | NPO法人子育てネットくまがや | くまっぺ広場第2 | |
| 髙田　綾 | 熊谷市私立保育園長会 | ことぶきイーサイト保育園長 | |
| 大谷　光代 | 熊谷市私立保育園長会 | 第三なでしこ保育園長 | 平成29年6月25日まで |
| 田中　哲夫 | 熊谷市私立幼稚園協会 | 若竹幼稚園理事長 | |
| 長又　則之 | (一社)熊谷市医師会 | 会長 | |
| 長嶋　貴宏 | 熊谷市PTA連合会 | 幹事 | |
| 飯野　哲義 | 熊谷公共職業安定所 | 所長 | |
| 近藤　博 | 熊谷公共職業安定所 | 所長 | 平成29年6月25日まで |
| 町田　克則 | 「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会 | 副議長 | |
| 広瀬　克之 | 埼玉りそな銀行 | 熊谷支店長 | |
| 新　　哲哉 | 埼玉縣信用金庫 | 理事営業部長 | |
| 井上　義夫 | 埼玉縣信用金庫 | 営業企画部執行役員部長 | 平成29年6月25日まで |
| 飯田　武 | 熊谷商工信用組合 | 専務理事 | |
| 金子　浩之 | 武蔵野銀行 | 熊谷支店長 | |
| 戎井　桂三 | 公募委員 | | |
| 秋元　留美子 | 公募委員 | | |

# 7　総合振興計画策定委員会

熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成18年3月31日
訓令第5号

（設置）
第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第2条　委員会は、次に掲げる事務を行う。
（1）　総合振興計画に関する調査及び研究
（2）　総合振興計画素案の策定
（3）　その他総合振興計画に関する必要な事項
（組織）
第3条　委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。
2　委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。
3　委員は、市の職員のうちから市長が任命する。
（委員長及び副委員長）
第4条　委員長は、委員会の会務を総理する。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。
2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
（専門部会）
第6条　委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
2　部会に部会長及び部会員若干人を置く。
3　部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。
4　部会の会務は、部会長が総理する。
（庶務）
第7条　委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。
（委任）
第8条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年3月30日訓令第35号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 総合振興計画策定委員会名簿

| | |
|---|---|
| 委員長 | 副市長 |
| 副委員長 | 総合政策部長 |
| 委員 | 市長公室長 |
| 委員 | 危機管理監 |
| 委員 | 総務部長 |
| 委員 | 市民部長 |
| 委員 | 福祉部長 |
| 委員 | 環境部長 |
| 委員 | 産業振興部長 |
| 委員 | 都市整備部長 |
| 委員 | 建設部長 |
| 委員 | 大里行政センター所長 |
| 委員 | 妻沼行政センター所長 |
| 委員 | 江南行政センター所長 |
| 委員 | 契約室長 |
| 委員 | 会計管理者 |
| 委員 | 消防長 |
| 委員 | 水道部長 |
| 委員 | 議会事務局長 |
| 委員 | 教育次長 |
| 委員 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 委員 | 監査委員事務局長 |
| 委員 | 農業委員会事務局長 |

# 総合振興計画策定委員会専門部会名簿

| 総合政策部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 総合政策部長 |
| | 契約室長 |
| | 出納室長 |
| | 選挙管理委員会事務局長 |
| | 監査委員事務局長 |
| | 秘書課長 |
| | 政策調査課長 |
| | 企画課長 |
| | 行政改革推進室長 |
| | 財政課長 |
| | 人権政策課長 |
| | 情報政策課長 |
| | 広報広聴課長 |
| | スポーツ観光課長 |
| | ラグビーワールドカップ2019推進室長 |

| 総務部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 総務部長 |
| | 議会事務局長 |
| | 大里行政センター所長 |
| | 妻沼行政センター所長 |
| | 江南行政センター所長 |
| | 庶務課長 |
| | 職員課長 |
| | 市民税課長 |
| | 資産税課長 |
| | 納税課長 |

| 市民部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 市民部長 |
| | 危機管理監 |
| | 市民活動推進課長 |
| | 市民課長 |
| | 保険年金課長 |
| | 安心安全課長 |
| | 男女共同参画室長 |
| | 健康づくり課長 |

| 福祉部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 福祉部長 |
| | 生活福祉課長 |
| | 長寿いきがい課長 |
| | 障害福祉課長 |
| | こども課長 |
| | 保育課長 |

| 環境部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 環境部長 |
| | 環境政策課長 |
| | 環境推進課長 |
| | 環境美化センター所長 |

| 産業振興部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 産業振興部長 |
| | 農業委員会事務局長 |
| | 妻沼行政センター所長 |
| | 商工業振興課長 |
| | 農業振興課長 |
| | 農地整備課長 |

| 都市整備部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 都市整備部長 |
| | 都市計画課長 |
| | 開発審査課長 |
| | 建築審査課長 |
| | 公園緑地課長 |
| | 土地区画整理西部事務所長 |
| | 土地区画整理中央事務所長 |

| 建設部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 建設部長 |
| | 管理課長 |
| | 道路課長 |
| | 維持課長 |
| | 河川課長 |
| | 下水道課長 |
| | 営繕課長 |

| 消防部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 消防長 |
| | 消防次長 |
| | 消防総務課長 |
| | 予防課長 |
| | 警防課長 |
| | 指令課長 |
| | 熊谷消防署長 |

| 水道部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 水道部長 |
| | 営業課長 |
| | 工務課長 |

| 教育部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 教育次長 |
| | 教育総務課長 |
| | 学校教育課長 |
| | 社会教育課長 |

(横断的専門部会)

| 土地利用計画部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 都市計画課長 |
| まちづくり班 | |
| 班長 | 都市計画課長 |
| | 農業委員会事務局長 |
| | 政策調査課長 |
| | 企画課長 |
| | 行政改革推進室長 |
| | 資産税課長 |
| | 商工業振興課長 |
| | スポーツ観光課長 |
| | 農業振興課長 |
| | 農地整備課長 |
| | 開発審査課長 |
| | 建築審査課長 |
| 都市インフラ班 | |
| 班長 | 道路課長 |
| | 政策調査課長 |
| | 企画課長 |
| | 都市計画課長 |
| | 管理課長 |
| | 維持課長 |
| | 河川課長 |
| | 下水道課長 |
| | 営業課長 |
| | 工務課長 |

| 行財政計画部会 | |
|---|---|
| 部会長 | 財政課長 |
| | 政策調査課長 |
| | 企画課長 |
| | 行政改革推進室長 |
| | 庶務課長 |
| | 職員課長 |
| | 市民税課長 |
| | 資産税課長 |
| | 納税課長 |
| | 保険年金課長 |
| | 教育総務課長 |

# 8　議案

議案第96号

熊谷市総合振興計画基本構想について

熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）第15条の2第1項の規定により、熊谷市総合振興計画基本構想を別冊のとおり定めることについて、議決を求める。

平成29年12月1日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

熊谷市総合振興計画基本構想を定めたいので、この案を提出するものであります。

# 9　自治基本条例

熊谷市自治基本条例

平成19年9月28日条例第30号
改正　平成29年6月26日条例第33号

目次

前文
第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　基本原則（第3条―第5条）
第3章　市民の権利及び責務（第6条―第8条）
第4章　議会の責務（第9条・第10条）
第5章　市長及び職員の責務（第11条・第12条）
第6章　参加及び協働（第13条―第15条）
第7章　市政運営（第15条の2―第22条）
第8章　自治基本条例審議会の設置（第23条）
第9章　条例の位置付け等（第24条・第25条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想（おも）い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

## 第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

⑴　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

⑵　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及

び団体をいいます。

⑶　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

⑷　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

⑸　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

## 第2章　基本原則

（市民参加の原則）

第3条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第4条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第5条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

## 第3章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第6条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第7条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

3　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

（事業者の責務）

第8条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

## 第4章　議会の責務

（議会の責務）

第9条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第10条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

## 第5章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第11条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

2　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）
第12条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽（さん）に努め、誠実かつ公正に職務を行います。
2　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第6章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）
第13条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。
2　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。
3　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。
（審議会等の委員の選任）
第14条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。
（コミュニティ）
第15条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。
2　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第7章　市政運営

（基本構想の策定等）
第15条の2　市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。
2　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
（情報の提供）
第16条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。
（個人情報の保護）
第17条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。
（説明責任）
第18条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
（応答責任）
第19条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。
（意見公募手続）
第20条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。
（都市経営）
第 21 条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第22条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第8章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第23条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第24条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第25条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

附　則（平成29年6月26日条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第15条の2の規定は、施行日以降に策定する基本構想について適用する。

# 10　各分野計画一覧

| 計画の名称 | 策定年度<br>(見直し予定年度) | 計画の期間<br>(見直し後の計画期間) | 計画の概要 | 所管 |
|---|---|---|---|---|
| 国民保護に関する熊谷市計画 | 平成18年度<br>平成22年度変更 | | 武力攻撃事態等が発生した場合に、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。 | 危機管理室 |
| 熊谷市地域防災計画 | 平成19年度<br>平成27年度修正 | | 災害への対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。 | 危機管理室 |
| 新市建設計画 | 平成16年度 | 平成17年度<br>～平成32年度 | 旧合併特例法に基づき、熊谷市、大里町、妻沼町の合併により誕生した新市のまちづくりの基本方針と、この方針に基づいた総合的、計画的な施策項目を定めた計画です。 | 企画課 |
| 新市基本計画 | 平成18年度 | 平成19年度<br>～平成32年度 | 合併特例法に基づき、江南町との合併後の基本方針を定めたもので、新市建設計画を補筆・修正した計画です。 | 企画課 |
| 熊谷市地域公共交通網形成計画 | 平成27年度 | 平成28年度<br>～平成34年度 | 平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針や目標、実施すべき事業などを明らかにするための計画です。 | 企画課 |
| 熊谷市人口ビジョン・総合戦略 | 平成27年度 | 平成27年度<br>～平成31年度 | 平成26年9月制定の「まち・ひと・しごと創生法」、同12月閣議決定「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、熊谷市の人口の将来展望を示すとともに、人口減少対策に特化した取組を定めた計画です。 | 企画課 |
| 熊谷市行政改革大綱 | 平成25年度<br>(平成30年度) | 平成25年度<br>～平成29年度<br>(平成30年度<br>～平成34年度) | より効率的・効果的な行財政運営を推進するための計画です。 | 行政改革推進室 |
| 熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針 | 平成26年度 | 平成27年度<br>～平成66年度 | 人口減・税収減の進行を想定した公共施設の更新費用推計に基づき、施設の更新、統廃合等に関し、長期的かつ基本的な取組方針を定めるものです(国が策定を要請した「公共施設等総合管理計画」に相当します。)。 | 行政改革推進室 |
| 熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画 | 平成29年度 | 平成29年度<br>～平成66年度 | 上記の基本方針の内容を踏まえ、アセットマネジメント推進のために必要な具体的な基準、枠組み等を定めた計画です。 | 行政改革推進室 |
| 熊谷市情報化推進計画<br>e-くまがやICT推進プラン2 | 平成25年度<br>(平成30年度) | 平成26年度<br>～平成30年度<br>(平成31年度<br>～平成35年度) | 市民サービス向上や行政事務高度化の推進などについて、情報化の視点から見た具体的な施策を示した計画です。 | 情報政策課 |
| 熊谷市スポーツ推進計画 | 平成29年度 | 平成30年度<br>～平成39年度 | 「スポーツ熱中、いきいき熊谷」を基本理念とし、スポーツを活用した活力あるまちづくりを推進するとともに、スポーツを通じた新しい価値を創造し、地域社会へ貢献していくための取組を定めた計画です。 | スポーツ観光課 |
| 女性活躍推進のための熊谷市特定事業主行動計画(第1期) | 平成28年度 | 平成28年度<br>～平成32年度 | 女性活躍推進法に基づき、女性の登用の拡大や職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした法定計画です。 | 職員課 |
| 次世代育成のための熊谷市特定事業主行動計画(第3期) | 平成27年度 | 平成27年度<br>～平成31年度 | 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や職場における働き方の見直しの推進等を目的とした法定計画です。 | 職員課 |
| 熊谷市空家等対策計画 | 平成29年度 | 平成30年度<br>～平成34年度 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく計画で、空家等の対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。 | 安心安全課 |
| 熊谷市男女共同参画推進計画 | 平成20年度<br>(平成30年度) | 平成21年度<br>～平成30年度<br>(平成31年度<br>～平成40年度) | 男女共同参画社会の実現を目指し、本市の各分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。 | 男女共同参画室 |
| 健康熊谷21 | 平成26年度 | 平成26年度<br>～平成35年度 | 市民一人ひとりがいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる、健康長寿熊谷の実現に向けた基本方針を示した計画です。 | 健康づくり課 |
| 熊谷市第3次健康増進計画 | 平成29年度 | 平成29年度<br>～平成31年度 | 市民の健康寿命の延伸を目的に、「だれもが安心して健康に暮らせるまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。 | 健康づくり課 |

| 計画の名称 | 策定年度<br>(見直し予定年度) | 計画の期間<br>(見直し後の計画期間) | 計画の概要 | 所管 |
|---|---|---|---|---|
| 熊谷市新型インフルエンザ等対策行動計画 | 平成26年度 | | 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示した計画です。 | 健康づくり課 |
| 第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画 | 平成25年度<br>(平成30年度) | 平成26年度<br>～平成30年度<br>(平成31年度<br>～平成35年度) | 全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることができるように、地域福祉の推進を目指す計画です。 | 生活福祉課 |
| 熊谷市高齢社会対策基本計画 | 平成29年度 | 平成30年度<br>～平成32年度 | 高齢社会の将来像「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。 | 長寿いきがい課 |
| 熊谷市障がい者計画 | 平成28年度<br>(平成32年度) | 平成29年度<br>～平成32年度<br>(平成33年度<br>～平成35年度) | 障害のある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指した取り組むべき障害者施策の基本的な考え方を定めた計画です。 | 障害福祉課 |
| 熊谷市障害福祉計画 | 平成29年度<br>(平成32年度) | 平成30年度<br>～平成32年度<br>(平成33年度<br>～平成35年度) | 「熊谷市障がい者計画」のもと、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むため、生活支援に向けた実施計画として、障害福祉サービスを確保し、計画的に提供するために見込み量について定めた計画です。 | 障害福祉課 |
| 熊谷市子ども・子育て支援事業計画 | 平成26年度 | 平成27年度<br>～平成31年度 | 未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進するとともに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として定めた計画です。 | こども課 |
| 熊谷市環境基本計画 | 平成29年度 | 平成30年度<br>～平成39年度 | 環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。 | 環境政策課 |
| 熊谷市地球温暖化対策実行計画 | 平成26年度 | 平成27年度<br>～平成32年度 | 地球温暖化を防止するため、市内の家庭や事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標やその達成に向けた施策を示した計画です。 | 環境政策課 |
| 熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 | 平成20年度<br>(平成30年度) | 平成21年度<br>～平成30年度<br>(平成31年度<br>～平成40年度) | 廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別・収集運搬及び資源の有効な利用の確保等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための計画です。 | 環境推進課 |
| 熊谷市生活排水処理基本計画 | 平成21年度<br>(平成32年度) | 平成22年度<br>～平成37年度<br>(平成33年度<br>～平成37年度) | 水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。 | 環境推進課 |
| 熊谷市農業振興地域整備計画 | 平成19年度 | | 優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。 | 農業振興課 |
| 熊谷市森林整備計画 | 平成29年度 | 平成30年度<br>～平成39年度 | 森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林・林業の特徴をふまえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法を定めた計画です。 | 農業振興課 |
| 熊谷市人・農地プラン | 平成27年度<br>(毎年度見直し) | | 集落・地域において中心となる経営体(個人、法人及び集落営農)の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現するための計画です。 | 農業振興課 |
| 熊谷市酪農・肉用牛生産近代化計画 | 平成28年度 | 平成27年度<br>～平成37年度 | 本市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能を明確にし、産業としての持続性を確保するための中長期的な目標として、生産量、飼養頭数、経営方針の指標等を定めた計画です。 | 農業振興課 |
| 熊谷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | 平成26年度 | | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めた計画です。 | 農業振興課 |
| 熊谷市地産地消促進計画 | 平成27年度 | | 地産地消をこれまで以上に促進するため、消費者、生産者、食品関連事業者や関連機関・団体等が連携し協働で取り組むための行動指針として定めた計画です。 | 農業振興課 |
| 熊谷市農業集落排水事業経営戦略 | 平成28年度 | 平成29年度<br>～平成38年度 | 公営企業である農業集落排水事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための経営方針等を定めた中長期的な計画です。 | 農地整備課 |

| 計画の名称 | 策定年度（見直し予定年度） | 計画の期間（見直し後の計画期間） | 計画の概要 | 所管 |
|---|---|---|---|---|
| 田園環境整備マスタープラン | 平成27年度 | | 環境との調和に配慮した農業農村整備事業実施のための、農村地域の環境保全に関する基本計画です。 | 農地整備課 |
| 熊谷市景観計画 | 平成20年度 | | 熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現方策等を示す計画です。 | 都市計画課 |
| 聖天山周辺地区景観まちづくり整備計画 | 平成25年度 | | 歓喜院聖天堂の国宝指定に伴い「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」の景観整備を図るため、地元住民の意見を反映した具体的な施策を示す計画です。 | 都市計画課 |
| 熊谷市バリアフリー基本構想 | 平成25年度 | 平成26年度～平成32年度 | ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、国が定める基本方針に基づき、駅等を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における、バリアフリー化のための方針、事業等を定める計画です。 | 都市計画課 |
| 熊谷市都市環境改善基本計画「エコまちづくり熊谷」 | 平成22年度 | | 「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」を推進していくため、主に、中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした計画です。 | 都市計画課 |
| 熊谷市都市計画マスタープラン（旧熊谷市） | 平成16年度 | 平成16年度～平成35年度 | 都市計画法第18条の2に基づき、上位計画や関連計画の内容を踏まえ、熊谷市の今後の都市づくりの基本的な方針として定めるものです（旧熊谷市）。 | 都市計画課 |
| 妻沼町都市計画マスタープラン | 平成12年度 | 平成13年～平成33年 | 都市計画法第18条の2に基づき、上位計画や関連計画の内容を踏まえ、熊谷市の今後の都市づくりの基本的な方針として定めるものです（旧妻沼町）。 | 都市計画課 |
| 改定熊谷市建築物耐震改修促進計画 | 平成28年度 | 平成28年度～平成32年度 | 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修を促進し、安全なまちをつくるための計画です。 | 建築審査課 |
| 熊谷市緑の基本計画 | 平成27年度 | 平成28年度～平成32年度 | 緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な計画です。 | 公園緑地課 |
| 熊谷市営住宅等長寿命化計画 | 平成21年度 | 平成22年度～平成32年度 | 現在ある市営住宅ストックを適切に維持管理することにより、市営住宅の有効利用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指すための計画です。 | 営繕課 |
| 熊谷市水道事業アセットマネジメント計画 | 平成29年度 | | 持続可能な水道事業を実現していくため、アセットマネジメントの手法を活用した水道施設長期更新計画です。 | 工務課 |
| 熊谷市水道事業ビジョン | 平成29年度 | 平成30年度～平成44年度 | 熊谷市の特性などを踏まえ、今後の本市の水道事業の在り方について目指すべき方向性を示すものです。 | 工務課 |
| 熊谷市水道事業基本計画 | 平成29年度 | 平成30年度～平成44年度 | 「安全でおいしい水道水」を安定供給するために効率的な事業運営、及び施設・設備の整備や更新の事業計画を示す中長期的な計画です。 | 工務課 |
| 熊谷市水道施設耐震化計画 | 平成29年度 | 平成30年度～平成44年度 | 施設の耐震性能評価や管路の被害想定を行って、住民生活に与える影響を考慮した水道の復旧期間、応急給水拠点の配置、応急給水量などの目標を設定するものです。 | 工務課 |
| 熊谷市水道事業経営戦略 | 平成29年度 | 平成30年度～平成44年度 | 水道事業の経営の更なる健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、適正な料金による経営及び投資の合理化を図る中長期的な経営の基本計画です。 | 営業課 |
| 熊谷市教育振興基本計画 | 平成29年度 | 平成30年度～平成34年度 | 地域に根ざした教育・文化のまちを目指し、子どもたちの生きる力をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するための計画です。 | 学校教育課 |
| 熊谷市子ども読書活動推進計画 | 平成28年度 | 平成29年度～平成33年度 | 子どもが読書に親しむ機会の提供及び諸条件の整備・充実を図ることにより、次代を担う心豊かな子どもを育成することを目的とする計画です。本市の子ども読書活動に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。 | 熊谷図書館 |

※　平成30年3月31日時点で策定している計画を掲載しています。
※　計画の期間を定めていない計画は、空欄としています。

子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷

～輝く未来へトライ～

第2次熊谷市総合振興計画

平成 30 年 3 月
発　行／熊谷市
企画・編集／熊谷市総合政策部企画課
印　刷／ランドブレイン株式会社


Kumagaya City